

第3次上三川町障がい者基本計画  
上三川町第7期障がい福祉計画  
上三川町第3期障がい児福祉計画



上三川町  
令和6年3月



## ごあいさつ



障害者基本法第1条には、「全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」とあります。このような社会を実現するためには、障がいの有無にかかわらず、基本的人権が尊重され、個人の尊厳にふさわしい生活が保障されることが必要だと考えております。

令和4年5月には、障がい者の情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進するため、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が公布・施行されました。この法律は、全ての障がい者が、社会を構成する一員として、社会、経済、文化等あらゆる分野の活動への参加をより一層推進するためのものであり、障がい者の社会参加を後押しするものです。

本町におきましては、このような社会情勢の変化などを勘案しつつ、障がい者の社会参画を制約する社会的障壁を取り除き、自立した個人として日常生活を送ることができるよう、生活介護や就労支援などの障がい福祉サービス、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの通所サービスのほか、地域生活支援事業や医療費の助成など、数多くの施策を実施してまいりました。

今後、更なる障がい者福祉を推進していくため、この度の第3次障がい者基本計画、第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画の策定にあたっては、町内事業者や各種団体をはじめ、障害者手帳をお持ちの皆さまなど多くの方にご意見をいただいております。また、頂いたご意見を集約し、上三川町地域自立支援協議会において協議することで、町の障がい者福祉の方向性やサービスの必要量等について、方針を固めることができました。計画策定にご協力いただいた皆様には、心よりお礼申し上げます。

結びになりますが、共生社会の実現に向け、障がい者が暮らしやすい町づくりを推進してまいりますので、みなさまのより一層のご支援とご指導・ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

令和6年3月

上三川町長 星野光利

## － 目次 －

総論.....	1
第1章 計画の策定.....	1
第1節 計画策定の背景・趣旨.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	2
第3節 計画の期間.....	4
第4節 障がいに関する法改正等の動向.....	5
第5節 計画の対象者.....	7
第6節 SDGs（持続可能な開発目標）との関係性.....	7
第2章 障がいのある方を取り巻く現状と課題.....	8
第1節 障がい者数等の推移.....	8
第2節 障がい者福祉に関するアンケート結果概要.....	20
第3節 ヒアリング調査の結果概要.....	36
第4節 第2次上三川町障がい者基本計画の評価.....	39
第5節 取り組むべき課題.....	40
<b>各論1 障がい者基本計画.....</b>	<b>44</b>
第1章 計画の基本的な考え方.....	45
第1節 計画の基本理念.....	45
第2節 施策の体系.....	46
第3節 施策の方向性.....	47
第2章 施策の展開.....	49
施策の方向性1 地域生活の充実.....	49
施策の方向性2 療育・教育体制の充実.....	52
施策の方向性3 雇用・就労の推進.....	55
施策の方向性4 情報コミュニケーション手段の確保.....	57
施策の方向性5 理解と交流の促進.....	59
施策の方向性6 生活環境の整備.....	62
施策の方向性7 保健・医療の充実.....	66
施策の方向性8 権利擁護の充実.....	69
施策の方向性9 余暇活動・社会参加の促進.....	72

<b>各論2 障がい福祉・障がい児福祉計画</b> .....	<b>76</b>
第1章 計画の基本的な考え方.....	77
第1節 基本的な考え方.....	77
第2章 障がい福祉・障がい児福祉サービスの推進.....	78
第1節 令和8年度の目標と考え方.....	78
第2節 障がい福祉サービスの見込量と確保の方策.....	89
第3節 障がい児福祉サービスの見込み量と確保の方策.....	100
第4節 地域生活支援事業の見込量と確保の方策.....	104
<b>各論3 計画の推進</b> .....	<b>108</b>
第1章 計画の推進に向けて.....	109
第1節 計画の推進のために.....	109
第2節 計画の点検と評価.....	110
<b>資料編</b> .....	<b>112</b>
第1節 計画策定の経過.....	113
第2節 上三川町地域自立支援協議会設置条例.....	114
第3節 上三川町地域自立支援協議会委員名簿.....	116
第4節 用語解説.....	117

### 「障がい」の表記について

一般的に「障害」に用いる「害」という漢字は、否定的な用語に使われることがあり、一部の人は“不快感を覚える”、“人権尊重の観点からも好ましくない”、などの意見があります。

「障害」の表記は、「害」をそのまま使用するべきとの意見もありますが、町では少しでも否定的なイメージを和らげるため、法令や条例等の名称及びそれらの中で特定のものを指す用語、組織、関係団体、関係施設などの名称を除き「障害」を「障がい」と表記することとしています。



## 総論

---

# 第1章 計画の策定

## 第1節 計画策定の背景・趣旨

---

### 1 計画策定の背景と趣旨

本町では、平成29年3月に、町におけるこれまでの取組の実績や地域の実情などを踏まえるとともに、国の「障害者基本計画（第3次）」、県の「とちぎ障害者プラン21（2015～2020）」を踏まえ、「第2次上三川町障がい者計画」を策定しました。

また、国の「第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画に係る基本指針」や、県の「栃木県障害福祉計画（第6期計画）・栃木県障害児福祉計画（第2期計画）」を踏まえ、「上三川町第6期障がい福祉計画」、「上三川町第2期障がい児福祉計画」を策定し、障がい者の自立支援や社会参加の推進、障がいの特性に応じた障がい福祉サービスの充実に向けた取組を進めてきました。

上記2計画の直近の動向として国においては、障害者基本法の目的に掲げる、「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」という理念にのっとり、共生社会の実現に向け、令和5年3月に障害者基本計画（第5次）を閣議決定しました。

また、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定に向けた国の指針が示され、第6期計画で示された、一人ひとりの生活課題に総合的に対応していく「地域共生社会」の実現や、精神障がい者支援の充実のほか、障がい児支援の一層の充実を図る障害児福祉計画の推進など、これまでの取組を継続しつつ、着実に地域に根付かせていくことが求められています。

令和6年3月をもって、第2次上三川町障がい者基本計画及び上三川町第6期障がい福祉計画、上三川町第2期障がい児福祉計画が計画期間満了を迎えるにあたり、本計画においては、「自分らしく 誰もが笑顔で暮らせるまち かみのかわ」を基本理念として、国や県の指針、社会情勢の変化、アンケート・ヒアリング調査の結果、パブリックコメント、上三川町地域自立支援協議会の意見などに基づき、「第3次上三川町障がい者基本計画」、「上三川町第7期障がい福祉計画、上三川町第3期障がい児福祉計画」を策定します。



## 第2節 計画の位置づけ

### 1 法的位置づけ

「第3次上三川町障がい者基本計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として策定します。町が取り組むべき今後の障がい者施策の基本的な方向性を定めた総合的な計画であり、同時に、住民や関係企業・各種団体などが自主的かつ積極的な活動を行うための指針となるものです。

また、「上三川町第7期障がい福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）第88条に基づき策定するものであり、主に生活支援についてのサービス提供基盤の整備に関する実施計画として位置づけられています。障がい者の自立と社会参加を促進するため、障がい福祉サービスや相談支援並びに地域生活支援事業の種類ごとに必要な量を見込むとともに、その見込量を確保するための具体的な方策を設定します。

「上三川町第3期障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づき策定するものであり、障がい児通所支援等のサービス確保のための計画として定めるものです。

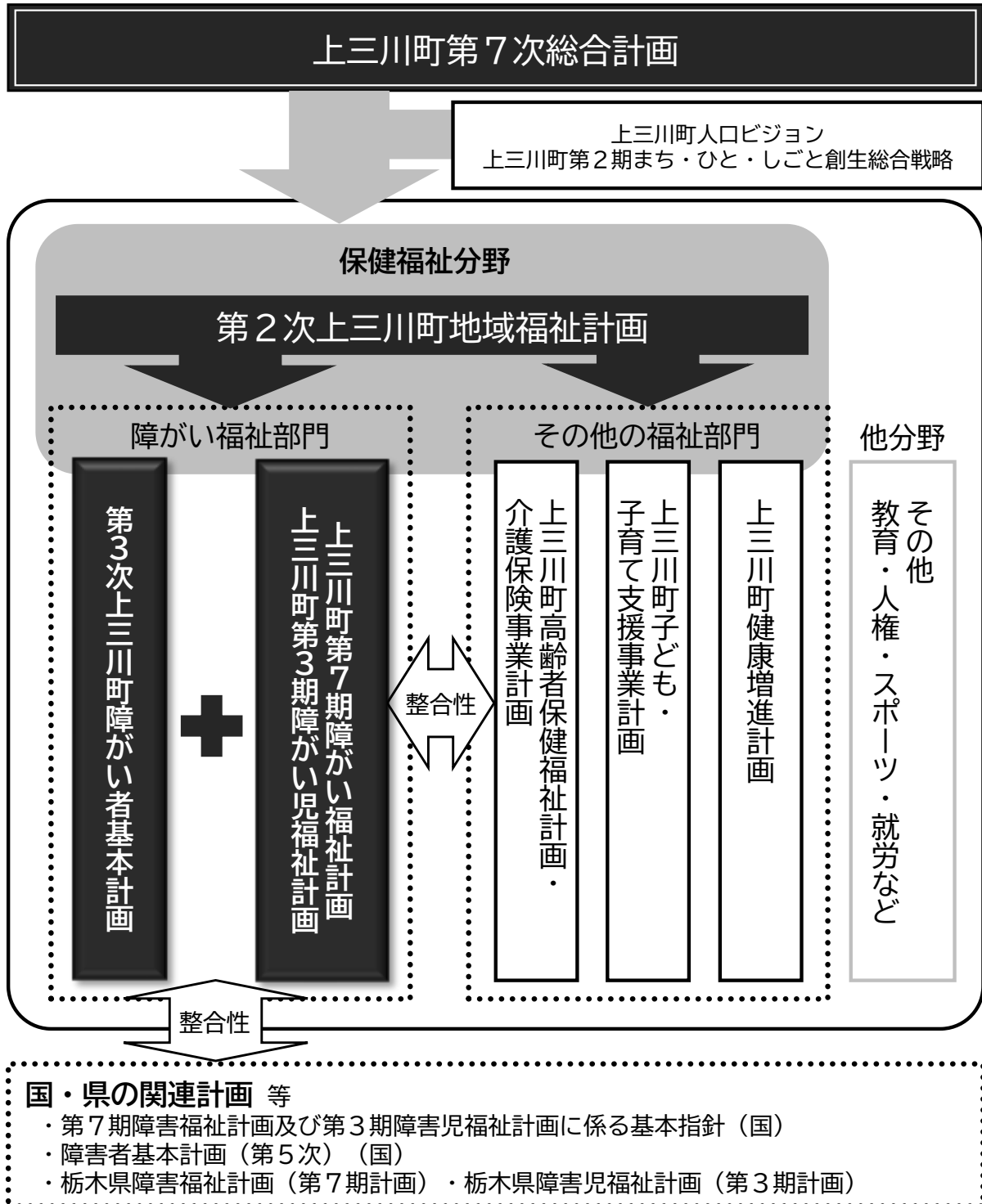
#### ■障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の概要

計画名称	根拠法令	所管省庁	策定内容
障がい者基本計画	障害者基本法 第11条第3項	内閣府	障がい者のための施策に関する基本的事項を定める
障がい福祉計画	障害者総合支援法 第88条第1項	厚生労働省	障がい福祉サービスや地域生活支援事業の見込量、見込量確保のための方策を定める
障がい児福祉計画	児童福祉法 第33条の20第1項		児童福祉法に基づくサービスの見込量、見込量確保のための方策を定める

## 2 他計画との関連性

本計画は、本町の最上位計画である「上三川町第7次総合計画」の施策の“障がい者支援の充実”に関わる1計画として策定し「第3次上三川町障がい者基本計画」、「上三川町第7期障がい福祉計画」、「上三川町第3期障がい児福祉計画」の3計画を一体とし、その他の福祉に関連する計画をはじめ他分野計画、さらに国や栃木県の計画等との整合を図りながら策定しています。

### ■他計画との関係性



### 第3節 計画の期間

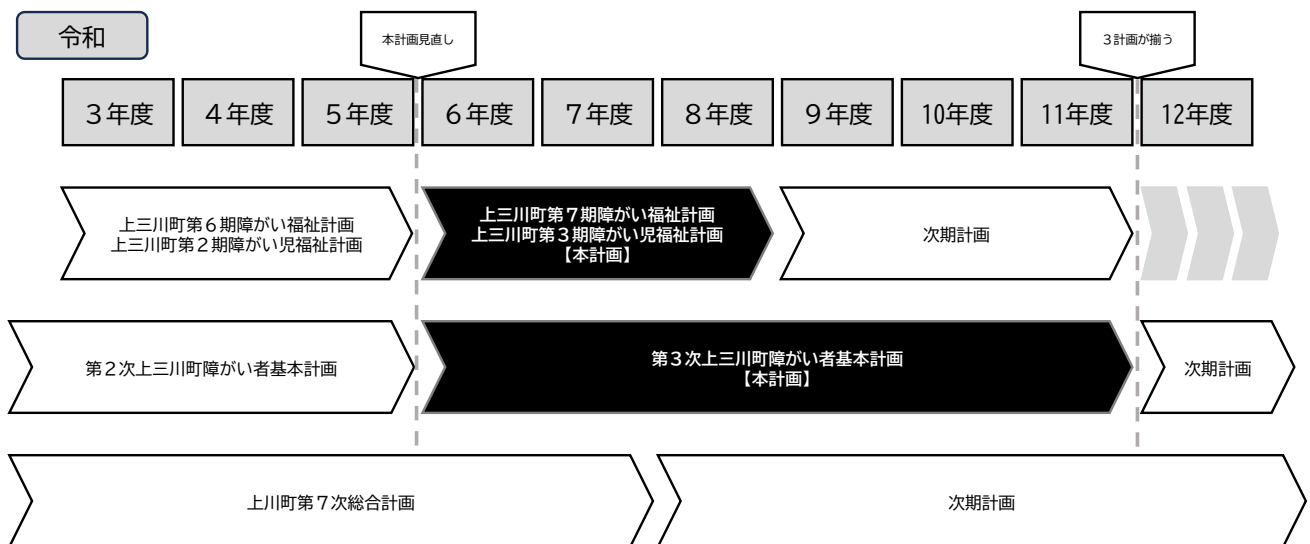
第3次上三川町障がい者基本計画の対象期間は、3年ごとに策定される「上三川町障がい福祉計画」、「上三川町障がい児福祉計画」の計画終了期間に合わせ令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間とします。

また、目標年度である令和11(2029)年度には、事業の検証や評価を行った後、国の動向等を注視しながら、次期計画の策定について検討していきます。

上三川町第7期障がい福祉計画、上三川町第3期障がい児福祉計画の対象期間は、令和6(2024)年度を初年度とし、令和8(2026)年度を目標年度とする3か年の計画です。

最終年度にあたる令和8(2026)年度には、本計画を見直して次期計画の策定を行います。

#### ■計画期間



計画名称	計画期間
第3次上三川町障がい者基本計画	令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間
上三川町第7期障がい福祉計画	令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間
上三川町第3期障がい児福祉計画	令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間

## 第4節 障がいに関する法改正等の動向

### ■近年の主な関連法制度等の動向(令和元年以降)

年月日	主な法制度の制定、改廃など
令和元年 6月施行	<p><b>「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(読書バリアフリー法)の制定</b>            視覚障がい者等(視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者)の読書環境を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目指し施行されました。</p>
令和3年 9月施行	<p><b>医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の制定</b>            医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加していること、医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることから、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資することで、安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的として「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が制定されました。</p>
令和4年 5月施行	<p><b>障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定</b>            正式名称は「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」であり、全ての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的とし制定、施行されました。</p>
令和5年 4月施行	<p><b>児童福祉法の改正</b>            児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うため、こども家庭センターの設置、児童発達支援センターの役割の明確化、機能強化、障がい児入所施設からの円滑な移行調整等について規定されました。</p>

年月日	主な法制度の制定、改廃など
令和6年 4月施行	<p><b>障害者差別解消法の改正</b></p> <p>正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」。障がい者を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障がい者を理由とする差別を解消するための支援措置を強化するため障害者差別解消法を改正することが公布されました。</p>
令和6年 4月施行	<p><b>障害者総合支援法の改正</b></p> <p>正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。障がい者および障がい児の日常生活や社会生活の支援、福祉の増進、障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことのできる地域社会の実現などを目的とした法律です。障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等によって、障がい者等の希望する生活を実現するため、令和4年に改正されました。</p>
令和6年 4月施行	<p><b>障害者雇用促進法施行令の改正</b></p> <p>全ての国民が障がいの有無にかかわらず、個人として尊重されること、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現しようというノーマライゼーションの理念があります。そして、職業生活においても、障がい者は経済活動を構成する労働者の一員として、本人の意思と能力を発揮して働くことができる機会を確保されることを目的として制定されました。</p>

## 第5節 計画の対象者

本計画は、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む）、難病、その他の心身の機能の障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とします。ただし、具体的事業の対象となる障がい者の範囲は、個別の法令等の規定によりそれぞれ限定されます。

また、障がいのある人もない人も、ともに暮らす地域社会の実現のためには、全ての町民による障がいへの理解と協力が必要です。そのため、障がいのある人だけでなく、全ての町民も対象といえます。

## 第6節 SDGs（持続可能な開発目標）との関係性

本計画では、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）を取り入れ、「誰一人取り残さない」という SDGs の理念に沿って、地域の生活課題の解決に向けた福祉のまちづくりを持続的に推進していくこととします。本計画で主に取り組む SDGs の目標は、以下のとおりです。

### ■本計画で主に取り組む SDGs の目標



#### 3 すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



#### 4 質の高い教育をみんなに

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



#### 8 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（適切な雇用）を促進する



#### 10 人や国の不平等をなくそう

国内及び国家間の不平等を是正する



#### 16 平和と公正をすべての人に

公正、平和かつ包摂的な社会を推進する



#### 17 パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する

# 第2章 障がいのある方を取り巻く現状と課題

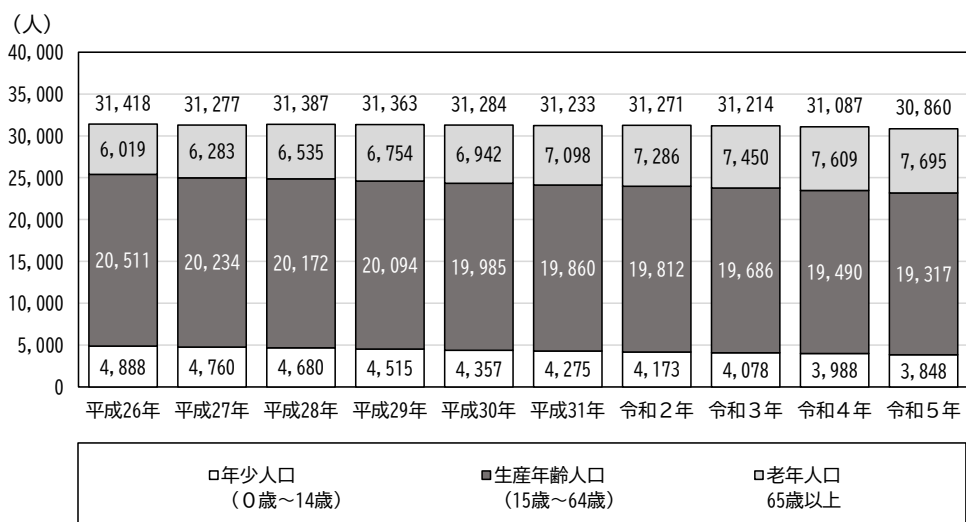
## 第1節 障がい者数等の推移

### 1 人口

本町の総人口は、大きな増減なくおおむね横ばいに推移しており、令和5年3月末日現在、30,860人となっています。

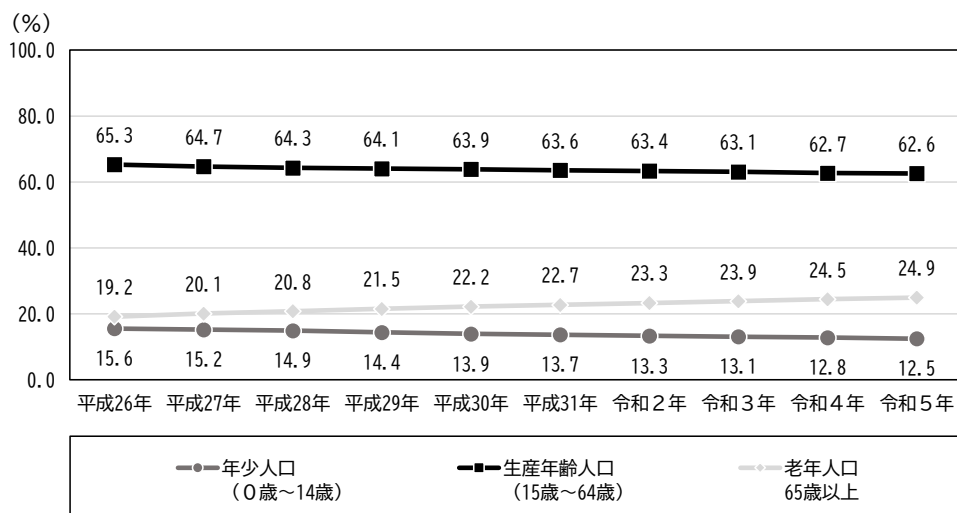
また、年齢3区分別人口とその構成比をみると、令和5年3月末日現在では、年少人口（0～14歳）は3,848人で12.5%、生産年齢人口（15～64歳）は19,317人で62.6%、老年人口（65歳以上）は7,695人で24.9%となっています。年齢3区分別人口構成比の推移をみると、年少人口と生産年齢人口が減少している一方、老年人口は増加傾向にあり、ゆるやかではあるものの少子高齢化が進行しています。

■総人口及び年齢3区分別人口の推移



資料:住民基本台帳 (各年3月末日現在)

■年齢3区分別人口構成比の推移



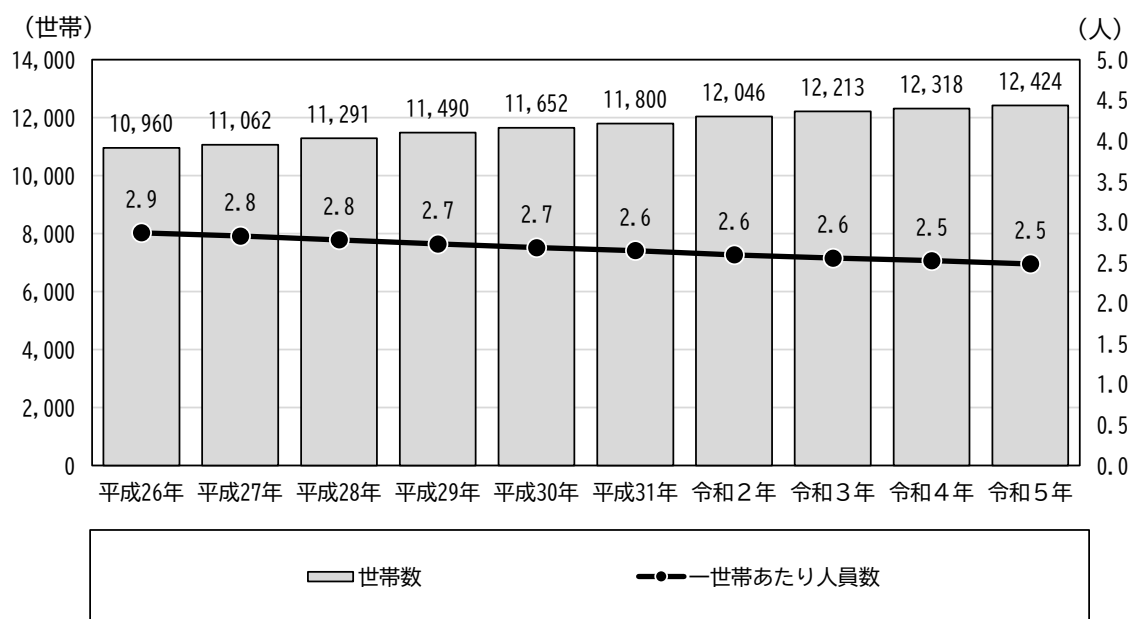
資料:住民基本台帳 (各年3月末日現在)

## 2 世帯

本町の世帯数はゆるやかに増加しており、令和5年3月末日現在、12,424 帯となっています。

また、一世帯あたり人員数をみると、平成26年から令和5年にかけて減少傾向にあり、令和5年3月末日現在では2.5人となっています。

### ■世帯数及び一世帯あたり人員数の推移



資料:住民基本台帳 (各年3月末日現在)



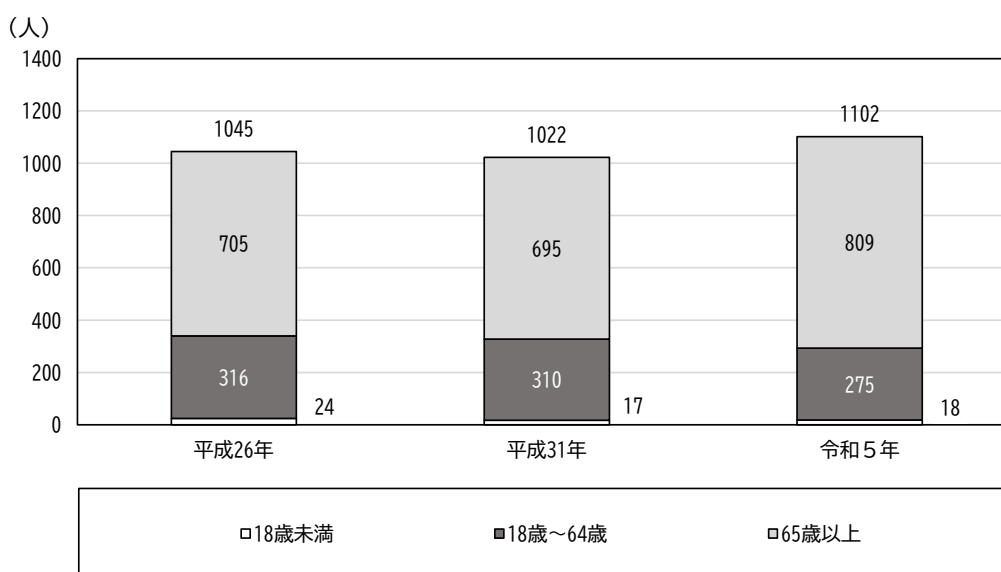
### 3 身体障害者手帳所持者

#### (1) 手帳所持者数と年齢別構成比

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成26年から平成31年にかけて減少傾向にありましたが、令和5年4月1日現在は1,102人と増加しています。

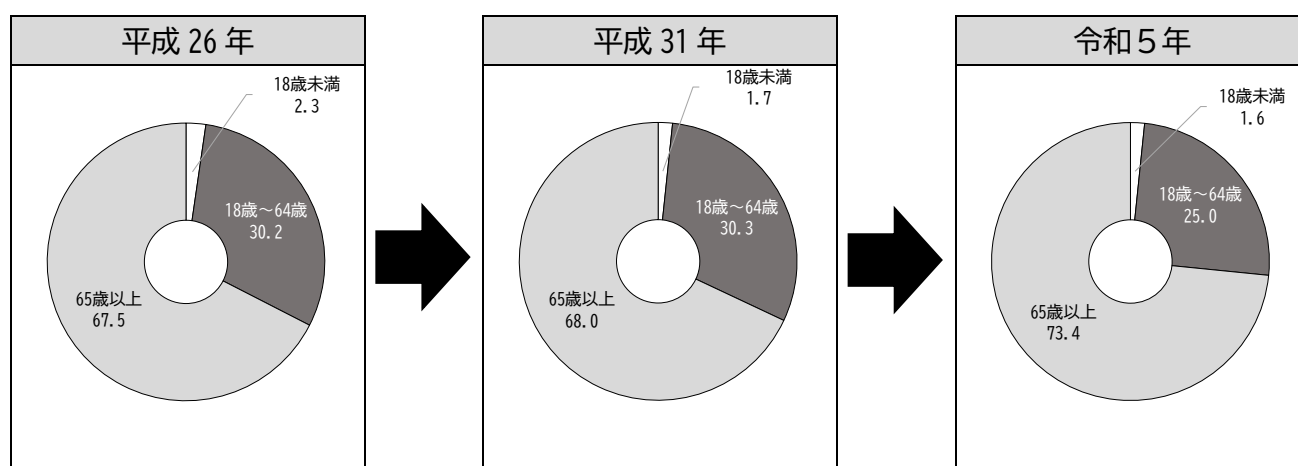
また、年齢別に身体障害者手帳所持者数とその構成比をみると、令和5年4月1日現在では、18歳未満は18人で1.6%、18～64歳は275人で25.0%、65歳以上は809人で73.4%となっており、全体の7割以上を65歳以上が占めています。

#### ■年齢別身体障害者数の推移



資料:健康福祉課 (各年4月1日現在)

#### ■年齢別身体障害者手帳所持者構成比の推移



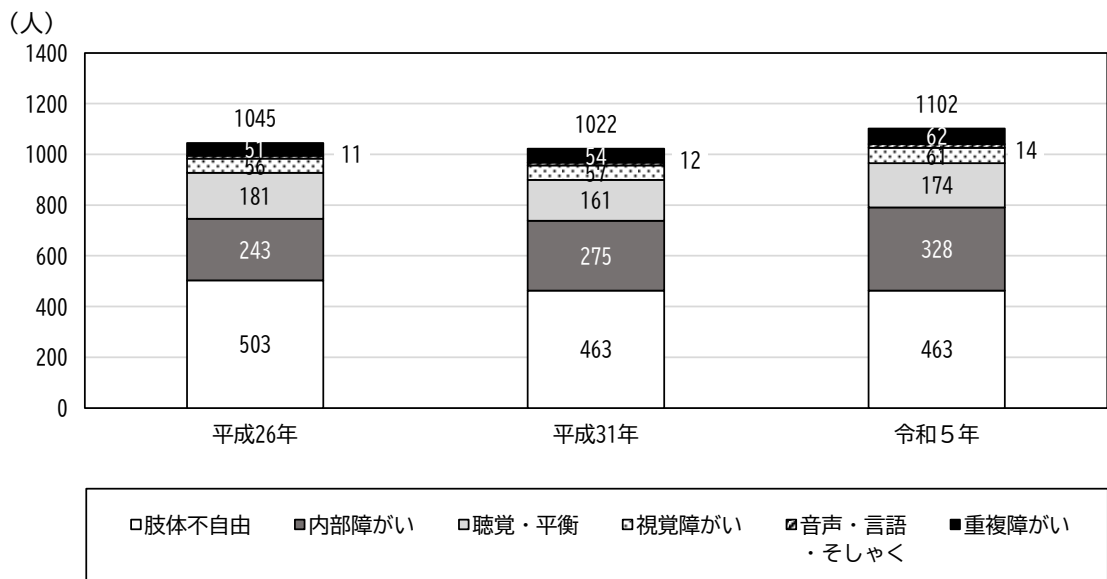
資料:健康福祉課 (各年4月1日現在)

## (2) 障がい種類別手帳所持者数と構成比

障がいの種類別に身体障害者手帳所持者数とその構成比をみると、令和5年4月1日現在では、肢体不自由が最も多く463人で42.0%、次いで内部障がい328人で29.8%、聴覚・平衡が174人で15.8%、重複障がい62人で5.6%、視覚障がい61人で5.5%、音声・言語・そしゃくが14人で1.3%となっています。

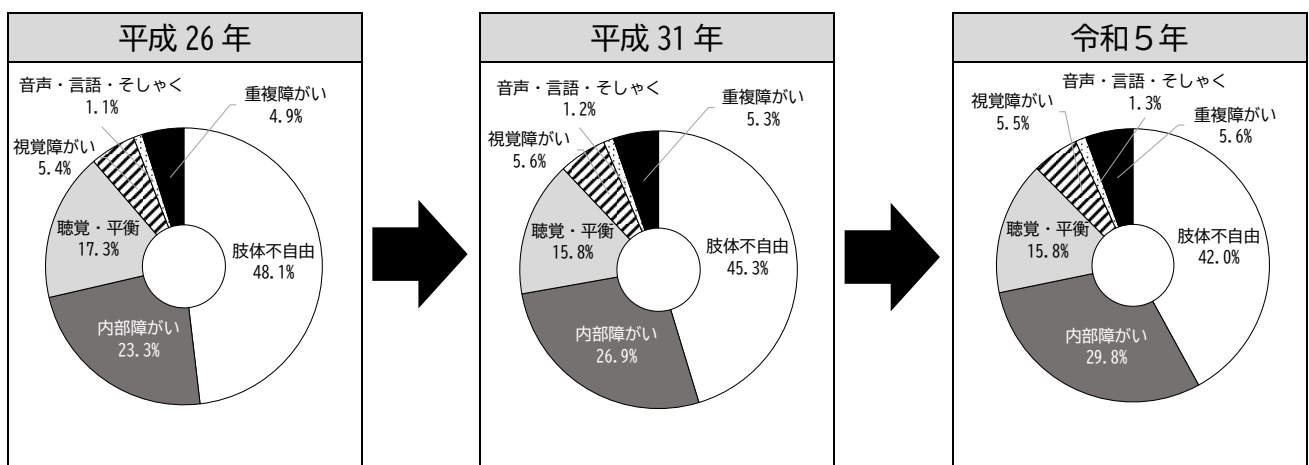
構成比の推移をみると、平成26年から令和5年にかけて、内部障がいが増加、肢体不自由が減少傾向となっています。

### 障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移



資料:健康福祉課 (各年4月1日現在)

### 障がいの種類別身体障害者手帳所持者構成比の推移



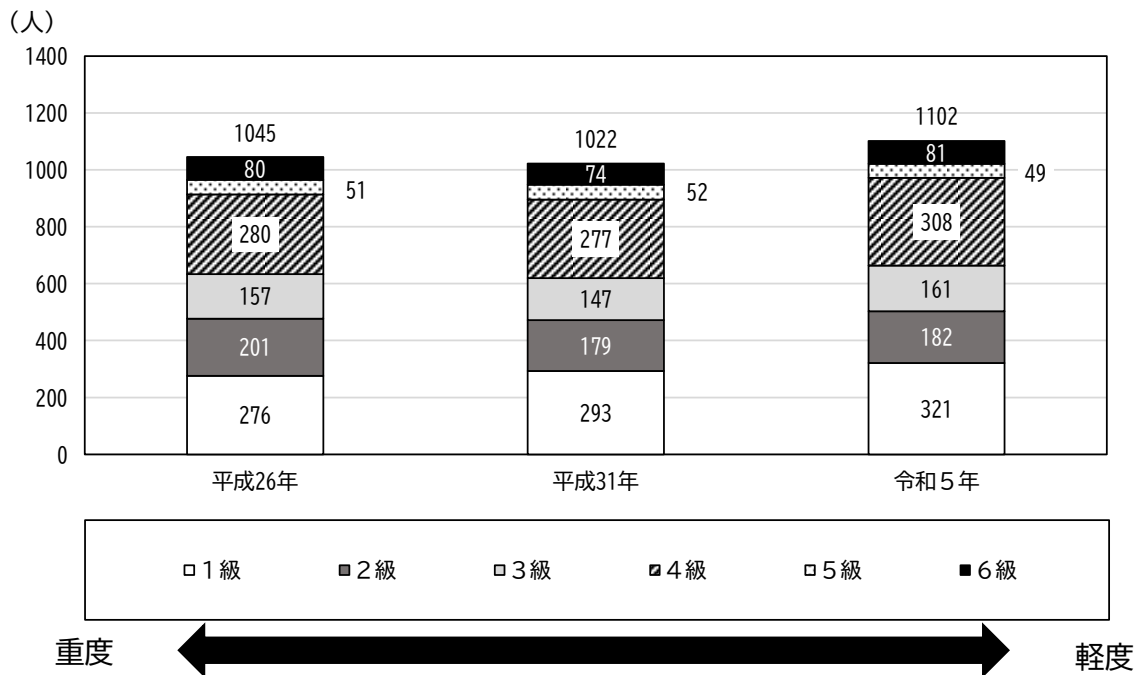
資料:健康福祉課 (各年4月1日現在)

(3) 障がい等級別手帳所持者数と構成比

障がい程度等級別に身体障害者手帳所持者数とその構成比をみると、令和5年4月1日現在では1級が最も多く321人で29.1%、次いで4級が308人で27.9%、2級が182人で16.5%、3級が161人で14.6%、6級が81人で7.4%、5級が49人で4.4%となっています。

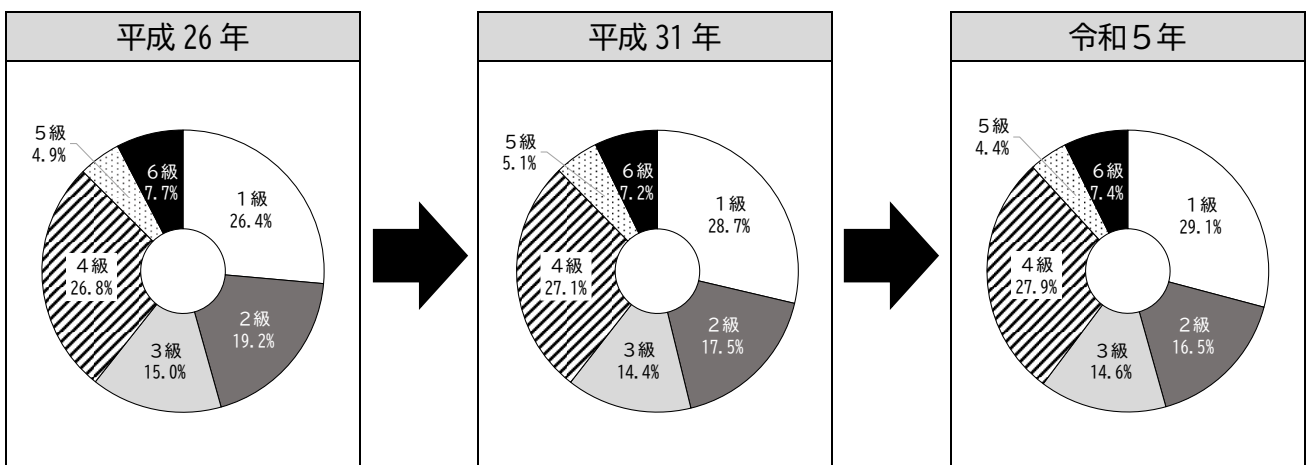
構成比の推移をみると、平成26年から令和5年にかけて、1級、4級が増加傾向となっています。

■障がい程度等級別身体障害者手帳所持者数の推移



資料:健康福祉課 (各年4月1日現在)

■障がい程度等級別身体障害者手帳所持者構成比の推移



資料:健康福祉課 (各年4月1日現在)

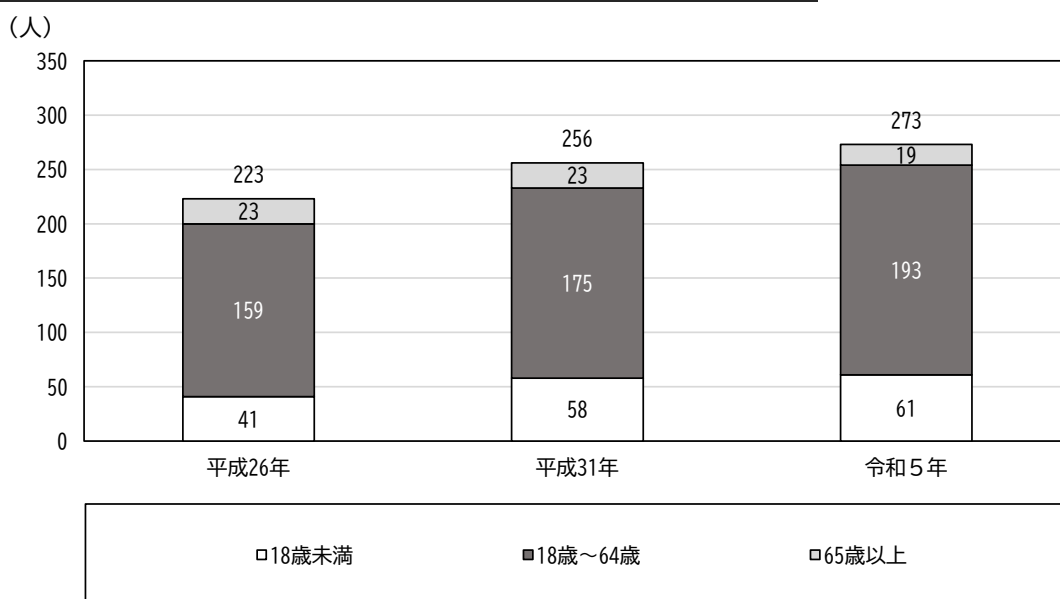
## 4 療育手帳

### (1) 手帳所持者数と年齢別構成比

療育手帳所持者数の推移をみると、平成26年の223人から増加の傾向で推移しており、令和5年4月1日現在では273人となっています。

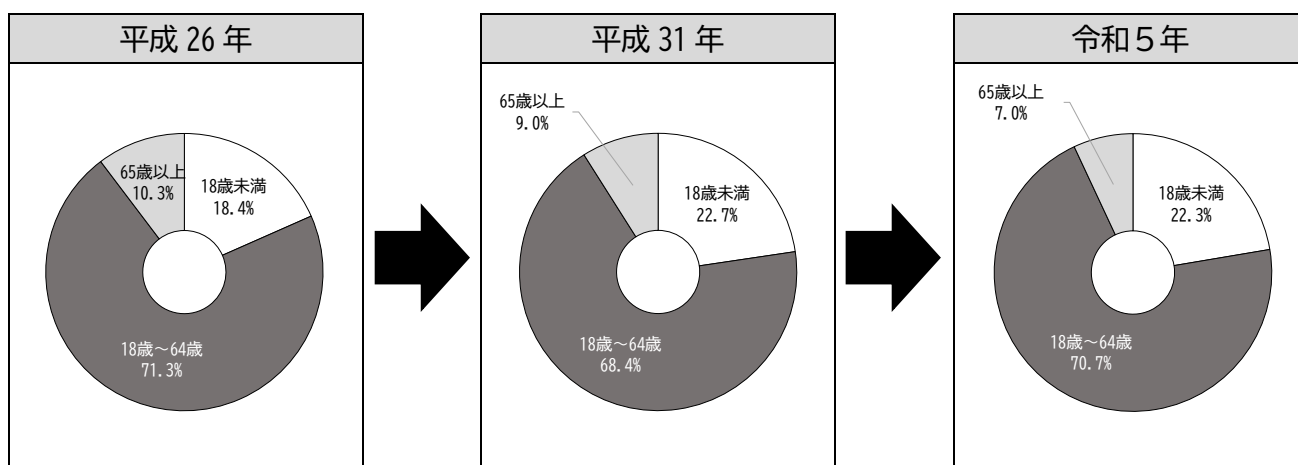
また、年齢別に療育手帳所持者数とその構成比をみると、18歳未満は61人で22.3%、18～64歳は193人で70.7%、65歳以上は19人で7.0%となっており、平成26年から令和5年にかけて年齢ごとの大きな変化はみられません。

#### ■年齢別療育手帳所持者数の推移



資料:健康福祉課 (各年4月1日現在)

#### ■年齢別療育手帳所持者構成比の推移

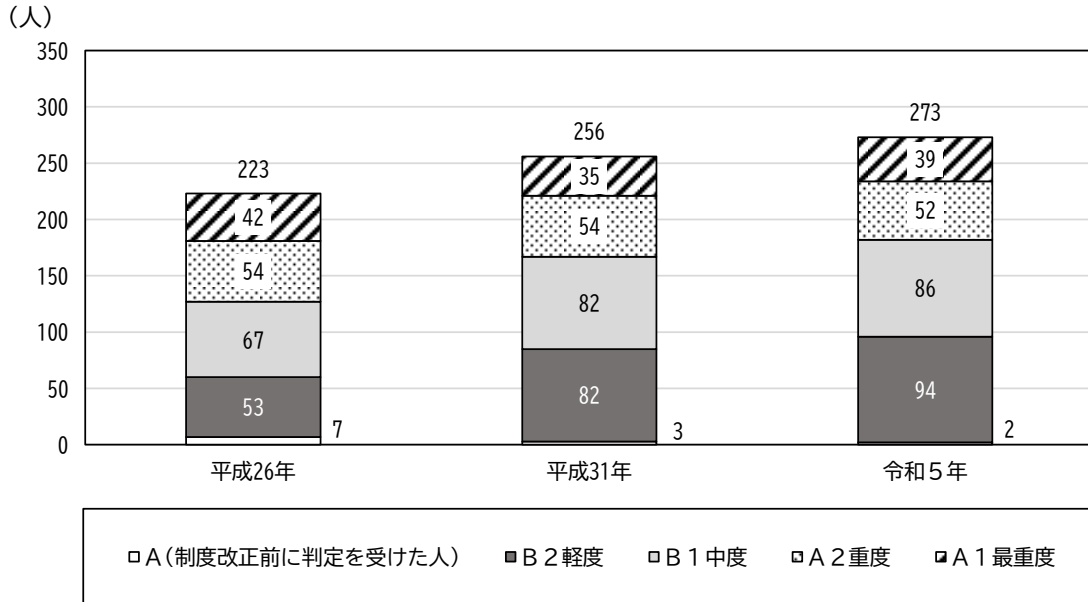


資料:健康福祉課 (各年4月1日現在)

(2) 区分別手帳所持者数と構成比

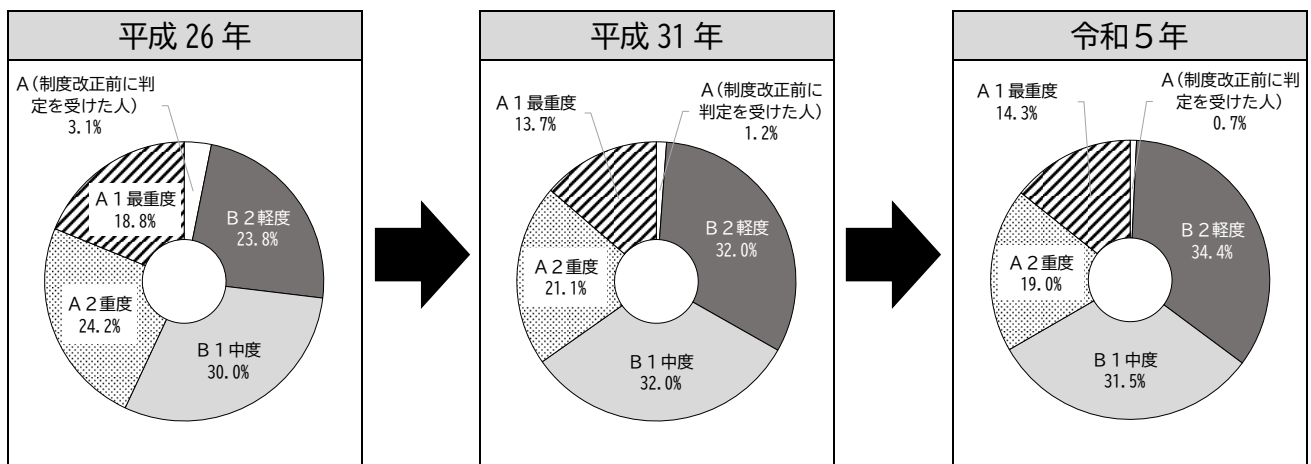
区分別に療育手帳所持者数とその構成比の推移をみると、平成 26 年から令和 5 年にかけて B 1 中度、B 2 軽度が増加傾向にあり、特に、B 2 軽度は平成 26 年の 53 人の 23.8%から令和 5 年には 94 人の 34.4%まで増加しています。

区分別療育手帳所持者数の推移



資料:健康福祉課 (各年4月1日現在)

区分別年齢別療育手帳所持者構成比の推移



資料:健康福祉課 (各年4月1日現在)

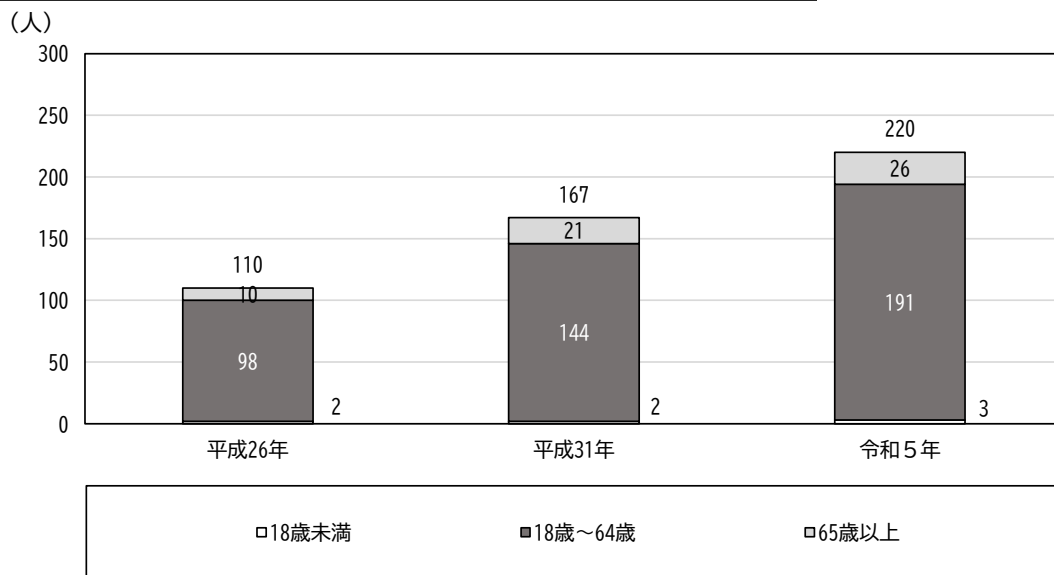
## 5 精神障害者保健福祉手帳

### (1) 手帳所持者数と年齢別構成比

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成26年から令和5年にかけて増加傾向で推移しており、令和5年4月1日現在は220人となっています。また、平成26年に比べ令和5年では精神障害者保健福祉手帳所持者数が2倍となっています。

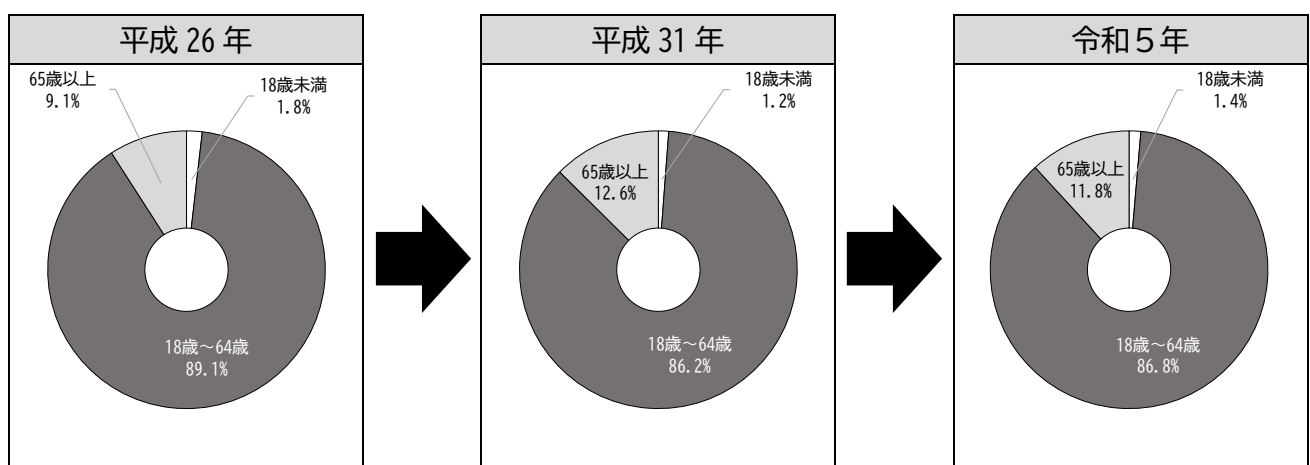
また、年齢別に精神障害者保健福祉手帳所持者数とその構成比をみると、令和5年4月1日現在では18歳未満は3人で1.4%、18～64歳は191人で86.8%、65歳以上は26人で11.8%となっています。

#### ■年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料:健康福祉課 (各年4月1日現在)

#### ■年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者構成比の推移



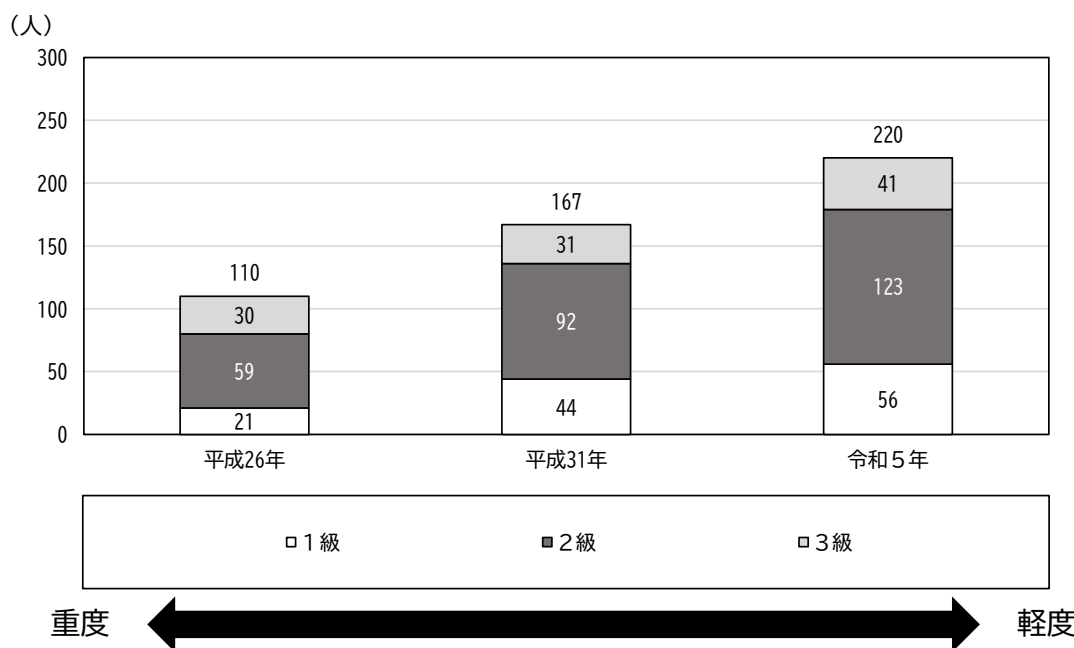
資料:健康福祉課 (各年4月1日現在)

## (2) 等級別手帳所持者数と構成比

等級別に精神障害者保健福祉手帳所持者数とその構成比をみると、令和5年4月1日現在、1級が56人で25.5%、2級が123人で55.9%、3級が41人で18.6%となっています。

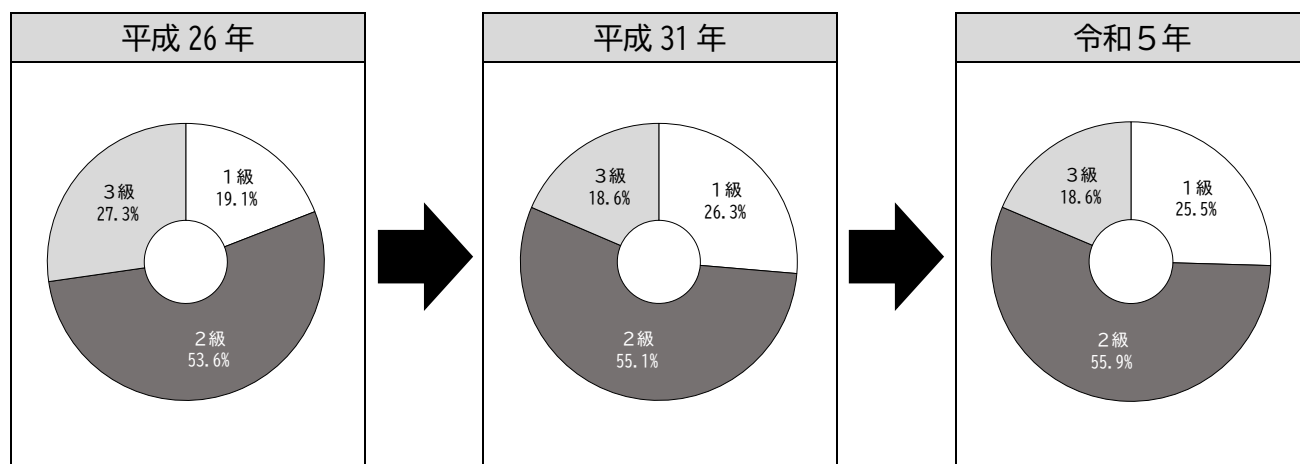
令和5年における、等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別構成比をみると、18歳未満は1級のみ5.4%で、18～64歳は1級で73.2%、2級で91.9%、3級では90.2%となっています。また、65歳以上は1級で21.4%、2級で8.1%、3級で9.8%となっています。

### ■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



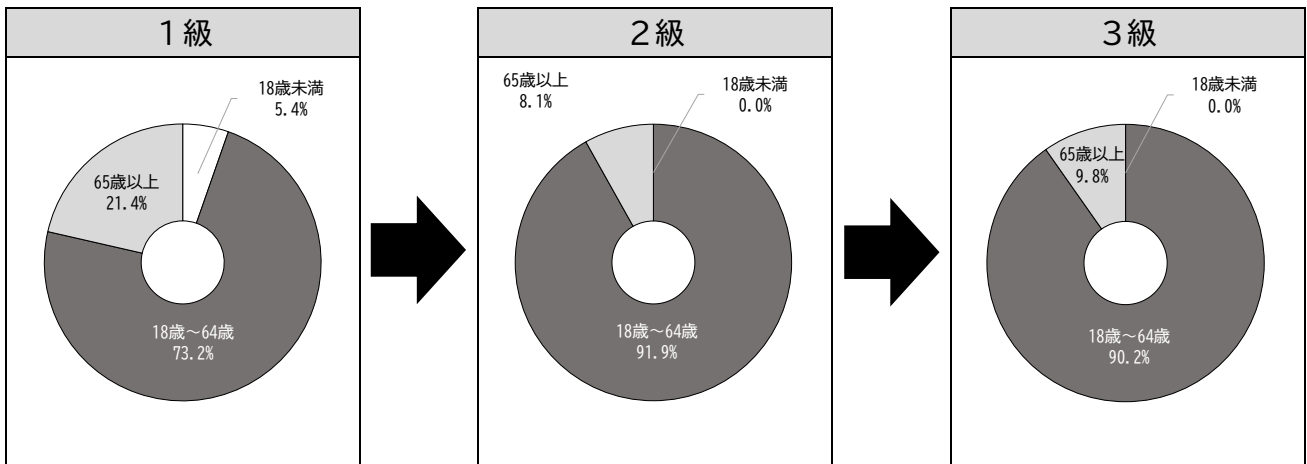
資料:健康福祉課 (各年4月1日現在)

### ■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者構成比の推移



資料:健康福祉課 (各年4月1日現在)

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別構成比（令和5年）の状況

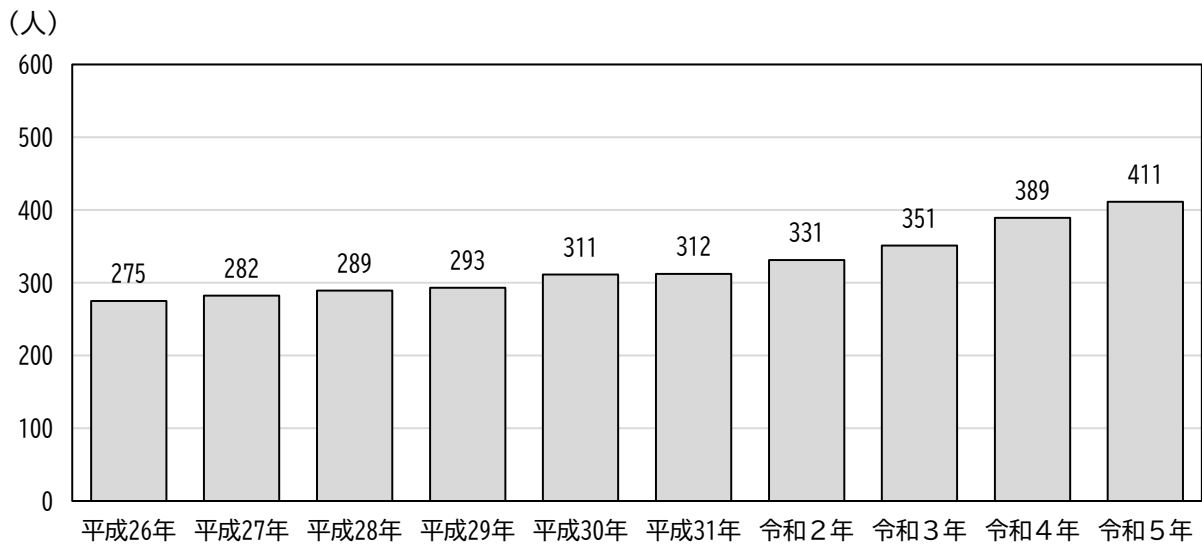


資料:健康福祉課（令和5年4月1日現在）

（3）自立支援医療（精神通院医療）

自立支援医療（精神通院医療）費の受給者数の推移をみると、平成26年から令和5年にかけて増加傾向となっており、令和5年4月1日現在は411人となっています。

■自立支援医療（精神通院医療）費受給者数の推移



資料:健康福祉課（各年4月1日現在）



## 6 障がい児

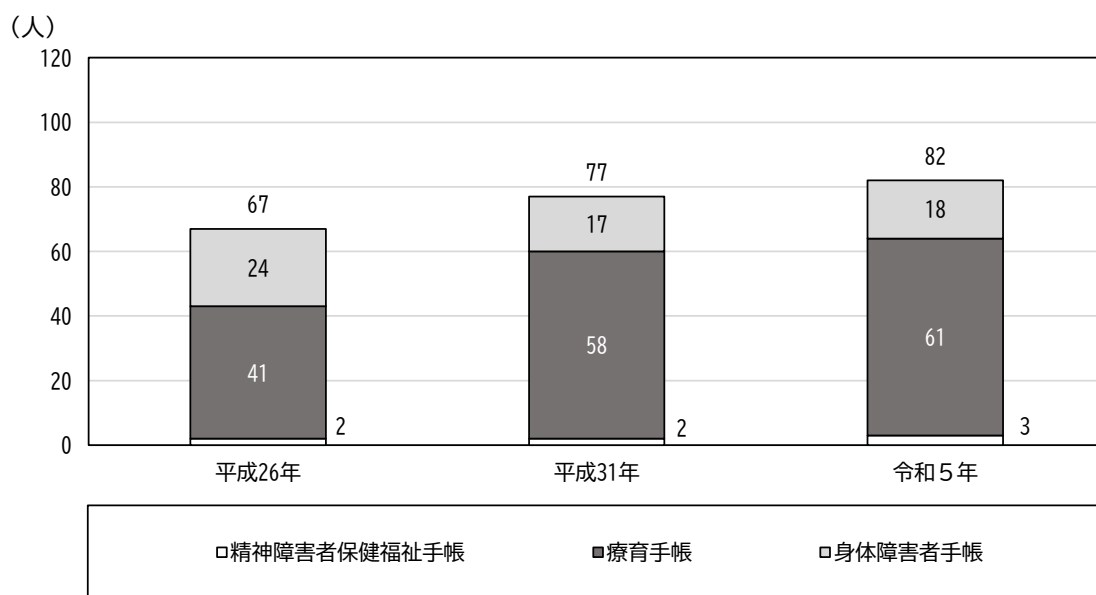
### (1) 手帳別所持者数

障がい児の手帳種類別障害者手帳所持者数の推移をみると、平成26年の67人から令和5年4月1日現在では82人と増加傾向にあります。

また、手帳種類別に障害者手帳所持者数と構成比をみると、令和5年4月1日現在では療育手帳が最も多く61人で74.4%、次いで身体障害者手帳が18人で22.0%、精神障害者保健福祉手帳が3人で3.7%となっています。

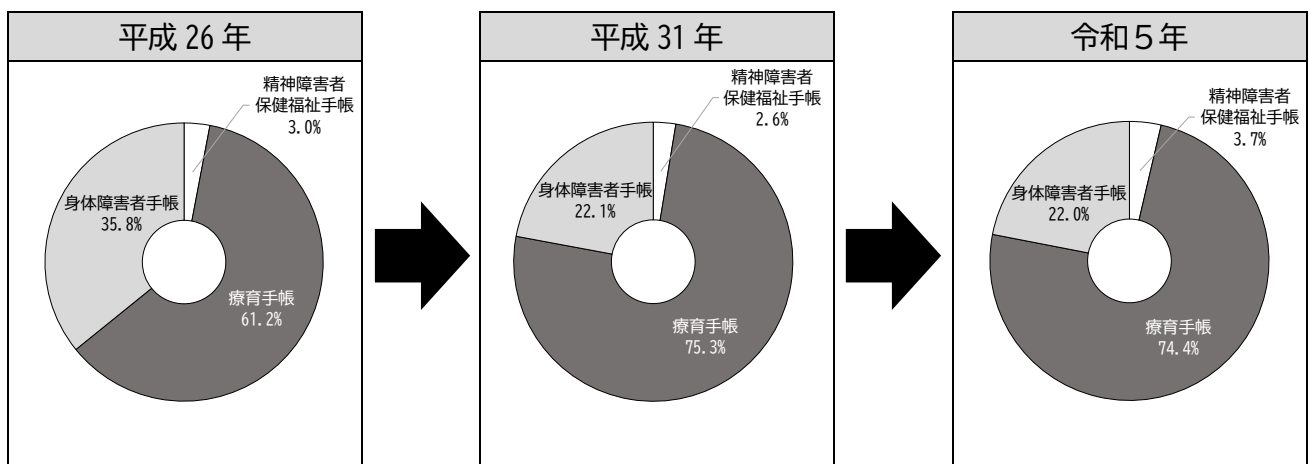
平成26年から令和5年にかけて主に増加している手帳は療育手帳で、その数は平成26年の41人から令和5年には20人増えて61人となっています。

#### 障がい児の手帳種類別障害者手帳所持者数の推移



資料:健康福祉課 (各年4月1日現在)

#### 障がい児の手帳種類別障害者手帳所持者構成比の推移



資料:健康福祉課 (各年4月1日現在)

## (2) 町内保育園、幼稚園、認定こども園の園数及び在園児数の推移

障害者手帳を所持している、または特別な支援等を必要とする子どものうち、町内の保育園に在園している在園児数の推移をみると、平成26年は0人でしたが、平成27年に1人、平成31年には4人となり、令和5年5月1日現在は12人となっています。

### ■保育園、幼稚園、認定こども園の園数及び在園児数の推移

単位:園・人

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
保育園	園数	7	7	7	8	8	8	9	9	10	11
	在園児数	0	1	1	1	5	4	9	11	14	12
幼稚園	園数	2	2	1	2	2	1	1	1	1	1
認定こども園	園数						1	1	1	2	2

資料:子ども家庭課(各年5月1日現在)

## (3) 町内小中学校の特別支援学級及び児童数の現状

町内小学校の特別支援学級の学級数と児童数の推移をみると、平成26年は4学級26人でしたが、平成31年には7学級24人となり、令和5年5月1日現在は12学級52人となっています。

町内中学校の特別支援学級の学級数と生徒数の推移をみると、平成26年は2学級7人でしたが、平成31年には4学級16人となり、令和5年5月1日現在は5学級15人となっています。

### ■小・中学校の学校数及び特別支援学級の学級数と児童・生徒数の推移

単位:校・学級・人

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	学校数	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	学級数	4	4	4	4	6	7	7	10	11	12
	児童数	26	19	18	21	32	24	29	38	46	52
中学校	学校数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	学級数	2	3	3	3	3	4	5	5	5	5
	児童数	7	11	10	14	13	16	18	20	19	15

資料:教育総務課(各年5月1日現在)

## 第2節 障がい者福祉に関するアンケート結果概要

上三川町障がい者基本計画策定のためのアンケート調査は、本計画の基礎資料として、本町に在住する障がい者の生活の状況や要望、障がい者施策に対する意見等を調査し、障がい者をめぐる現状の把握を行うことを目的に実施しました。

本計画では、「上三川町障がい者基本計画策定のためのアンケート調査報告書（令和5年）」の調査結果を抜粋にて記載しています。「上三川町障がい者基本計画策定のためのアンケート調査報告書（令和5年）」の詳細については上三川町ホームページにてご覧ください。

### 1 調査概要

調査実施期間：令和5年9月12日（火）から令和5年9月27日（水）

調査方法：郵送配布・郵送回収

#### ■回収数・回収率及び有効回収率

対象	配布数	回収数	回収率
障害者手帳所持者・ 障がい福祉サービス利用者	1,000 票	501 件	50.1%

○「調査結果」の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。

○「n」は、「number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。

○百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出し、本文及び図表の数字に関しては、すべて小数第2位を四捨五入、小数第1位までを表記します。このため、すべての割合の合計が100%にならないことがあります。

また、複数回答（2つ以上選ぶ問）の設問では、すべての割合の合計が100%を超えることがあります。

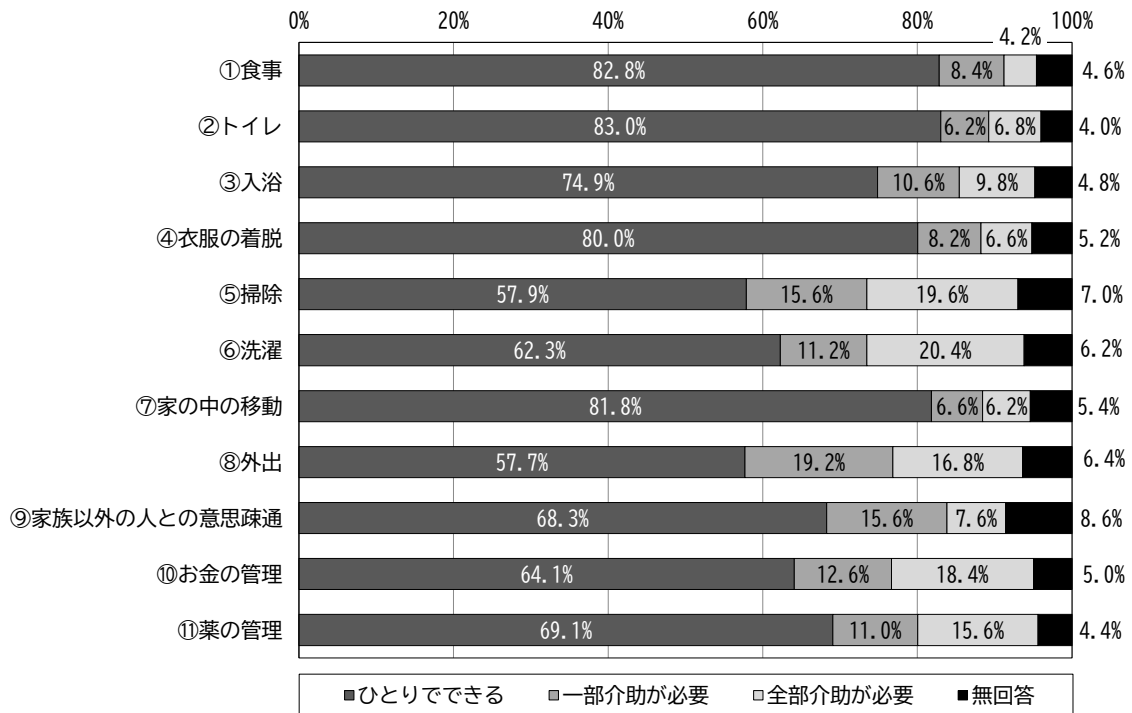
## 2 調査結果概要

アンケートの主要な結果は以下の通りです。(設問の番号はアンケートとリンク)

問5 日常生活で、次のことをどのようにしていますか。①から⑪のそれぞれにお答えください。

「ひとりでできる」の割合が高い項目については、「①食事」、「②トイレ」、「④衣服の着脱」、「⑦家の中の移動」で8割を超え高くなっています。

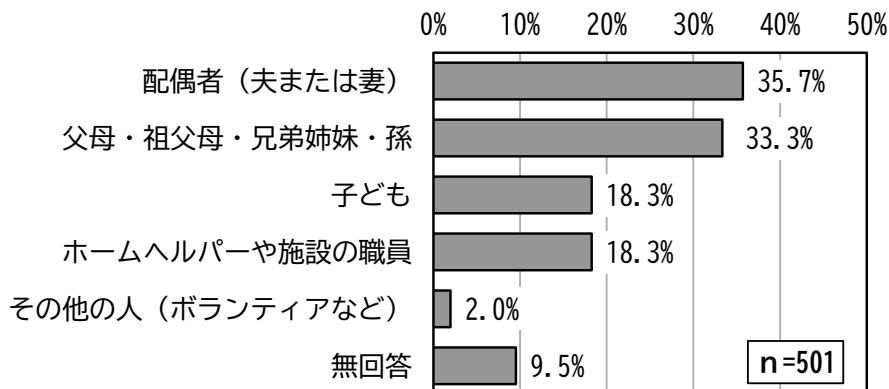
「介助が必要（一部介助が必要、全部介助が必要を合わせて）」の割合が高い項目については、「⑤掃除」、「⑥洗濯」、「⑧外出」、「⑩お金の管理」で3割を超え高くなっています。



n=501

問6 あなたを介助してくれる方は主に誰ですか。

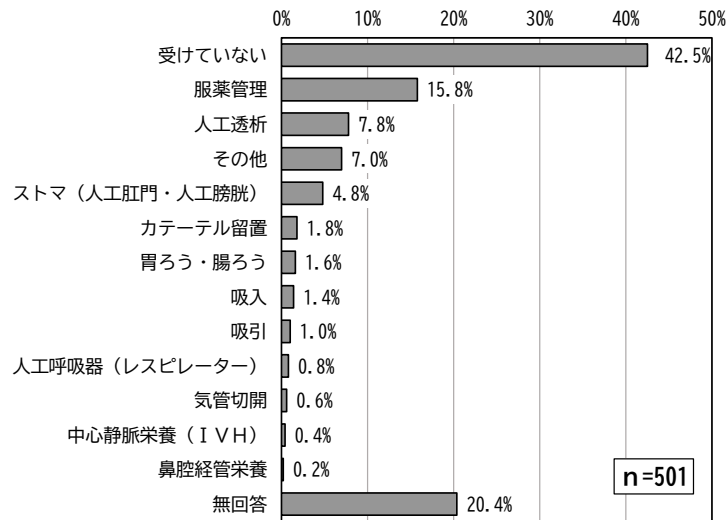
主な介助者については、「配偶者（夫または妻）」の割合が35.7%と最も高く、次いで「父母・祖父母・兄弟姉妹・孫」が33.3%、「子ども」、「ホームヘルパーや施設の職員」が18.3%となっています。



n=501

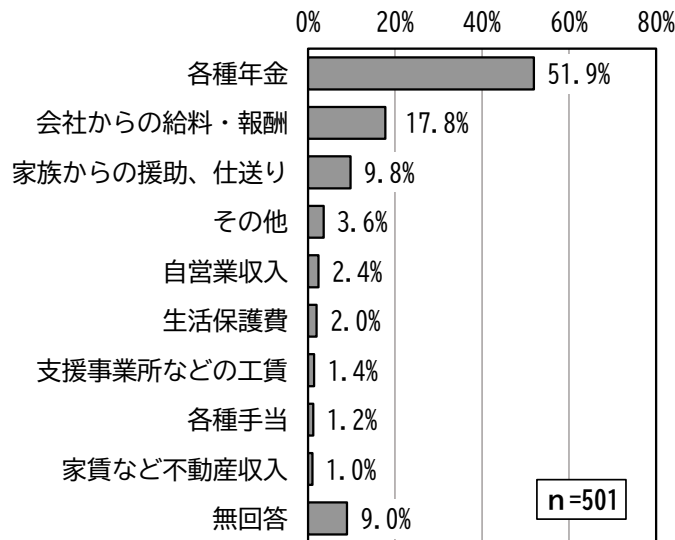
問 17 あなたが現在受けている医療ケアをご回答ください。

現在受けている医療ケアについては、「受けていない」が42.5%と最も多く、次いで、「服薬管理」が15.8%、「人工透析」が7.8%となっています。



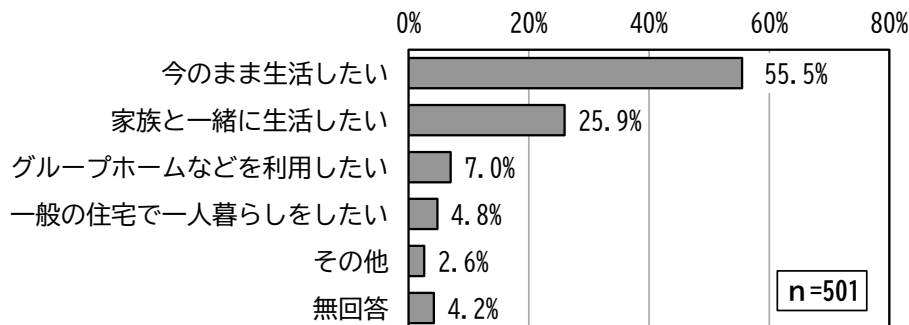
問 18 あなたの収入源は何ですか。

収入源については、「各種年金」の割合が51.9%と最も高く、次いで「会社からの給料・報酬」が17.8%、「家族からの援助、仕送り」が9.8%となっています。



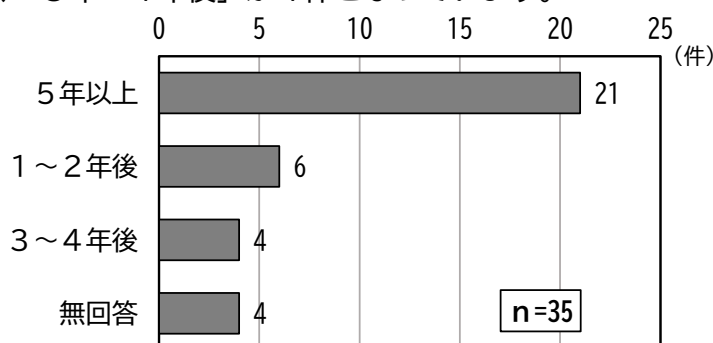
問 20 あなたは将来、どのような暮らしをしたいと思いますか。

将来の暮らしについては、「今のままの生活をしたい」の割合が55.5%と最も高く、次いで「家族と一緒に生活したい」が25.9%、「グループホームなどを利用したい」が7.0%となっています。



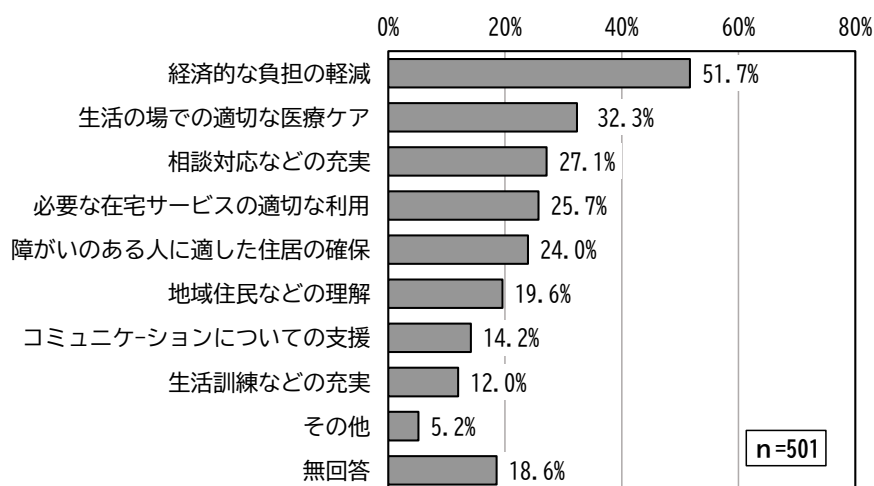
問 21 何年後にグループホームなどを利用したいと思いますか。(年数をお答えください)

何年後にグループホームを利用したいかについては、「5年以上」が21件と最も多く、次いで「1～2年後」が6件、「3年～4年後」が4件となっています。



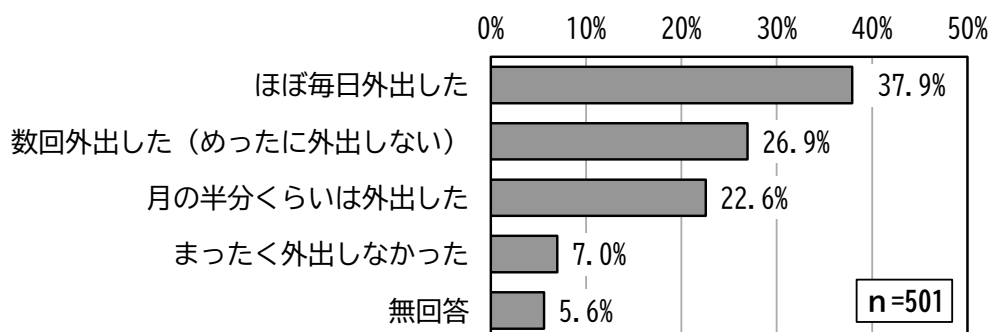
問 22 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。

地域で生活するための支援については、「経済的な負担の軽減」の割合が51.7%と最も高く、次いで「生活の場での適切な医療ケア」が32.3%、「相談対応などの充実」が27.1%となっています。



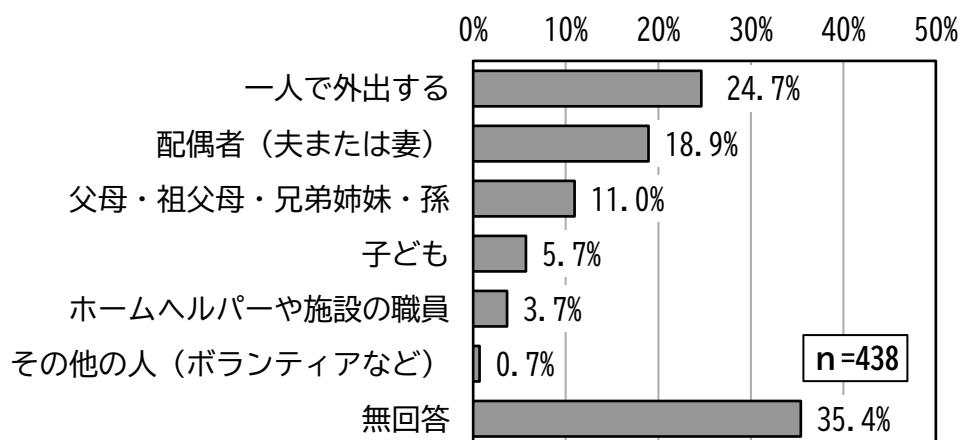
問 23 あなたは、最近1ヶ月にどの程度外出しましたか。

最近1ヶ月にどの程度外出したかについては、「ほぼ毎日外出した」の割合が37.9%と最も高く、次いで「数回外出した(めったに外出しない)」が26.9%、「月の半分くらいは外出した」が22.6%となっています。



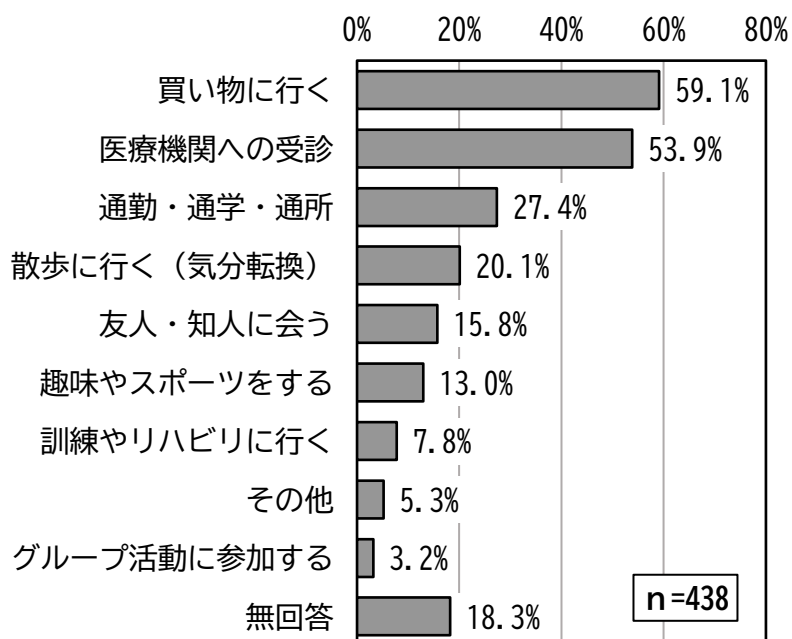
問 24 あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか。

外出する際の主な同伴者については、「一人で外出する」が24.7%と最も多く、次いで、「配偶者（夫または妻）」が18.9%、「父母・祖父母・兄弟姉妹・孫」が11.0%となっています。



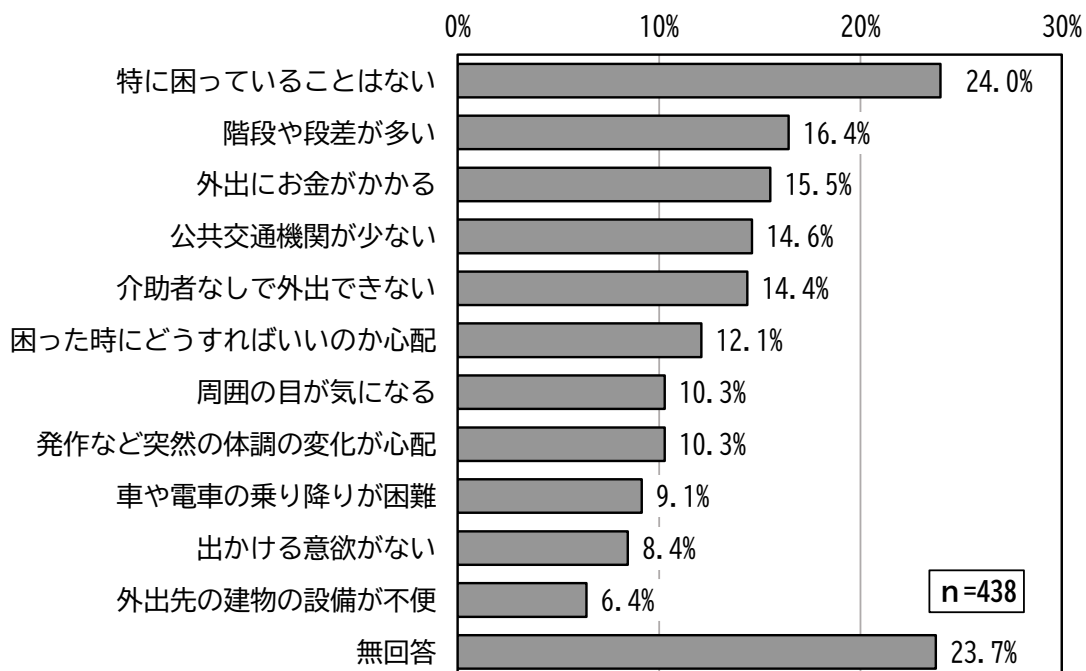
問 25 あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。

外出する目的については、「買い物に行く」の割合が59.1%と最も高く、次いで「医療機関への受診」が53.9%、「通勤・通学・通所」が27.4%となっています。



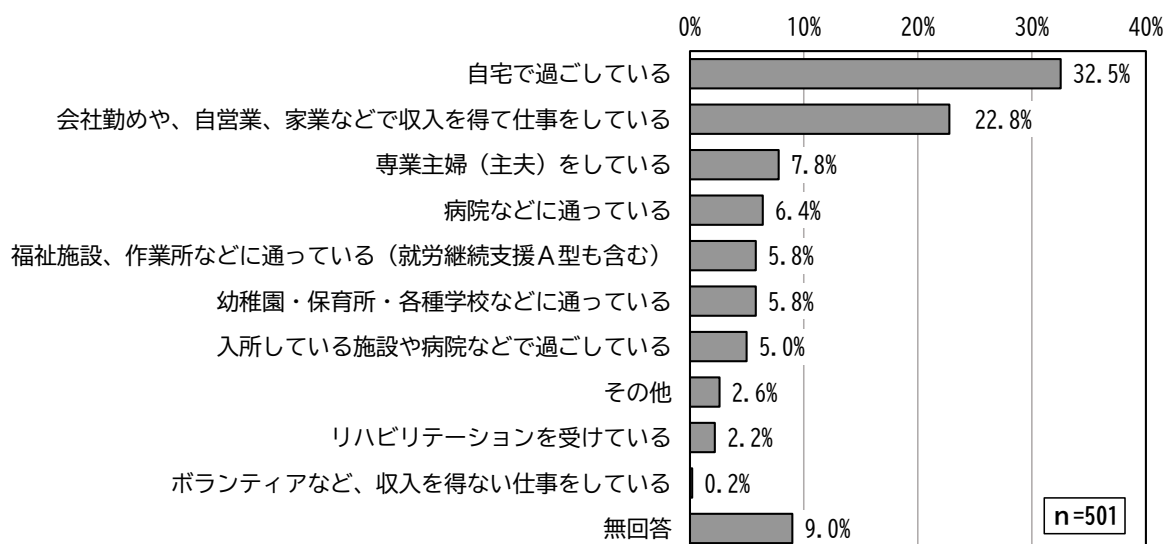
問 26 外出する時に困ることは何ですか。

外出時に困ることについては、「特に困っていることはない」が 24.0%と最も高く、次いで「階段や段差が多い」が 16.4%、「外出にお金がかかる」が 15.5%となっています。



問 27 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。

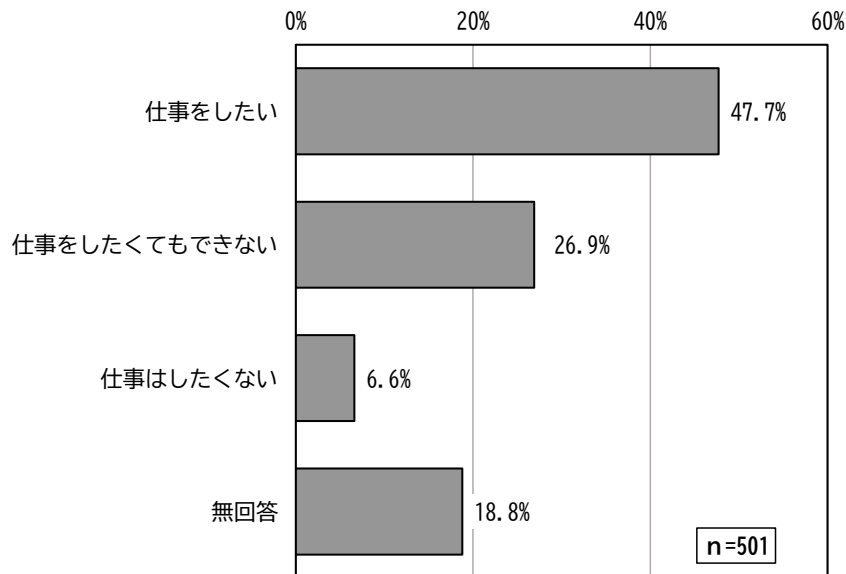
平日の日中の過ごし方については、「自宅で過ごしている」の割合が 32.5%と最も高く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」が 22.8%、「専業主婦（主夫）をしている」が 7.9%となっています。





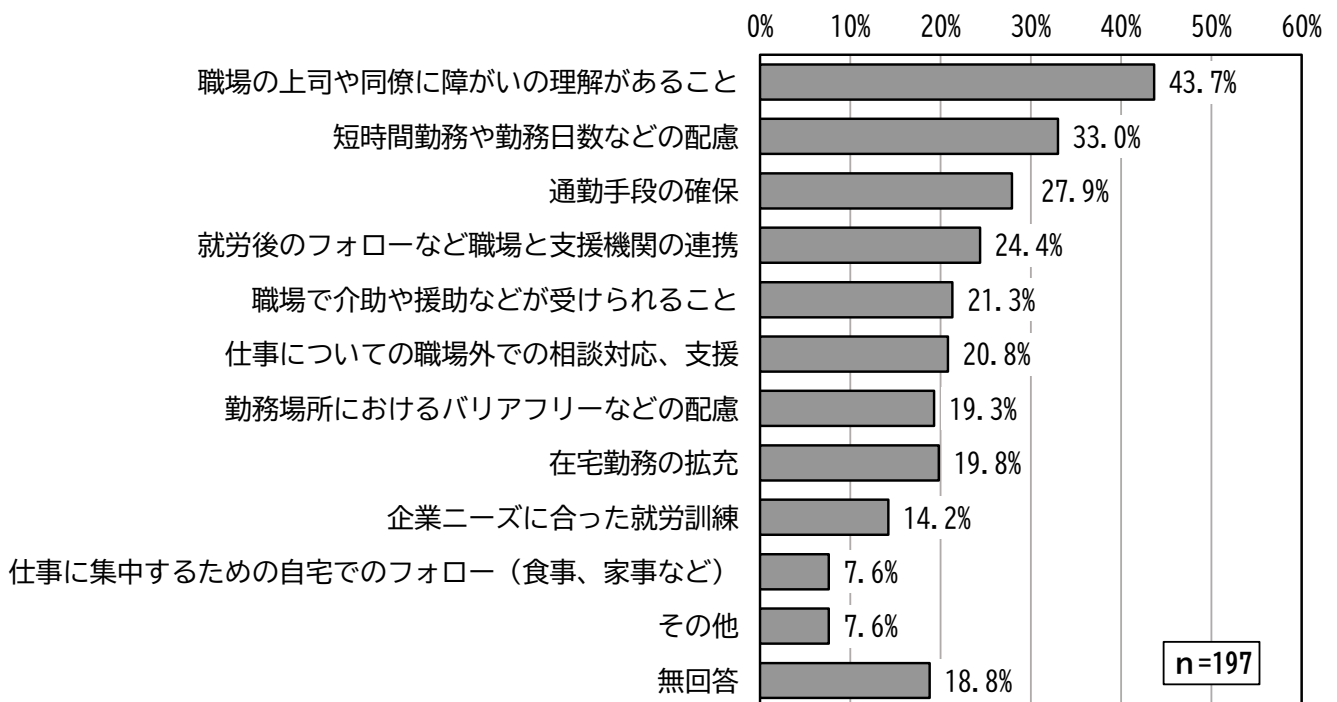
問 29 あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。

今後、収入を得る仕事をしたいと思うかについては、「仕事をしたい」が47.7%と最も多く、次いで、「仕事をしたくてもできない」が26.9%、「仕事はしたくない」が6.6%となっています。



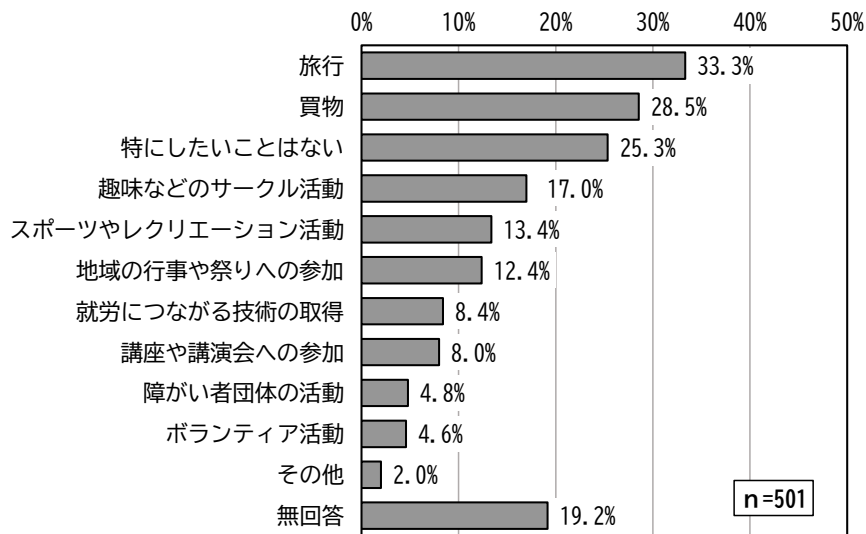
問 32 あなたは、障がいのある人への就労支援として、不十分だと思うことはありますか。

障がいのある人への就労支援として、不十分だと思うことについては、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」の割合が43.7%と最も高く、次いで「短時間勤務や勤務日数などの配慮」が33.0%、「通勤手段の確保」が27.9%となっています。



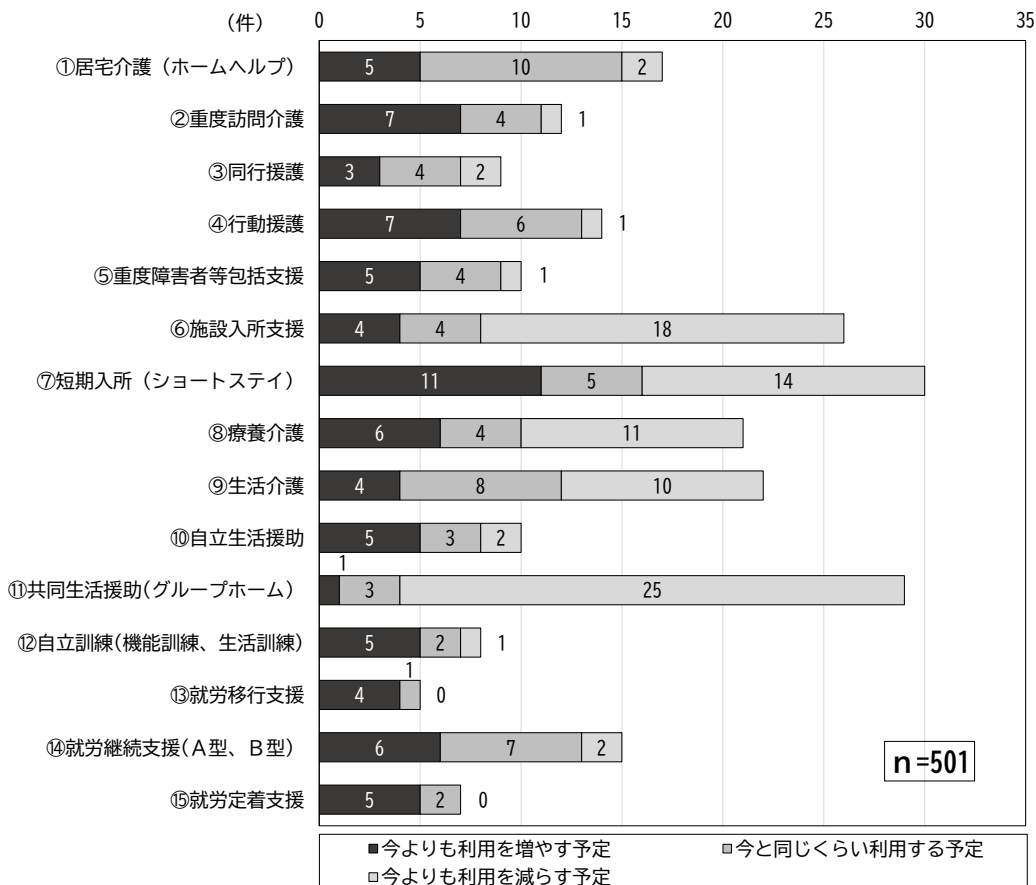
問 40 あなたは、今後どのようなことをしたいですか。

今後やりたいことについては、「旅行」の割合が 33.3%と最も高く、次いで「買物」が 28.5%、「特にしたいことはない」が 25.3%となっています。



問 45 あなたは、次のサービスを今後3年以内に利用する予定はありますか。

今後3年以内に利用する予定について「今よりも利用を増やす予定」では、『⑦短期入所（ショートステイ）』が 11 件と最も多く、次いで、『②重度訪問介護』、『④行動援護』がともに 7 件となっています。

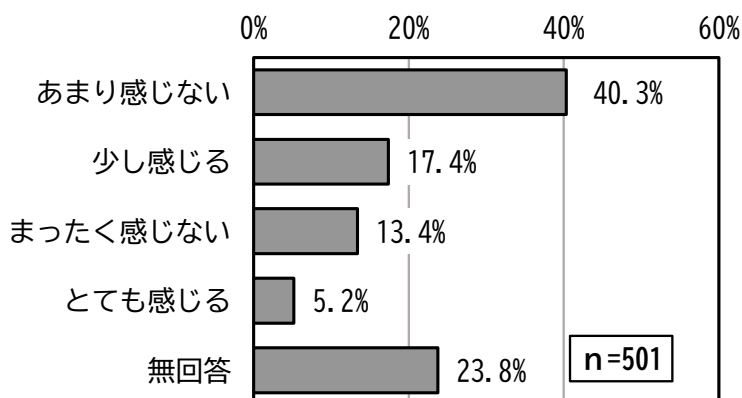


※⑥と⑪の判例は以下  
のようになります。

- 1年以内を希望
- 3年以内を希望
- 将来的な希望

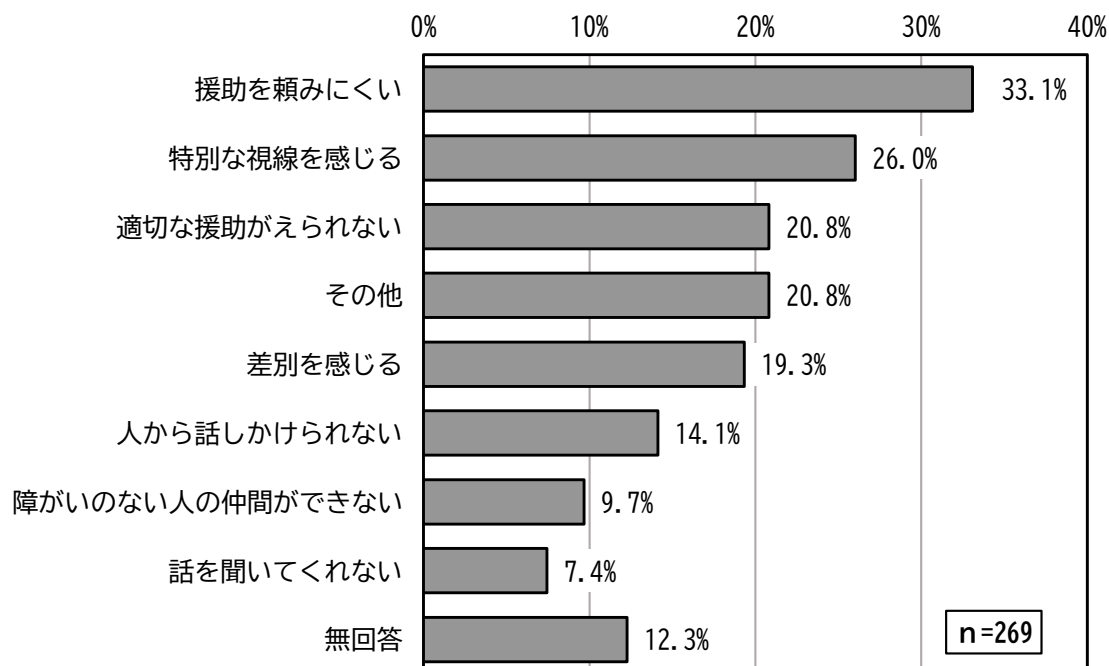
問 50 あなたは、地域の方に対して障がい者への理解が深まっていると感じますか。

地域の方に対して障がい者への理解が深まっていると感じるかについては、「あまり感じない」が40.3%と最も多く、次いで、「少し感じる」が17.4%、「まったく感じない」が13.4%となっています。



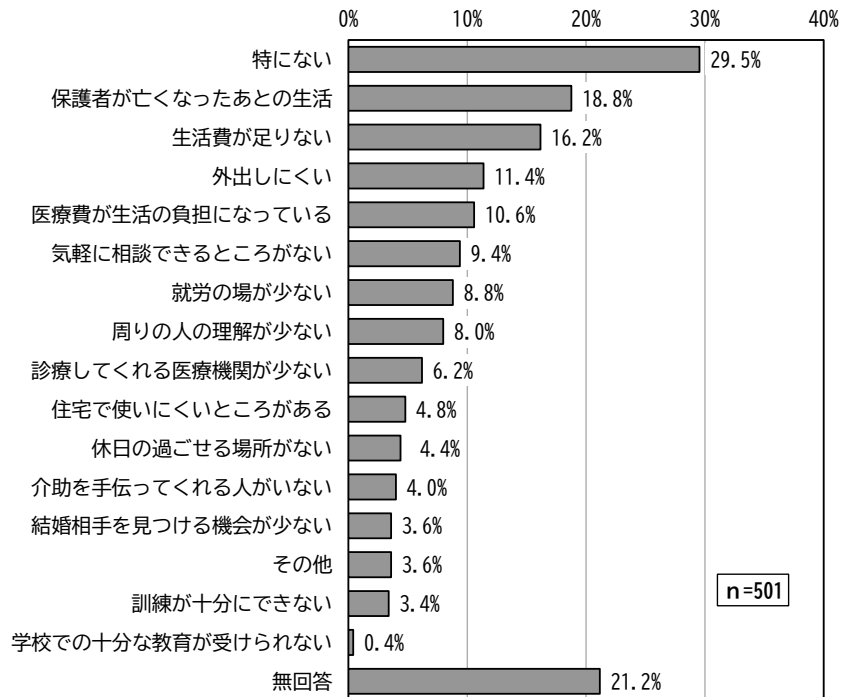
問 52 理解が深まっていないと感じる理由は何ですか。

理解が深まっていないと感じる理由については、「援助を頼みにくい」が33.1%と最も多く、次いで、「特別な視線を感じる」が26.0%、「適切な援助がえられない」、「その他」がともに20.8%となっています。



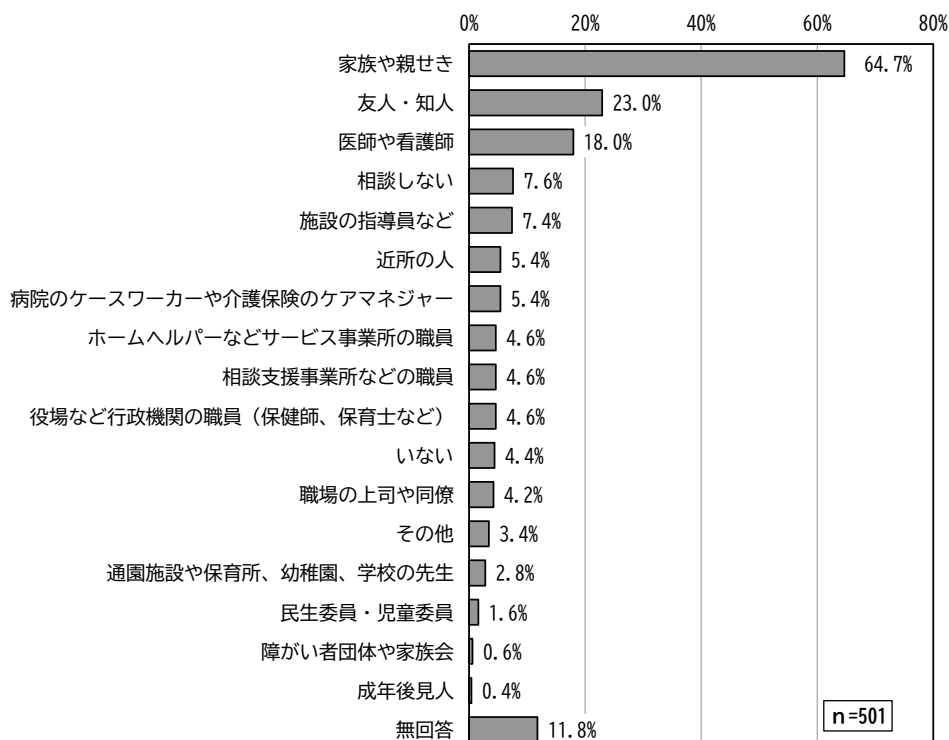
問 53 現在の生活で困っていることや悩んでいることはありますか。

現在の生活で困っていることや悩んでいることについては、「特にない」の割合が 29.5%と最も高く、次いで「保護者が亡くなったあとのこと」が 18.8%、「生活費が足りない」が 16.2%となっています。



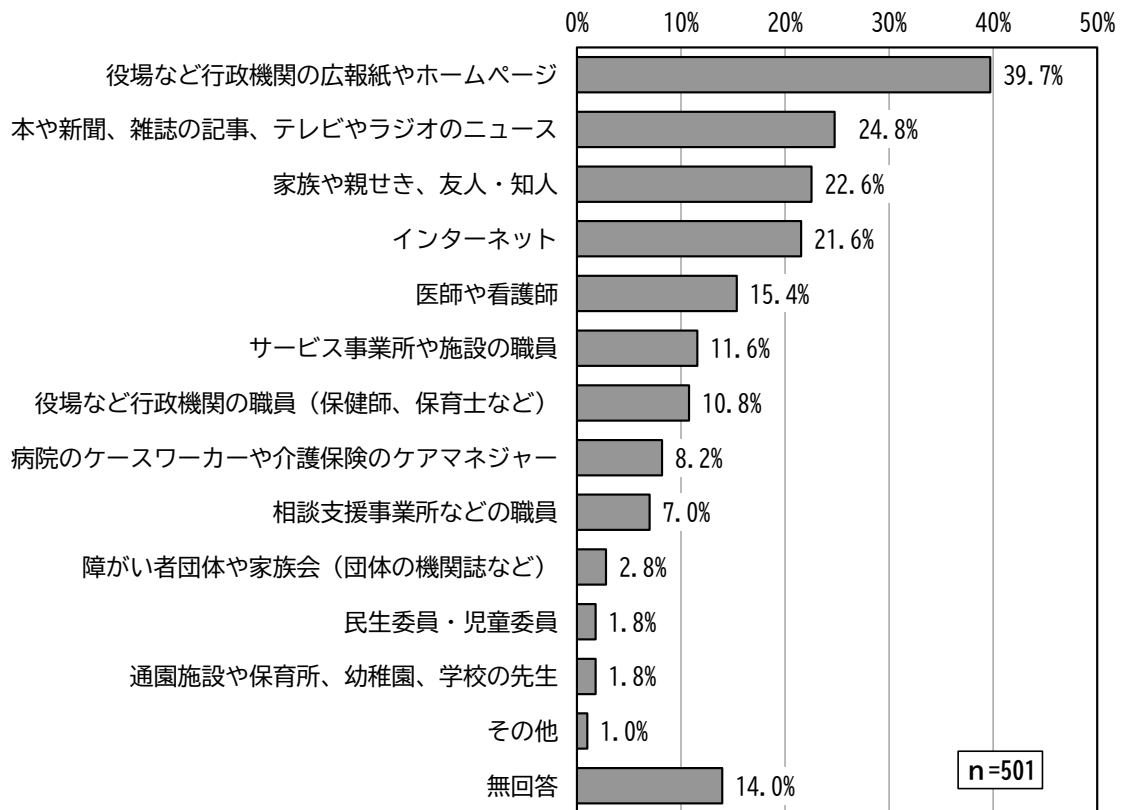
問 54 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。

悩みや困りごとの相談相手については、「家族や親せき」の割合が 64.7%と最も高く、次いで「友人・知人」が 23.0%、「医師や看護師」が 18.0%となっています。



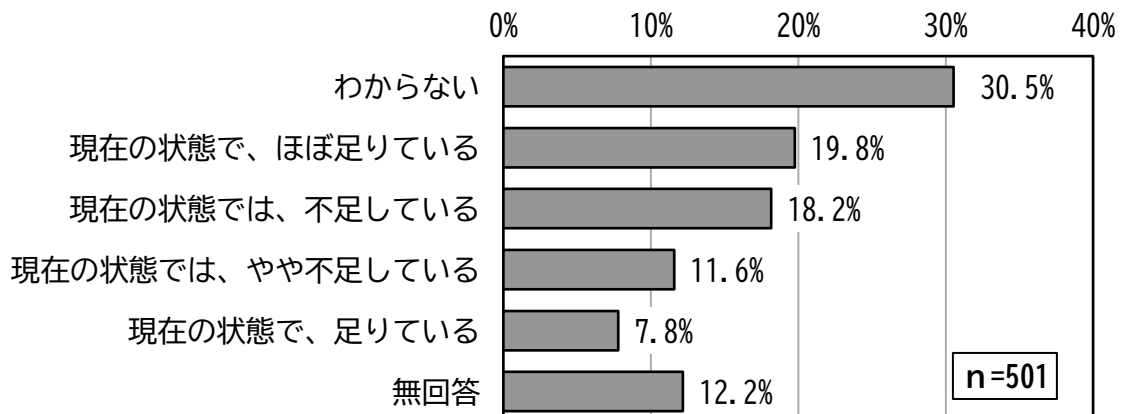
問 55 あなたは障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。

障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の入手先については、「役場など行政機関の広報紙やホームページ」の割合が39.7%と最も高く、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が24.8%、「家族や親せき、友人・知人」が22.6%となっています。



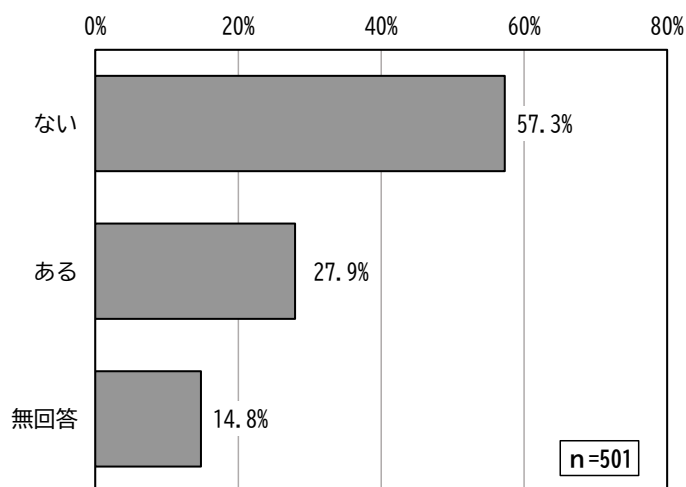
問 56 福祉に関する情報は足りていると思いますか。

福祉に関する情報は足りていると思うかについては、「わからない」の割合が30.5%と最も高く、次いで「現在の状態で、ほぼ足りている」が19.8%、「現在の状態では、不足している」が18.2%となっています。



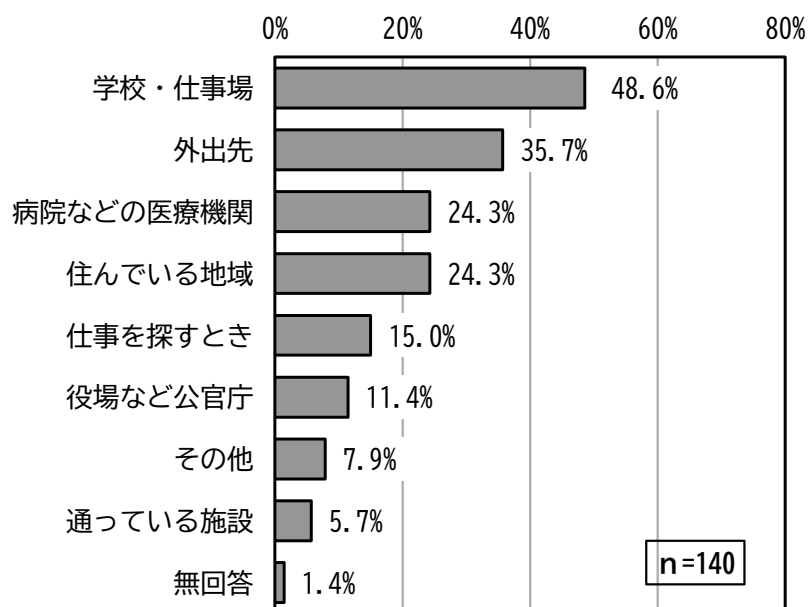
問 61 あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがありますか。

障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがあるかについては、「ない」が 57.3%、「ある」が 27.9%となっており、4人に1人が差別や嫌な思いをしたことがあると回答しています。



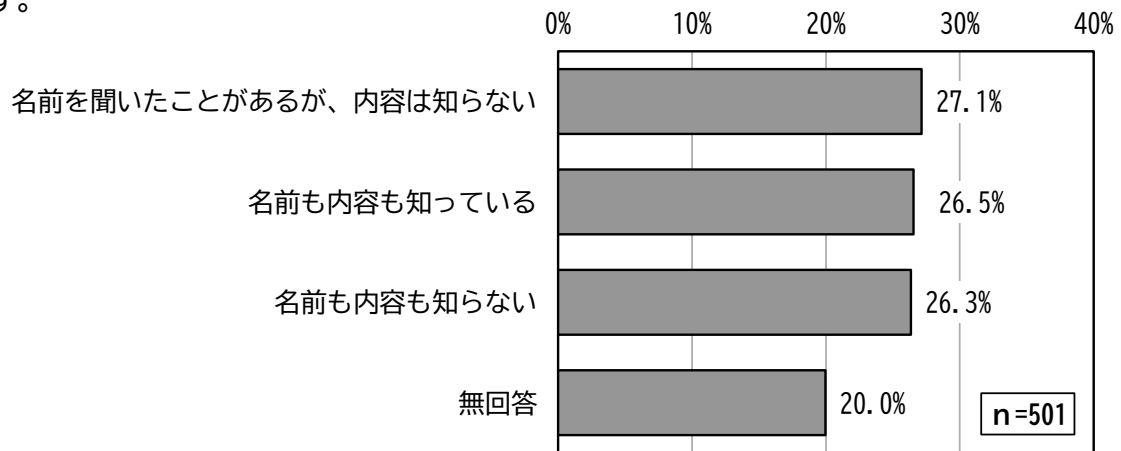
問 62 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。

どのような場所で差別や嫌な思いをしたかについては、「学校・仕事場」が 48.6%と最も多く、次いで、「外出先」が 35.7%、「病院などの医療機関」、「住んでいる地域」がともに 24.3%となっています。



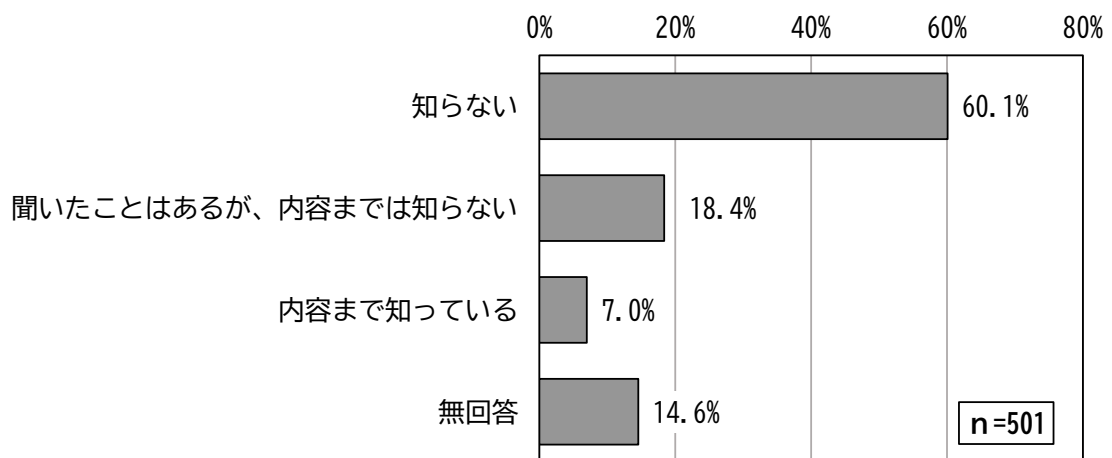
問 64 あなたは成年後見制度についてご存じですか。

成年後見制度については、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」の割合が27.1%と最も高く、次いで「名前も内容も知っている」が26.5%、「名前も内容も知らない」が26.3%となっています。



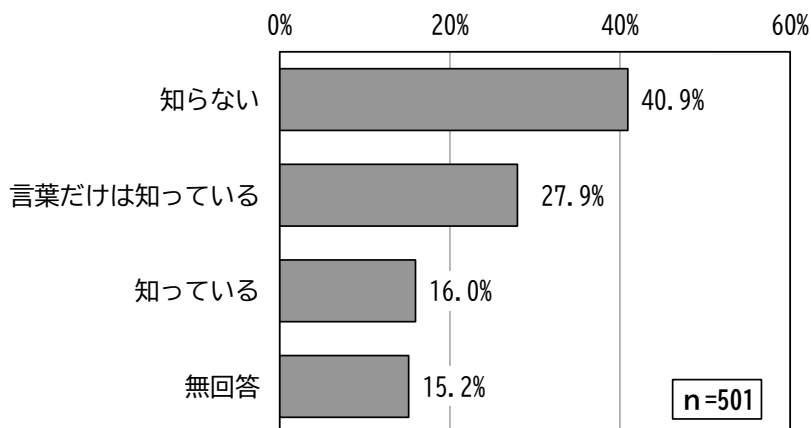
問 66 あなたは、平成 28 年 4 月 1 日に施行された「障害者差別解消法」で規定されている「合理的配慮」という言葉を知っていますか。

「合理的配慮」という言葉については、「知らない」の割合が60.1%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容までは知らない」が18.4%、「内容まで知っている」が7.0%となっています。



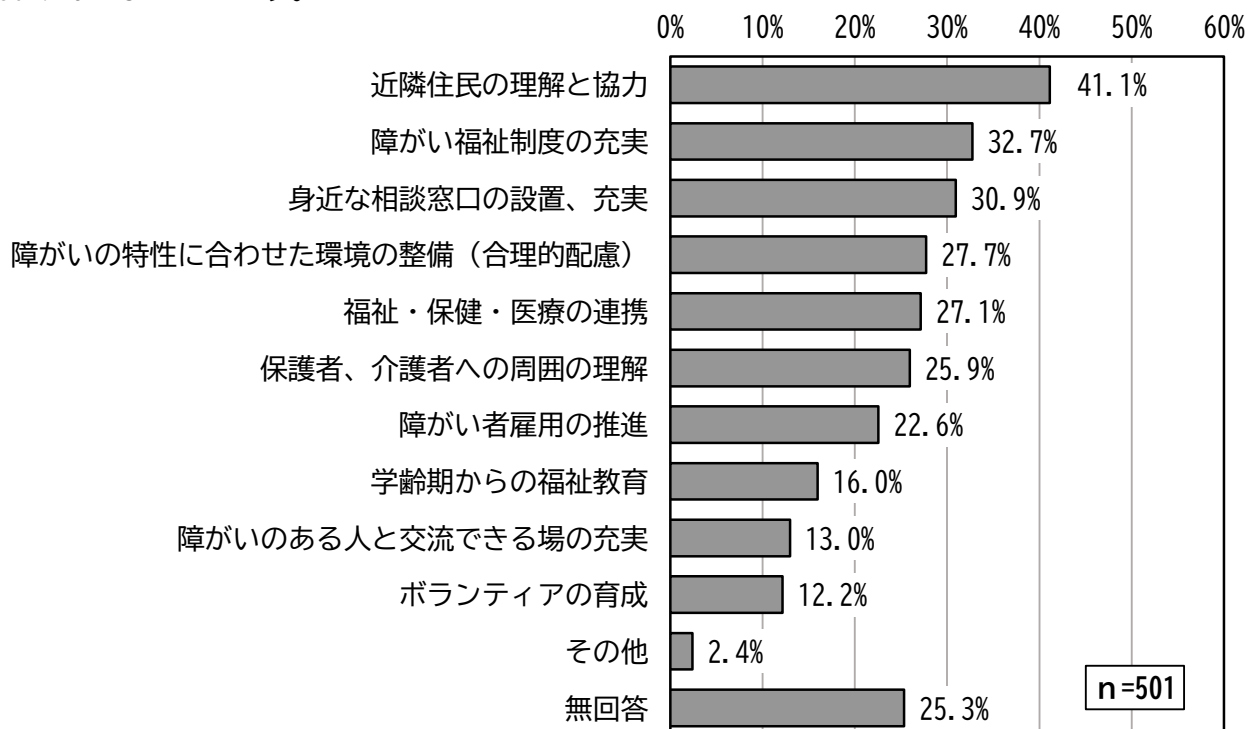
問 68 あなたは、「障がいのある・なしにかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支えあって暮らす」ことを目指す『共生社会』という考え方を知っていますか。

『共生社会』という考え方については、「知らない」の割合が40.9%と最も高く、次いで「言葉だけは知っている」が27.9%、「知っている」が16.0%となっています。



問 69 あなたは、共生社会を実現するために、どのようなことが必要だと思いますか。

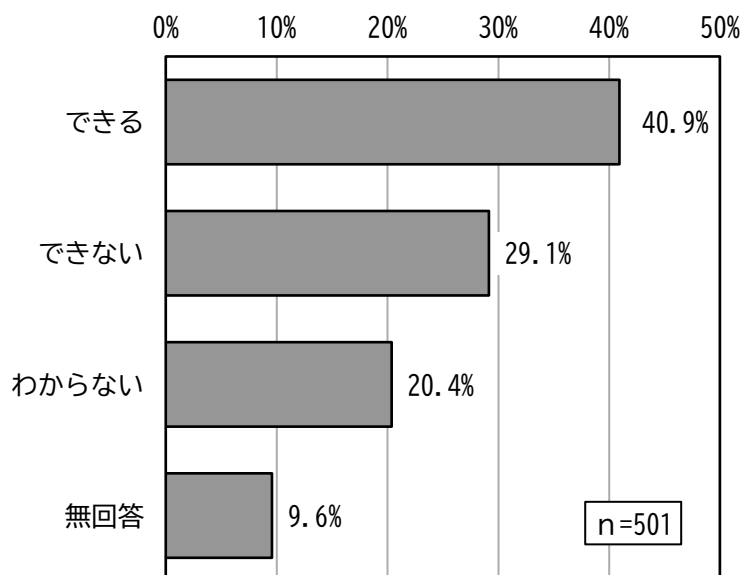
共生社会を実現するために、必要だと思うことについては、「近隣住民の理解と協力」の割合が41.1%と最も高く、次いで「障がい福祉制度の充実」が32.7%、「身近な相談窓口の設置、充実」が30.9%となっています。





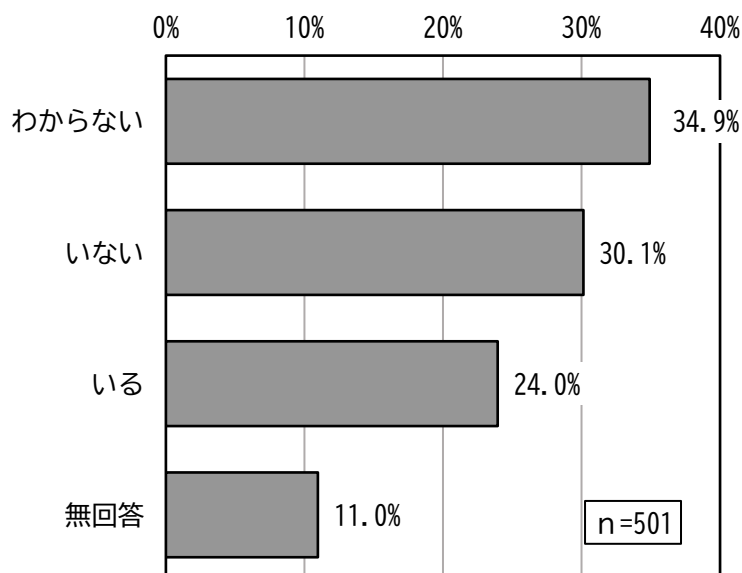
問 70 あなたは、災害時に一人で避難できますか。

災害時に一人で避難できるかについては、「できる」の割合が40.9%と最も高く、次いで「できない」が29.1%、「わからない」が20.4%となっています。



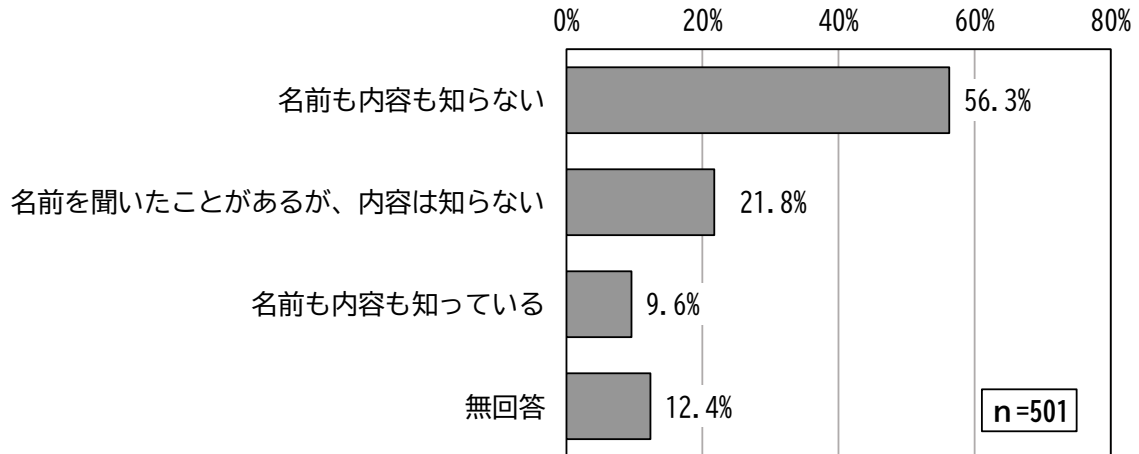
問 71 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなただけを助けてくれる人はいますか。

家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所に助けてくれる人がいるかについては、「わからない」が34.9%と最も多く、次いで、「いない」が30.1%、「いる」が24.0%となっています。



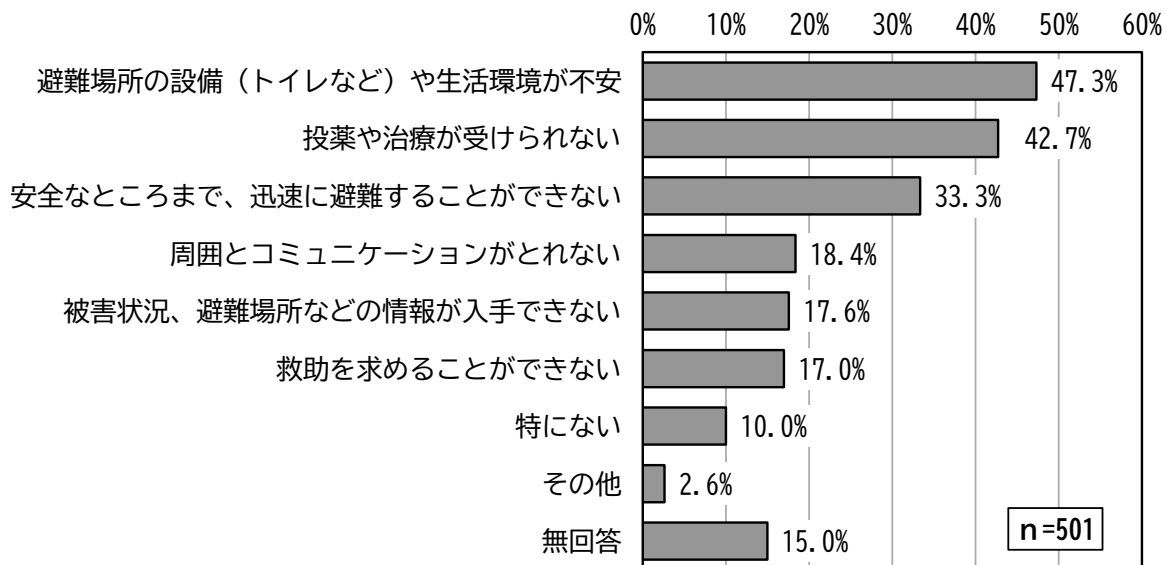
問 72 災害時要援護者登録制度を知っていますか。

災害時要援護者登録制度については、「名前も内容も知らない」の割合が 56.3%と最も高く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が 21.8%、「名前も内容も知っている」が 9.6%となっています。



問 75 災害時に困ることは何ですか。

災害時に困ることについては、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」の割合が 47.3%と最も高く、次いで「投薬や治療が受けられない」が 42.7%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が 33.3%となっています。



## 第3節 ヒアリング調査の結果概要

計画策定にあたり、事業所や当事者またはその保護者で構成される団体から意見をいただきました。その主な内容を一部抜粋・整理して掲載しています。

### 1 調査概要

調査実施期間：令和5年10月23日（月）から令和5年11月30日（木）のうち5日間

調査対象者：上三川町内の12事業所、4団体

### 2 ヒアリング結果概要

#### ● 事業所ヒアリング

問 障がい福祉サービスで課題と感じていることがあれば教えてください。

- 身体障がいの方が通いながらリハビリできる場所があるとよい。一年に一回の障がい者手帳の申請の手続きが大変なのでどうにかしてほしい。利用できるサービスをもっと充実するとよい。教育機関との情報共有が必要だと思う。
- 就労移行支援が町内で利用できない。医療的ケア児の受け入れ体制が整っていない。障がい者の就労の訓練の場がない。
- 児童の学校での様子等を把握しきれていないことや、事業所での児童の様子を伝えられていないため、学校との連携がこれからの課題と感じている。
- 保育士は確保できているが、作業療法士やST・OTといった資格を持った方の確保が必要と感じている。不登校支援を自分たちの事業所でも取り組むため、各学校との連携が課題と感じている。
- 最低賃金が上がり続けており、従業員の人件費を確保するのがなかなか難しく課題と感じている。
- 障がい福祉サービスを提供する上で縦横のつながりが大切だと感じている。
- 交通手段の確保や移動支援の充実が課題と感じている。特に移動支援においては、居場所があっても行けないといった人が多いことから課題と感じている。
- 障がい者、障がい児の家族に受けられるサービスをもっと知ってもらえるようにしてほしい。
- 一人ひとり持っている障がいや必要としている支援が違うので、それぞれに合わせた支援をしていく事が難しく課題と感じている。
- 障がい者の送迎について課題であり、町の公共交通機関が乏しいことについても関連していると思う。地域の方々が、障がい者・児と触れ合う機会が少なく、障がい者・児の理解促進のために、交流の場が必要であると思う。
- コミュニケーションをとることが難しい利用者の自己決定について課題と感じている。入所までの流れに関して判定をとるところから2か月かかるため審査を短くする必要がある。
- 支援学級に通う児童の場合、小学校卒業を区切りに放課後等デイサービスを終えることが多く、その先のつながりが必要だと感じる。「中学部」として新たなものが作れないかと思う。福祉サービスを提供する上で、人材不足が課題だと感じる。

問 障がい福祉サービスに関する要望があれば教えてください。

- 一般の方に障がい者への理解の周知が必要だと思う。また、移動支援の理解が進んでいないことや、移動支援サービスの利用のルールが曖昧になってきていると感じる。福祉の人材を増やす活動を町の方でも行ってほしい。
- 福祉と医療と教育の連携が必要だと思う。役場の職員が度々変わるのが困る。少なくとも3年は福祉を勉強してもらいたい。また、職員の方にもっと現場を見てもらいたい。
- 受給者証の申請から利用開始までの時間がかかっていると感じるため、できる限り早くしてほしい。
- 産業カウンセラー等の相談員に相談できる場所が身近にあるとよいと思う。
- 障がい者の社会への参加が目指すべき姿だと思う。そのために、地域の方と関わる機会が必要であり、平日に地域住民との交流の機会の場を提供してほしい。
- 障がい者の方たちがグループホーム等の支援を受けながら上三川町で暮らしていける町づくりが必要だと思う。生活の拠点や、日中の活動の場が町内で完結することが理想だと感じる。
- 支援方法などを学べる場がほしい。突発的な通院（定期的ではなく）を移動支援でも行えたらよいと思う。
- 個人情報の壁があると思うが、障がいをお持ちの方のデータベースのようなものがあるとよいと思う。（自立支援協議会の）専門部会の在り方が、あやふやになってきているため、そのあたりを整理出来たらよいと感じる。予算があれば、福祉に関する研修会等を開いてほしい。
- 車いすなどの補助金をもっと融通が利くものにしてほしい。町独自の補助金を増やしてほしい。
- レクリエーション活動を行う際に、町にある運転手付きのバスを利用できるといいと思う。

問 ご意見等がありましたら教えてください。

- 障がい者のペットの管理を町の方でどうにかしてもらいたい。また、町主催で福祉の研修があればよいと思う。県や国からの情報を定期的に流してほしい。医療的ケア児の正しい情報が伝わっていないため情報共有が必要だと思う。
- 感情をコントロールすることが難しい児童を考慮できるような活動の場があればよいと思う。
- まずは、地域住民の障がい者の方たちへの正しい理解の普及啓発が必要であると思う。地域共生社会の実現には、周知だけでなく携わってもらう必要がある。知的障がいの方等が親亡き後に不当な不利益を被らないために成年後見制度の利用促進が必要であると思う。
- 基幹相談が来季出来ることを受けて、地域包括ケアシステムをどのように作るか、職員が学習している。地域のアセスメントを十分行い、地域の実態、課題、障がい者福祉の現状をとらえることがさらに必要と感じる。地域包括ケアシステムを構築する上で事業所の取組がさらに深められるように専門性を付けていくよう努力します。
- 上三川町として障がいに関する初心者向けの研修を開催してほしい。
- 障がい者に関しての勉強をする場がないため初任者向けの研修を開催してほしい。サービスを利用していない方を利用につなげられるよう、サービスの啓発を行ってほしい。
- サポートファイル手のひらがあまり活用されてなく、機能していないと感じる。

## ● 団体ヒアリング

問 貴団体の課題と感じていることがあれば教えてください。

- 新規会員の確保について課題を感じている。運営する上でのサポーターが少ないことも課題に感じている。
- 会員が高齢になり毎日の生活をするだけで大変。家族の介護も加わり生活に追われている。親亡きあと、残された子の心配がある。
- 手話で相談、支援を求めることができる場がない。
- 現在、役場に月1回、手話通訳者が設置されるようになったが、月1回のみであるため、予定が合わず利用できないことがある。一般の人は平日の開所時間にいつでも利用できるのに対し、等しく公的サービスを利用する機会を享受できていないと感じている。

問 貴団体の活動に関することでのご要望があれば教えてください。

- グループホームや夜間預かり、緊急預かりのサービスを上三川町内でも行ってほしい。本人の特性を理解して適切なサービスにつなげてもらいたい。
- 役場開所時間において、常時、手話通訳者を上三川町役場に設置してもらいたい。
- 社協のコミュニケーション支援事業（意思疎通支援事業）のコーディネーターが必要に応じて手話通訳業務や相談支援業務を行うことを認めてほしい。
- 手話による情報の取得及び意思疎通を希望しているろう者がいるのにもかかわらず、日本語テキストによる情報周知や意思疎通（筆談）が多い状況になっているため、役場開所時間において、常時、手話通訳者を上三川町役場に設置してほしい。

問 ご意見等がありましたら教えてください。

- 新施設の ORIGAMI プラザにて障がい者が利用できる場所がほしい。
- プラザにプールができたが、多目的更衣室が必要であり、障がい者のためのバリアフリーが足りていないと感じる。
- 役場の両方の入り口に文字だけでなく、イラストなどを使用した通訳がある時間等のわかりやすいインフォメーションがほしい。
- 病院や各店、公共施設すべてにおいて受付にメモ、筆記用具を置いて欲しい。
- かみのかわ広報に、手話単語の紹介を載せてほしい。

## 第4節 第2次上三川町障がい者基本計画の評価

第2次上三川町障がい者基本計画に記載されている9つの施策の方向性について、全110の施策・事業項目をもとに、令和5年度における計画の評価を実施しました。

### 令和5年度における事業評価

施策の方向性	対象数	目的を達成	概ね達成	あまり達成していない	ほとんど達成していない	未実施
1 地域生活の充実	28	4	21	0	3	0
2 療育・教育体制の充実	16	9	7	0	0	0
3 雇用・就労の推進	5	1	1	0	0	3
4 情報・コミュニケーション手段の確保	4	0	3	0	1	0
5 理解と交流の促進	6	1	1	0	0	4
6 生活環境の整備	13	1	10	1	0	1
7 保健・医療の充実	26	17	8	0	0	1
8 権利擁護の充実	5	1	3	1	0	0
9 余暇活動・社会参加の促進	7	1	1	0	1	4
合計	110	35	55	2	5	13
割合	-	32%	50%	2%	5%	12%

令和5年度の評価を見ると、事業単位の達成状況を見ると、全110事業のうち、「目標を達成」の事業は35事業（32%）、「概ね達成」は55事業（50%）と全体の82%の事業が順調に実施されています。また、「あまり達成していない」事業は2事業（2%）、「ほとんど達成していない」事業は5事業（5%）、「未実施」事業は13事業（12%）となっています。

「あまり達成していない」、「ほとんど達成していない」の事業については、「人権に関する啓発活動」や「障がい相談」などコロナ禍で積極的に実施できなかったものもあるため「事業についての周知、啓発活動からやっていく必要がある」等の課題が挙げられています。

## 第5節 取り組むべき課題

---

近年の社会動向を踏まえるとともに、本町の統計データやアンケート調査及びヒアリング調査の結果からみえる、本町の障がいを取り巻く現状と課題は次のとおりです。

### 課題1 情報について

アンケート調査の結果によると、「あなたは障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。」という問いに対して、「役場など行政機関の広報紙やホームページ」という回答が最も多く、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」、「家族や親せき、友人・知人」（アンケート調査報告書 P210, 問 55）となっています。また、福祉に関する情報については「不足している」「やや不足している」を合わせて約3割（アンケート調査報告書 P211, 問 56）となりました。障がい児・者が必要な情報が入手できる環境を整備していく必要があります。

### 課題2 療育・教育について

アンケート調査の結果によると、現在療育を利用している方の半数は「今よりも利用を増やす予定」（アンケート調査報告書 P120, 問 45）と答えています。ヒアリング調査では、「福祉と医療と教育の連携が必要だと思う」といった意見もありました。母子保健施策との緊密な連携のもと、支援を必要とする子どもの早期発見、早期療育の仕組みや、教育分野との連携を図ることはもちろんのこと、障がいの特性に応じた支援が継続的に受けられる体制を整備していく必要があります。

### 課題3 雇用・就労について

アンケート調査の結果によると、就労意欲のある障がい者が約半数（アンケート調査報告書 P57, 問 29）いるのに対し、実際に収入のある仕事についている方は約3割（アンケート調査報告書 P53, 問 27）です。また、「障がいのある人への就労支援として、不十分だと思うこと」として、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」、「短時間勤務や勤務日数などの配慮」、「通勤手段の確保」と回答があることから、障がい者への就労について啓発を図りつつ、障がいのある人が働きやすい環境を整備していく必要があります。

## 課題4 理解と交流について

アンケート調査の結果によると障がい者への理解が深まっていないと感じている方は、障がい児・者の53.7%（アンケート調査報告書 P201, 問 50）に上ります。また、理解が深まっていない理由として、障がい者が「援助を頼みにくい」「特別な視線を感じる」「適切な援助が受けられない」という回答が上位（アンケート調査報告書 P204, 問 52）を占めています。また、ヒアリング調査では、「地域住民の障がい者への理解の周知が必要だと思う」という意見もありました。障がいのある人に対する「心の壁」を除去するための啓発・広報活動は、障がい者施策の重要な柱であり、障がいのある人や特別支援教育への理解の促進を図る必要があります。

さらに、「障害者差別解消法」で規定している「合理的配慮」の認知度は、約25%に留まっており、「障害者差別解消法」及び「合理的配慮」の周知を徹底するとともに、同法に基づく社会的障壁の除去や合理的配慮を実施していく必要があります。

## 課題5 災害時について

アンケート調査の結果によると、災害発生時に「一人で避難できない」障がい児・者は29.1%（アンケート調査報告書 P231, 問 70）となっています。また、家に一人にいるときに近所に助けしてくれる人がいない割合は、39.1%（アンケート調査報告書 P232, 問 71）となっており、災害発生時に避難できない方ができる可能性があります。また、災害時に困ることとしては「避難所の設備（トイレなど）や生活環境」「投薬や治療が受けられない」「安全なところまで迅速に避難できない」ことなどが挙げられており、災害発生時の避難だけでなく避難所の受け入れ体制を整えていく必要があります。また、要援護者登録制度の周知徹底を図る必要があります。

## 課題6 余暇活動・社会参加について

アンケート調査の結果によると、一人で外出する人は4人に1人（アンケート調査報告書 P48, 問 24）となっています。外出の障壁となっているのは「階段などの段差が多いこと」「外出にお金がかかること」「公共交通機関が少ないこと」「介助者なしで外出できないこと」が主な要因（アンケート調査報告書 P51, 問 26）として挙げられます。また、地域で生活するために必要な支援として、経済的な負担の軽減を挙げている方が半数を超えています。

ヒアリング調査でも、「障がい者のためのバリアフリーが不十分と感じる」といった意見が挙がりました。

障がい児・者の余暇活動や社会参加を推進するためには、これらの阻害要因を取り除くなど環境を改善していく必要があります。



## 課題 7 保健・医療について

アンケート調査の結果によると、「医療ケアを受けていない」と回答した人は、42.5%（アンケート調査報告書 P40, 問 17）であり、障がい児・者の約半数が、医療ケアを受けている実態があります。また、「地域で生活するために必要な支援」として、「生活の場での適切な医療ケア」という回答が約3割（アンケート調査報告書 P45, 問 22）あることや、「現在の生活で困ること」として、「医療費が生活の負担になっている」という医療に対する回答も1割程度（アンケート調査報告書 P206, 問 53）あります。

他制度との連携を図りつつ、健康づくりへの支援・適切な医療を受けられる体制を整備していく必要があります。

## 課題 8 共生社会の実現について

アンケート調査の結果によると、「障がい者差別を受けた経験」があると答えた方は、27.9%（アンケート調査報告書 P219, 問 61）となっています。障がい者差別を受けた場所としては「学校・職場」「外出先」「医療機関」「地域」（アンケート調査報告書 P220, 問 62）となっており、生活圏での障がい者差別の実態が浮き彫りになりました。障がい者との共生社会の実現のためには「近隣住民の理解と協力」「障がい福祉制度の充実」「身近な相談窓口の設置、充実」（アンケート調査報告書 P229, 問 69）という回答が続いています。ヒアリング調査では、「一般の方に障がい者への理解の周知が必要だと思う」といった声が挙げられ、障がい者への理解を促進するための周知活動を推進するとともに、障がい児・者が安心して生活できる環境整備が必要です。



## 各論 1 障がい者基本計画

---

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 第1節 計画の基本理念

国際障害者年（1981年）において、掲げられた目標テーマは「完全参加と平等」で、現在でも障がい者福祉の究極のテーマであるといえます。これは、「障がいのある人も、障がいのない人と同じ権利をもち、住み慣れた地域で共に生活し、誰もが等しく社会に参加する」ということです。この目標を実現するためには、一人ひとりの人格と個性を尊重し支えあう社会を構築することが必要です。

また、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、「子供・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPOとの連携や民間資金の活用を図る。」とされています。

本町では、これらのことや地域の実情などを鑑み、前回策定した『第2次上三川町障がい者基本計画』において、「共に助け合い 自分らしく輝けるまち かみのかわ」を基本理念として、障がい者福祉施策を展開してきました。

今回の計画では、前期計画の流れを踏襲するだけでなく、今後の本町における障がい福祉行政の在り方を体現し、障がい者が取り残されることなく、笑顔で暮らせる町づくりを推進するとともに、第7次総合計画の町の将来像である「共に創る 次代に輝く 安心・活力のまち」を実現することができるよう、「自分らしく 誰もが笑顔で暮らせるまち かみのかわ」を本計画の基本理念として、各施策を推進していきます。

### 【基本理念】

**自分らしく 誰もが笑顔で暮らせるまち かみのかわ**

## 第2節 施策の体系

本計画における体系は以下のとおりです。

基本理念	障がい者基本計画	
	施策の方向性	施策
自分らしく 誰もが笑顔で暮らせるまち かみのかわ	1 地域生活の充実	1 生活支援体制の充実 2 相談体制の充実
	2 療育・教育体制の充実	1 幼児教育・療育の充実 2 学校教育の充実
	3 雇用・就労の推進	1 障がい者の活躍の場の拡大 2 福祉的就労の場の確保
	4 情報・コミュニケーション 手段の確保	1 コミュニケーション手段の確保 2 情報アクセシビリティの推進
	5 理解と交流の促進	1 啓発・広報・交流活動の推進 2 福祉教育等の推進 3 地域福祉活動の促進
	6 生活環境の整備	1 住環境の整備 2 外出・社会参加手段の確保 3 福祉のまちづくりの推進 4 防災・防犯対策の推進
	7 保健・医療の充実	1 早期発見と早期療育の推進 2 健康の保持・増進施策の充実 3 医療サービスの充実
	8 権利擁護の充実	1 成年後見制度の充実 2 障がい者虐待防止のための体制の整備 3 差別の禁止 4 合理的配慮の推進
	9 余暇活動・社会参加の促進	1 スポーツ・レクリエーションの充実 2 地域コミュニティ活動の拡大

## 第3節 施策の方向性

---

本計画は、本町における障がい者の状況などを踏まえ、地域で共に暮らすために必要な方策として、以下の9つの方向を基本とし、各種施策を展開していきます。

### 1 地域生活の充実

障がいの有無にかかわらず、誰もが一個人として自分らしく生活を送れる環境が求められています。そのため、障がい者の自立を積極的に支援するための基盤として、必要な障がい福祉サービスの確保に努めます。

また、障がい福祉サービスに関して必要な情報が入手できる環境を整備するとともに、その利用についての相談を気軽に受けられるよう、相談支援体制の充実を図ります。

### 2 療育・教育体制の充実

成長発達期にある児童は、早期に障がいを発見し、適切な治療や指導訓練を受けることで、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図ることができます。そのためには、いつでも気軽に相談できるような療育相談が必要とされています。

また、障がいのある子どもたちの可能性を最大限に伸ばすためには、保健・医療・福祉・教育など各分野が連携し、支援体制のネットワークを構築することが重要です。

このため、障がいのある児童生徒に合った療育・教育が受けられるよう体制の整備に努めます。

### 3 雇用・就労の推進

障がいのある人が地域で生きがいを持って生活していくためには、一般雇用はもとより福祉的就労を含めた、障がいのある人の雇用機会を創出するとともに、自立した日常生活や社会生活が送れるよう経済的基盤を整えていく必要があります。

そのため、障がい者自身の職業能力の開発を支援するとともに、障がい者の雇用・就業に必要な、事業主や一般社会の障がい者雇用に対する理解が得られるよう、啓発に努めます。

### 4 情報・コミュニケーション手段の確保

障がいの有無にかかわらず、全ての町民がともに理解し合い、ともに支えあう共生社会を築いていくためには、適切な情報提供や、障がいのある人となし人との意思疎通の円滑化を図ることが必要になります。

本町では、視覚障がい者や聴覚障がい者など、情報の入手やコミュニケーションの困難な人に対する意思疎通の支援や情報アクセシビリティの向上においては、町社会福祉協議会に業務を委託するなどして、総合的に進めてきましたが、今後も実情に応じた情報・コミュニケーション手段の確保に努めます。

## **5 理解と交流の促進**

障がいの有無にかかわらず、互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる共生社会を築くためには、幅広く町民が、障がいの特性や当事者が抱える問題等についての理解を深め、それに基づく協力・支援が必要です。

そのため、各種広報媒体の活用や様々な行事を通じた啓発・広報活動の充実、幼児期からその発達段階に応じた福祉教育、地域活動を通じた相互交流の促進、障がいのある人のニーズに沿ったボランティアの養成など共生社会の実現に必要な理解と交流を促進します。

## **6 生活環境の整備**

障がいの有無にかかわらず、町民の誰もが安全で快適に暮らせる地域社会の実現が求められています。

そのため、障がい者が地域の中で一般の人と等しく安心して生活ができるよう、インフラ整備のハード面に限らず、ソフト面においてもバリアフリーを意識した福祉のまちづくりを推進します。

また、障がい者の活動範囲を制限する阻害要因を取り除くとともに、災害時における障がい者の支援対策を充実させ、地域における見守り体制などの生活環境の整備に努めます。

## **7 保健・医療の充実**

障がい者が健やかに日常生活を送るためには、疾病予防、疾病の早期発見・早期対応ができる環境の整備は欠かせません。専門医の確保やきめ細かな相談指導、本人や保護者に対する精神的な支援体制を充実させるとともに、保健・医療・福祉間の連携を進めていくことが必要になります。

精神保健福祉施策については、長期入院をしている精神障がい者の地域移行を見据え、医療費の助成にとどまらず、県や関係機関との連携を図りながら精神障がい者に対する理解を一層深めるとともに、自立した生活を送れるよう環境の整備に努めます。

## **8 権利擁護の充実**

障がいの有無にかかわらず、誰もが自分らしく生きることのできるまちづくりの構築には相互に人格や個性を認め、尊重できる社会の形成が必要です。

また、障がいのある人やその家族は、本人や家族の高齢化や親亡き後など、将来の生活維持や財産管理等の面について不安を抱いています。障がい者への理解を促進するための周知活動を行うとともに安心して生活できるように福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等の支援を行うなど、権利擁護の充実を図ります。

また、障がい者の人権を保護するため、障がいを理由とする差別解消のための各種啓発や、成年後見制度の充実や障がい者虐待防止のための体制の整備等に取り組み、また養護者の支援に努めます。

## **9 余暇活動・社会参加の促進**

スポーツ・文化活動への参加は障がい者にとって生活を豊かにするとともに、あらゆる社会活動への参加を積極的に促進する大切な役割をもっています。そのため、障がい者の生活をより豊かにするために、スポーツや文化活動を含めた様々な余暇活動への参加を支援します。

## 第2章 施策の展開

### 施策の方向性 1 地域生活の充実

障がいのある人が住みなれた地域で、必要な支援を受けながら安心して生活を送るためには、一人ひとりのニーズに対応した、多様なサービスが用意される必要があります。また、それらのサービスが必要な人に提供されるように適切な調整が行われる必要があります。

本町では、指定障がい福祉サービスや利用料等の具体的な内容を市町村が主体的に決定できるサービスである地域生活支援事業も実施しており、本町の障がい者施策の特色を出すものとして、適切なサービスメニューを推進します。

障がいのある人自らの選択のもと、よりよいサービスが受けられるよう、障がいのある人への相談支援事業をはじめ、地域で安心して生活するための基盤とサービスが整った環境づくりを進めます。

#### 【施策】

- |             |
|-------------|
| 1 生活支援体制の充実 |
| 2 相談体制の充実   |

#### 【評価指標】

項目	現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
困り事や悩み事で「気軽に相談できる場がない」という回答 (R5障がい者基本計画策定のためのアンケート)	9.4%	減少
相談支援事業の実施	実施	実施



## 1 生活支援体制の充実

日常生活を営むことが困難な障がい者の在宅生活を支援するため、介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業等の充実を図ります。

施策・事業名	事業の内容
①障害者総合支援法に基づく「介護給付」の提供	<p>障がい者が可能な限り自立して地域の中で生活できるよう、支援を行います。</p> <p>【主な施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所（ショートステイ）、療養介護、生活介護</li> </ul>
②障害者総合支援法に基づく「訓練等給付」の提供	<p>障がい者が可能な限り自立して地域の中で生活するために、一定期間に提供される訓練的な支援を行います。</p> <p>【主な施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型（雇用型、非雇用型）、就労継続支援B型（非雇用型）、共同生活援助（グループホーム）</li> </ul>
③障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業」の推進	<p>障がい者等が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、実施します。</p> <p>【主な施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援事業、コミュニケーション支援事業（手話通訳者派遣）、コミュニケーション支援事業（要約筆記奉仕員派遣）、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業</li> </ul>
④各種減免制度の周知と利用促進	<p>住民税の控除や自動車税・軽自動車税の減免などのほか、JR線及び私鉄・バス・タクシー料金・航空運賃、有料道路料金、NHK放送受信料、携帯電話基本使用料などの各種割引・減免制度の周知・普及を行います。</p> <p>【主な施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者福祉ガイドの送付</li> </ul>

## 2 相談体制の充実

障がい者や難病患者の療養上の相談や健康管理に応じるため、相談機会を充実させるとともに、継続的な支援を行います。

施策・事業名	事業の内容
①総合的な相談 ネットワークの構築	<p>多岐にわたる障がい者の相談内容に迅速かつ的確に対応できるよう、関係機関の連携体制の確保を図ります。</p> <p>また、社会福祉協議会、障がい者関連施設、医療機関、公共職業安定所など多分野にわたる総合的な相談ネットワークづくりを行います。</p> <p>【主な施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい福祉サービス等関係者連絡会議の開催</li> </ul>
②相談支援事業の推進	<p>障がいのある方やその家族等からの多様なニーズに応じ、必要な情報提供を行います。</p> <p>【主な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援事業</li> </ul>
③身体障がい者相談員・ 知的障がい者相談員活動の実施	<p>障がい者やその家族からの相談に応じ、関係機関と協力して解決にあたる身体障がい者相談員や知的障がい者相談員による相談活動を実施します。</p> <p>【主な施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者相談、知的障がい者相談</li> </ul>
④民生児童委員の相談活動の支援	<p>障がい者など援助を必要とする人の相談・助言など個別援助活動を行う民生児童委員の相談活動を支援します。</p>

### アンケート、団体ヒアリングより

アンケート結果では現在の生活で困っていることとして、「気軽に相談できるところがない」という回答が9.4%となっており、さらに、悩みや困りごとの相談先として、「相談支援事業所などの職員」や「役場などの行政機関の職員」という回答は5%未満となっていることから、障がい者やその家族等に対し、気軽に相談できる体制づくりを進めます。

## 施策の方向性 2 療育・教育体制の充実

乳幼児は、障がいをもっているにもかかわらず、早期に発見し適切な治療や指導訓練を受けることで、障がいの程度を軽減したり、基本的な生活能力を向上させたりすることができます。

このため、乳幼児期における健康診査や早期療育の充実を図り、また、障がい児や障がい児を支える保護者に対する相談等支援体制の充実に乳幼児期から努める必要があります。

また、障がいのある子どもが、乳幼児期から学校卒業後までライフステージを通じて療育支援を受けられるよう、関係機関の連携に努めます。

障がいのある子どもの能力や個性を最大限に伸ばすためには、その子どもの特性に合った教育が重要です。このことから、個々に応じた適切な療育・教育が受けられるよう、サポートファイル「手のひら」の活用や地域や学校での支援体制の整備を推進します。

### 【施策】

- |              |
|--------------|
| 1 幼児教育・療育の充実 |
| 2 学校教育の充実    |

### 【評価指標】

項目	現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
児童発達支援事業	実施	実施
放課後等デイサービス	実施	実施

## 1 幼児教育・療育の充実

障がいのある幼児の、個々の障がいに応じた適切な教育・療育のために、保健、医療、福祉、教育等が連携した支援や相談体制の充実を図ります。

施策・事業名	事業の内容
①早期発見・早期療育体制の充実	障がいの早期発見のための健診等スクリーニング※体制の整備を行うとともに、発達状態に応じた個別指導によるきめ細かな対応を行います。また、障がいの早期発見のための保健、医療、福祉、教育等の連携を図ります。 【主な事業】 ・乳幼児健診、保健指導、健康相談、家庭訪問
②児童福祉法に基づく「障害児通所給付費」の給付	心身に障がいのある児童を通所させ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練その他必要な支援を実施します。 【主な事業】 ・児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業
③保育所等における障がいのある子どもの受入体制の整備	障がいのある児童を保護者が安心して預けられるような受入体制、保育環境の整備を行う保育所等を支援します。 【主な事業】 ・保育所等訪問支援
④障がい特性に合わせた個別支援の充実	障がいのある児童が個々の特性に合わせ、一貫した療育・教育が受けられる支援を実施します。 【主な事業】 ・サポートファイル「手のひら」

### アンケートより

アンケート結果では、障がいの早期発見、早期療育を充実させるために必要なこととして、「利用できるサービスについて、的確な情報を提供する」という回答が48.3%と最も多くなっていることから、障がい福祉サービスを始めとする各種サービスについて積極的な情報提供に努めます。

※ スクリーニング：集団健診等で目的とする疾病について、潜在的な異常値を示す人やすでに発症している人を選び出す医学的な手法をいいます。

## 2 学校教育の充実

保育所、幼稚園、小学校、中学校の連携による切れ目のない一貫した支援や交流保育・交流教育による子ども同士のふれあいのなかで、ともに健やかに成長できる環境づくりを進めます。

さらに、障がいについての教職員の専門性の向上と理解促進を図るための研修等を行っていきます。

施策・事業名	事業の内容
①就学・教育相談体制の充実	保健・福祉、学校等における就学・進路相談機能の充実と相互連携を強化します。
②障がいのある児童に対する適切な教育機会の提供	特別支援学級の設置や通常の学級で学ぶ場合の人員、施設・設備の配慮を行います。
③特別支援教育の推進	通常の学校に在籍する発達障がい等により集団で学ぶことが苦手な児童・生徒に対する教育的支援を行います。
④学校教育における障がい者理解の推進	障がいの有無にかかわらず地域で暮らす児童・生徒の連帯感を育み、障がい者に対する理解を深めるため、特別支援学校などの児童生徒との交流学习を推進します。また、特別支援に関する啓発、資料の活用やボランティア体験など、学校教育における障がい者理解に関する学習機会の充実を図ります。 【主な事業】 ・人権教育、福祉教育及び総合的な学習の時間の実施
⑤「障がい」に関する関係者の研修の充実	発達障がいを含めた多様な障がいに対する理解を深めるための教職員の研修を充実します。 【主な事業】 ・県研修への派遣、特別支援コーディネーター研修、特別支援教育研修

## 施策の方向性 3 雇用・就労の推進

働くことは、生活をするための収入を得るだけでなく、社会参加や人生のいきがづくりにつながるものであり、我々の暮らしにとって非常に重要なものです。それは障がい者も同様ですが、障がい者が働く場合、その障がいの状態に応じて能力を最大限に発揮して働けるように継続的な支援が不可欠であり、就労に向けた支援と就労後の定着支援を充実させることが大切です。

そのため、障がいのある人が地域で生きがいを持って生活し、社会活動に参加していくために、一般雇用はもとより、福祉的就労を含めた障がいのある人の雇用の促進に努め、自立した日常生活や社会生活が送れるよう経済的基盤を整えていく必要があります。

本町では、障がいのある人の雇用や就業の促進、活躍の場を拡大、障がいのある人自身の職業能力の開発支援などを図るとともに、事業主や一般社会への障がい者雇用に対する理解が深まるよう周知に努め、障がいのある人の社会参加を進めます。

### 【施策】

- |                |
|----------------|
| 1 障がい者の活躍の場の拡大 |
| 2 福祉的就労の場の確保   |

### 【評価指標】

項目	現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
平日の日中、仕事をしている人の割合 (R5障がい者基本計画策定のためのアンケート)	22.8%	30.0%
障がい者優先調達発注額	831,782円 (令和4年度)	増加

## 1 障がい者の活躍の場の拡大

一般企業等への就労の確保と継続に向け、法定雇用率制度など国・県の雇用促進施策や、近隣市町村との連携・協調を図りながら、受け入れ企業の理解・協力、職場環境の整備に関する制度などの啓発を行い、企業等に対する障がい者雇用についての啓発や就労機会の確保など、就労支援体制の整備に努めます。

施策・事業名	事業の内容
①障がい者雇用拡大のための事業所等に対する啓発の推進	ハローワークや障がい者就業・生活支援センター、県、企業との連携を図りながら、障がい者の雇用拡大のため、事業主や従業員に対する啓発を推進します。
②公的機関における雇用の推進	公的機関における障がい者の雇用の推進します。

## 2 福祉的就労の場の確保

障がい者施設等が供給する物品等に対する需要の拡大に努めるとともに、官公庁における優先調達額が増えるよう取組を行います。そして、近隣市町村と連携・協力して障がい者の多種多様な就労の場の確保に努めます。

施策・事業名	事業の内容
①就労に関する情報提供等	福祉的就労に関する情報や技術習得機会の提供を行います。
②授産製品の販路拡大	就労継続支援事業所等で生産された製品の紹介、PRへの協力など活動を支援します。
③障がい者優先調達	障がい者優先調達の趣旨にのっとり、物品等の優先購入を行います。 【主な事業】 ・上三川町障がい者優先調達推進方針

### アンケートより

アンケート結果では、今後収入を得る仕事をしたいかについて、4割以上の方が「仕事をしたい」と就労意向をもっており、福祉的就労の場の確保等、働きたくても働けない人への支援を推進します。また、就労支援について不十分だと思うこととしては、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」という回答が43.7%と最も多く、障がい者雇用について事業所への啓発に努めます。

## 施策の方向性 4 情報・コミュニケーション手段の確保

日常生活を送るうえで、情報取得やコミュニケーション等による意思疎通はとても大切なものとなっています。しかし、障がいや理由に必要な情報の取得や周囲の人たちとのコミュニケーションに、困難や不安を抱えている方々があります。このような方々の社会的な障壁を取り除くことは、共生社会の実現に向けて重要な課題となっています。

そのため、本町では生活に必要な情報が障がいの有無にかかわらず取得できるよう適切な情報提供や手話通訳者などの養成・派遣を行うなど、コミュニケーション手段の向上に取り組み、障がい者が住み慣れた地域で、自分らしくいきいきと安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指していきます。

### 【施策】

- |                  |
|------------------|
| 1 コミュニケーション手段の確保 |
| 2 情報アクセシビリティの推進  |

### 【評価指標】

項目	現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
福祉に関する情報を「やや不足している」、「不足している」と回答する人の割合 (R5障がい者基本計画策定のためのアンケート)	29.8%	減少



## 1 コミュニケーション手段の確保

障がい者が必要な情報を入手し、円滑なコミュニケーションが確保されるように体制を整備するとともに、聴覚障がいのある人のコミュニケーションを円滑にするため、手話通訳者の育成等に努めます。

施策・事業名	事業の内容
①手話通訳の派遣の実施	聴覚障がいのため意志の疎通を図ることが困難な人に、手話通訳者等の派遣などを実施します。 【主な事業】 ・手話通訳者・要約筆記者の派遣事業

## 2 情報アクセシビリティの推進

障がい者が可能な限り意志疎通を行えるように配慮していくことが重要とされています。視覚障がい者や聴覚障がい者など、情報の入手やコミュニケーションの困難な人に対する意思疎通の支援や情報アクセシビリティ※の向上を図ります。

施策・事業名	事業の内容
①「声の広報」化の推進	ボランティア団体による録音、配付を支援します。
②町ホームページの充実	利用しやすい表示や伝達の方法、操作方法の工夫などホームページによる情報提供の充実を行います。(文字情報、音声・画像情報等)
③日常生活用具の給付	情報・意思疎通支援用具の給付を行います。

### アンケートより

アンケート結果では、障がいや障がい福祉サービスなどに関する情報の入手元について、「役場など行政機関の広報紙」という回答が39.7%と最も多くなっていることから、引き続き町ホームページや広報について、障がいのある方に利用しやすい環境になるよう努めます。

※ 情報アクセシビリティ：年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、利用できることをいいます。

## 施策の方向性 5 理解と交流の促進

障がいのあるなしにかかわらず、その人らしさを認め合いながら分け隔てられることなく、共に支え合い、安全・安心に暮らすための共生社会を築くためには、心の障壁を取り除く「心のバリアフリー※」を実現することが重要となります。そのため、本町に暮らす方々が、障がいの特性や当事者が抱える問題等についての理解を深め、それに基づく協力・支援が必要です。

しかしながら、障がいのある人が、社会における様々な障壁により、自立した生活や社会参加を妨げられている状況が、今なお存在しています。

このような状況を解消していくため、本町では「広報かみのかわ」や各種啓発活動等により、障がいや障がいのある人に対する理解の促進に努めてまいりました。

「心のバリアフリー」を実現するため、今後も継続して、あらゆる分野・機会における相互交流を促進していく必要があります。

### 【施策】

- |                 |
|-----------------|
| 1 啓発・広報・交流活動の推進 |
| 2 福祉教育等の推進      |
| 3 地域福祉活動の促進     |

### 【評価指標】

項目	現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
共生社会の認知度（知らない） (R5障がい者基本計画策定のためのアンケート)	40.9%	減少
障がい者週間や障がい者団体の啓発	実施	実施

※ バリアフリー：障がい者や高齢者が生活していく際の障害を取り除き、誰もが暮らしやすい社会環境を整備するという考え方のことをいいます。

## 1 啓発・広報・交流活動の推進

すべての町民の障がいや障がい者への深い理解を促すため、広報・啓発活動の充実を図り、ノーマライゼーションの根付いた地域社会づくりを目指します。

施策・事業名	事業の内容
①広報等による障がい者施策に関する効果的な情報提供	「障がい」や「障がい者」に関して広報にわかりやすい記事を掲載することによる住民各層への啓発を行います。また、町のホームページを活用した障がい者福祉に関する情報提供や住民に対する啓発を行います。
②「障がい者週間」などの啓発活動の推進	「障がい者週間」(12月3日～12月9日)や「人権週間」(12月4日～12月10日)などを通じた人権教育、啓発活動を推進します。
③障がい者関係団体による啓発活動の推進	障がい者関係団体による住民への啓発活動を促進します。

## 2 福祉教育等の推進

子どもの頃から、障がいや障がい者に対するの支援や理解、認識を深めていけるように学校教育における福祉教育の充実に努めます。また、地域住民への普及・啓発と理解の浸透を図るため、生涯学習の場での福祉学習の機会を充実させます。

施策・事業名	事業の内容
①学校や幼稚園・保育所などにおける福祉教育の推進	学校や幼稚園・保育所などにおける福祉教育を推進します。また、学校職員などに対する福祉意識啓発機会を充実します。
②生涯学習を通じた人権や障がい者問題の学習機会の充実	生涯学習を通じた人権や障がい者問題に関する学習機会の充実を図ります。また、人権啓発事業を充実させるとともに、障がい者の支援に必要な基本的知識の普及啓発を図ります。

### 3 地域福祉活動の促進

少子・高齢化が進む中、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して、いきいきと暮らしていくためには、公的サービスの提供（利用）だけでは不十分です。地域住民やボランティア団体、行政が連携し、それぞれの役割を果たしながら、ボランティア活動など住民参加による地域福祉活動の振興を図り、支えあう地域づくりを進めます。

施策・事業名	事業の内容
①障がい者のボランティア活動(ピア・サポート※活動)の機会確保	障がい者自らが同じ立場から障がい者を支援するボランティア活動(ピア・サポート活動)の機会を確保します。
②障がい者に対応した専門的ボランティアの支援	点訳や手話、ガイドヘルパー等、障がい者に対する専門的ボランティア及びサポーターなどを支援できる体制の整備を検討します。

#### アンケート、団体ヒアリングより

アンケート結果では、共生社会を実現するために、必要なこととして、「近隣住民の理解と協力」という回答が41.1%と最も多くなっています。また、ヒアリング調査では地域住民の障がい者に対する理解促進を望む声が挙げられました。このことから、障がい者及び障がい者施策等に関する広報の充実を図り、住民に障がいに対する理解が深まるよう啓発を行います。

※ ピアサポート：同じ問題を抱える者が集まり、それぞれの状況での自分の体験や行動、考えなどを披露し、互いに語り合うことにより支え合うことをいいます。

## 施策の方向性 6 生活環境の整備

障がい者が暮らしやすい生活環境とは、言い換えれば誰もが暮らしやすい生活環境であると言えます。

アンケートでは、外出の際に困ることとして、公共交通機関が利用しづらいことや階段や段差が多いなどの回答が寄せられています。

障がい者が地域の中で一般の人と等しく安心して生活ができるよう、ハード面、ソフト面において障がい者の活動を妨げるものを極力無くし、トータルなバリアフリー化が図られた福祉のまちづくりを促進します。

また、災害時要援護者登録制度の認知度が低く、災害発生時に避難が困難であるにもかかわらず、同制度に登録していない人がいる可能性があるため、制度の周知に力を入れる必要があります。

住宅は日常生活の基盤を形成するものですが、障がい者を取り巻く住宅事情はまだ十分とは言えません。家庭内での行動が自由に行えるよう、住宅の整備などについて、条件に併せたきめ細やかな配慮が必要です。

障がい者に配慮された住宅づくりを推進するために、住宅改造の助成を実施するとともに、共同生活援助（グループホーム）整備の支援、町営住宅における障がい者の入居条件の緩和により、障がい者を取りまく住環境の整備に取り組みます。

### 【施策】

- 1 住環境の整備
- 2 外出・社会参加手段の確保
- 3 福祉のまちづくりの推進
- 4 防災・防犯対策の推進

### 【評価指標】

項目	現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
災害時要援護者登録制度の認知度（知らない） (R5障がい者基本計画策定のためのアンケート)	56.3%	減少
自主防災組織の設立組織数（自治会数）	23 (32)	45 (54)
グループホームの設置数（累積）	1	増加

## 1 住環境の整備

障がい者が、住み慣れた地域や家庭で生活をするためには、障がいがあっても安心して生活できる住環境を整える必要があります。そのため、住宅改造の助成や、町営住宅における障がい者の入居条件の緩和など住環境の確保を図るとともに、グループホームの整備支援として整備費用の補助を行うなど住環境の充実施策を推進します。

施策・事業名	事業の内容
①グループホーム整備の支援	町内にグループホームを誘致するため、グループホーム整備等にかかる費用を助成します。 【主な事業】 ・障がい福祉施設整備費の補助
②住宅の確保の支援	町営住宅における障がい者の入居条件の緩和により、住環境が確保しやすい環境を整えます。 【主な事業】 ・町営住宅における同居親族要件の免除
③住宅改造の支援	地域生活支援事業として、障がい者が暮らしやすいよう住宅改造にあたっての相談の充実や費用負担への支援を行います。 【主な事業】 ・住宅改修費（居宅生活動作補助用具）の給付

## 2 外出・社会参加手段の確保

障がい者にとって、外出することは大きな困難を伴うものです。しかし、外出は障がい者にとって、社会参加と自立した生活のための重要な要素です。外出が困難な障がい者の移動を支援し、日常生活の利便と生活圏の拡大を図るため、移動の支援などを行います。

施策・事業名	事業の内容
①障害者総合支援法に基づく移動支援の充実	移動に支障のある障がい者が安心して利用できるよう、各種サービスの充実を図ります。 【主な事業】 ・行動援護、移動支援事業
②ボランティアによる移動支援	外出の支援を得られない障がい者に対して、町社会福祉協議会が行う、日常生活外出支援ボランティア事業を支援します。

### 3 福祉のまちづくりの推進

すべての町民が社会参加や日常生活活動をしやすい環境を整備するため、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」等を踏まえた道路や公共施設など生活環境のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化に努め、福祉のまちづくりを推進します。

施策・事業名	事業の内容
①公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進	障がいの有無や年齢にかかわらず誰もが利用しやすい施設となるようインフラの改修時等に合わせて、公的施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化の検討を行います。
②安全・安心の道路交通環境や公園の整備	障がい者の歩行の安全確保と、事故防止のための道路の段差解消や安全な道路交通環境を整備します。また、公園のバリアフリー化の推進と障がい者が利用しやすいトイレの設置を行います。
③民間建築物の整備改善の促進	不特定多数の住民が利用する商業施設や金融機関、病院などの民間建築物を中心としたバリアフリー化やユニバーサルデザイン化が促進されるよう、啓発をおこないます。

※ ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいいます。

#### アンケート、団体ヒアリングより

アンケートでは、外出の際困ることとして、「公共交通機関が少ない」、「階段や段差が多い」、「介助者なしでは外出できない」という回答が多くなっています。団体ヒアリングにおいても、公共交通の充実を望む声があり、公共交通の充実をはじめ、道路等のバリアフリー化を推進し、障がいのある方が暮らしやすいまちづくりを進めます。

また、災害時における一人での避難について、約半数の方が「できない、わからない」と回答していることから、災害時における障がい者への対応を強化するとともに、障がいのある方に配慮した避難所の運営等に努めます。

## 4 防災・防犯対策の推進

近年発生した水害等の教訓を生かし、「地域防災計画」との連携を図りながら、避難誘導體制の整備、福祉避難所の確保、自主防災組織の育成など、避難行動要支援者対策の拡充に努めます。また、ひとり暮らしや日中独居の障がい者などの防犯と安全確保のため、関係機関および地域組織に働きかけ、防犯体制や緊急時の連絡通報システムづくりの検討を行います。

施策・事業名	事業の内容
①地域防災計画の推進	「上三川町地域防災計画」等に基づく、障がい者を含む避難行動要支援者対策を推進します。 【主な事業】 ・ 自主防災組織の設立支援
②緊急通報システムの充実	火災・災害時及び緊急事故発生時における緊急通報体制の充実と迅速・的確な活動のための避難行動要支援者ネットワークの確立、平常時の要支援者情報の共有化を図ります。 【主な事業】 ・ 災害時要援護者登録制度
③要援護者支援体制及び地域防災体制等の確立	「災害時要援護者支援プラン」等に基づく支援体制、防火・防災体制の確立、防災ボランティアの育成、自治会等地域での避難体制づくりを行います。 【主な事業】 ・ 自主防災組織の設立支援



## 施策の方向性 **7** 保健・医療の充実

乳幼児期の発達の遅れや障がいは、健診等により早期発見することで、効果的な支援や治療につなげることができることから、生まれた後の乳幼児の健康診査等については、継続して実施します。

また、保護者が身近なところで早期に相談でき、継続した支援に繋がられるよう、関係機関や関係者相互の連携の強化を図ります。

また、成人期に多くみられる脳血管疾患や糖尿病などの生活習慣病は、重たく化すると障がいの原因にもなります。疾病の早期発見・早期治療による障がいの軽減だけでなく、疾病予防のために健康づくりへの意識を醸成することも重要です。そのため、今後も引き続き健康診査等の受診者数の増加に向けた取組を行っていくとともに、生活習慣病の予防や、健康づくりの推進に努めます。

また、早期に適切な保健医療サービスが受けられるような体制の整備を図り、障がい者が安心して生活していけるように努めます。

加えて、本町では心身の悩みや不調を抱える方などに向けて、カウンセラーによる「こころの相談」等の相談事業を実施します。

### 【施策】

- 1 早期発見と早期対応の推進
- 2 健康の保持・増進施策の充実
- 3 医療サービスの充実

### 【評価指標】

項目	現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
特定健康診査受診率	48.3% (令和4年度)	50.0%
カウンセラーによる「こころの相談」事業	実施	実施

## 1 早期発見と早期対応の推進

各種健（検）診および健（検）診後の指導を充実し、障がいの要因となる疾病の予防と早期発見・早期対応に努めます。

施策・事業名	事業の内容
①生活習慣病の予防強化	<p>障がいの原因となる生活習慣病の予防や早期発見のため、各種健康診査の充実及び診査結果による保健指導を充実します。</p> <p>【主な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定健康診査、各種がん検診、特定保健指導</li> </ul>
②健診体制の充実	<p>子どもの発達の節目における健診を通じた障がいの早期発見、早期治療を実施します。また、発達状態に応じた個別指導によるきめ細かな対応や障がいの早期発見のための保健、医療、福祉、教育等の連携強化を行います。</p> <p>【主な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4か月児健康診査、10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、5歳児発達相談</li> </ul>
③妊婦健診や母子保健事業の充実	<p>妊婦と胎児の健康のための健診や各種相談、指導を推進します。また、乳幼児期における成長発達への不安に対する対応、障がいの早期発見のための健康診査、指導を充実します。</p> <p>【主な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊婦健康診査、健康相談、家庭訪問、各乳幼児健診、保健指導</li> </ul>
④精神保健福祉事業の推進	<p>住民に対する心の健康の保持・増進のための相談や思春期・壮年期など、不安や悩みを抱えやすい世代に対する心の健康に関する相談事業を実施します。</p> <p>【主な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ カウンセラーによるこころの相談、保健師による健康相談</li> </ul>

## 2 健康の保持・増進施策の充実

障がいの原因となる疾病を予防するとともに、障がい者の健康管理のため、健康教育、健康相談などの充実に努めます。また、こころの健康づくりのための取組として、精神保健に関する情報提供などに努めます。

施策・事業名	事業の内容
①健康の保持・増進への支援	<p>基本健診の充実や各種健(検)診の受診拡大と要指導者の事後指導の充実に努めます。また、疾病の早期発見及び重症化予防のための事業実施、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に推進していくなど、健康の保持・増進への支援を行います。</p> <p>【主な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健康診査、特定保健指導、各種がん検診、心身の健康に関する個別の相談、栄養相談、健康教育、家庭訪問、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施</li> </ul>
②健康づくりへの意識形成	<p>健康づくりに対する意識や意欲の醸成を行います。</p> <p>【主な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康マイレージ</li> </ul>

## 3 医療サービスの充実

障がい者が安心して医療サービスを受けられるよう、医療に関する情報提供に努めるとともに、自立支援医療や重心医療費助成など、医療費負担軽減の周知を図ります。

施策・事業名	事業の内容
①障害者総合支援法に基づく自立支援医療費の充実	<p>心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減するため自立支援医療費を支給します。</p> <p>【主な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・更生医療費の支給、育成医療費の支給</li> </ul>

### アンケート、団体ヒアリングより

アンケート結果では、地域で生活するために必要な支援として、「生活の場での適切な医療ケア」という回答が32.3%で第2位となっています。また、団体ヒアリングにおいても、「突発的な通院の際も移動支援を利用できたらよいと思う」という声も聞かれました。

障がい者にとって、医療は身近なものであることから、安心して医療が受けられるよう環境の整備に努めていきます。

## 施策の方向性 8 権利擁護の充実

障がい者はその障がいの特性上、一般の人々とは異なる生活様式を余儀なくされ、多くの偏見や差別の中におかれています。すべての人々に与えられている権利を行使できないばかりか、自らを守る術を知らない人たちも少なくありません。

個人が人間としての尊厳を持って生きていくためには、生活上の重要な場面でサポートしていく権利擁護が充実している必要があります。

そのため、障がいのある方々の人権が障がいのない方々と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせておこなわれる合理的配慮や、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方を保護、支援するために、法的に権限を与えられた後見人等が本人の意思を尊重しながら生活状況や身体状況等を考慮して、本人の生活や財産を守る成年後見制度といった制度などがあります。

本町では、成年後見制度の充実、障がい者虐待防止のための体制の整備、差別の禁止、合理的配慮の推進に取り組むことにより障がい者の人権を確保し、養護者の支援に努めます。

### 【施策】

1 成年後見制度の充実
2 障がい者虐待防止のための体制の整備
3 差別の禁止
4 合理的配慮の推進

### 【評価指標】

項目	現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
成年後見制度の認知度（知らない） (R5障がい者基本計画策定のためのアンケート)	26.3%	減少
(ここ最近)差別や嫌な思いをしたことが「ある」と回答する人の割合 (R5障がい者基本計画策定のためのアンケート)	27.9%	減少
合理的配慮の認知度（知らない） (R5障がい者基本計画策定のためのアンケート)	60.1%	減少

## 1 成年後見制度の充実

障がいがあっても地域で安心して生活を送ることができるよう、成年後見制度の相談、利用に関する支援、成年後見人、保佐人及び補助人等への支援を推進するとともに、権利を擁護しながら地域で安心して自立した生活が送れるよう支援体制の充実に努めます。

施策・事業名	事業の内容
①成年後見制度の充実	認知症や精神障がいなどにより意思表示が困難な者の権利を擁護するために、成年後見制度の利用促進に取り組みます。 【主な事業】 ・成年後見サポートセンター事業
②日常生活自立支援事業の充実	契約能力がある障がい者の福祉サービスに関する手続、日常的な金銭管理など、生活の自立に必要な支援を行います。 【主な事業】 ・あすてらす

## 2 障がい者虐待防止のための体制の整備

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」）に基づき障がい者に対する虐待の予防及び早期発見、早期支援の推進のため、障がい者の虐待を防止するための体制づくりに努めます。

施策・事業名	事業の内容
①虐待防止など人権に関する啓発の推進	障がい者に対する虐待防止のため、必要な啓発を行います。
②虐待等への的確な対応のための体制整備	虐待の早期発見のためのチェック機能の強化と、警察や医療機関、民生児童委員などの関係団体との連携強化による速やかな連絡・連携体制の強化を図ります。

### 3 差別の禁止

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、職員に対しては、適切に対応するために必要な研修を行い、住民に対しては、国・県の動向をみながら、町のホームページ等にて法の主旨の普及啓発に取り組みます。

施策・事業名	事業の内容
①差別の禁止の周知	障がい者に対する差別の禁止等について、広報紙での啓発やホームページの活用による情報提供を強化すると共に、各種行事等を活用し積極的な啓発活動に努めます。

### 4 合理的配慮の推進

判断能力が十分でない障がいのある人にとっての日常生活や社会生活を送るうえで障壁となる事物、制度、慣行、観念などの社会的障壁の除去のための「合理的配慮の推進」に関する知識の普及・啓発に取り組みます。

施策・事業名	事業の内容
①合理的配慮の周知	障がい者に対する合理的配慮について、広報紙での啓発やホームページの活用による情報提供を強化すると共に、各種行事等を活用し積極的な啓発活動に努めます。

#### アンケートより

アンケート結果では、障がいがあることで、差別や嫌な思いをしたことが「ある」と回答した人は27.9%となっています。また、成年後見制度や合理的配慮、共生社会の認知度は低くなっており、これらの用語の周知を推進するとともに、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の推進に努めます。

## 施策の方向性 9 余暇活動・社会参加の促進

障がい者やその家族などが中心となって組織されている障がい者団体が行う自主的な事業や、社会福祉協議会等が行う、障がい者の支援を目的とした各種事業に積極的に参加することは、自らの自立と交流はもとより、社会と繋がるキッカケにもなっています。

しかし、障がい者団体の加入者は、プライバシーの保護や組織的な活動を避ける傾向から年々減少しており、会員の減少と高齢化が課題となっています。

一方で、生活の中での「ゆとり」や「生きがい」が求められており、特にスポーツ・文化活動への参加は障がい者にとって生活を豊かにするとともに、あらゆる社会活動への参加を積極的に促進する大切な役割をもっています。

そのため、障がいのある人がその興味と特性に応じて様々な社会活動に参加し、生きがいを持って生活していくための施策の充実や、障がい者が生涯学習や文化活動などに積極的に参加して、生きがいのある生活を送れるよう、地域コミュニティ活動の拡大を図ります。

### 【施策】

- 1 スポーツ・レクリエーションの充実
- 2 地域コミュニティ活動の拡大

### 【評価指標】

項目	現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
高齢者・障がい者のスポーツ機会の確保	実施	実施
外出する際の困りごとについて、「特に困っていることはない」と回答する人の割合 (R5障がい者基本計画策定のためのアンケート)	24.0%	上昇

## 1 スポーツ・レクリエーションの充実

障がい者が、生きがいをもって、自分らしくいきいきとした生活を実現するために、スポーツやレクリエーションが楽しめるよう、様々な配慮や環境整備、情報や活動機会の積極的な提供に努めます。また、地域社会との交流や理解を深めるため、あらゆる社会活動への障がい者の参加を促進します。

施策・事業名	事業の内容
①障がい者に配慮したスポーツ・レクリエーションの振興	<p>障がい者がスポーツ・レクリエーション活動に気軽に親しむことができるよう、施設の整備・改善やスポーツ指導者の育成・確保、スポーツ・レクリエーションに関する情報の効果的な提供を行います。また、健康の保持や障がいの有無を問わず交流を広げることができるよう、障がい者を対象とした競技スポーツやニュースポーツなど生涯スポーツの振興を推進します。さらに、障がい児の健康保持とレクリエーション活動を通じた仲間づくりを推進します。</p> <p>【主な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者・障がい者スポーツ大会、にこにこ水中運動教室</li></ul>



## 2 地域コミュニティ活動の拡大

障がい者が生涯学習や文化活動などに積極的に参加して、生きがいのある生活を送れるよう、各種活動への参加の機会の拡大と支援のための環境の整備を行います。

施策・事業名	事業の内容
①生涯学習機会の充実	<p>障がい者の社会参加を促すための生涯学習機会の充実を行います。また、指導者の育成や芸術・文化活動に関する情報提供を充実します。</p> <p>【主な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館における世代別の基本講座</li> </ul>
②障がい者への文化・芸術活動の提供	<p>障がい者に対する町内の文化活動団体等の紹介や活動の普及を行います。</p> <p>【主な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化祭会場への手話通訳者の配置</li> </ul>
③障がい者への生涯学習関連情報の提供	<p>障がい者福祉に関する資料の収集と広く住民への提供を行います。また、録音図書や大活字本など、障がい者に配慮した図書の収集と利用促進を図ります。</p>

### アンケート、団体ヒアリングより

アンケートでは、今後行いたいこととして、「趣味などのサークル活動」、「スポーツやレクリエーション」、「地域の行事や祭りへの参加」といった回答が少なくなく、余暇活動や社会参加へのニーズが高くなっています。また、団体ヒアリングにおいても、地域での生活を望む声が多くなっており、障がいのある方が住みやすい地域づくりを行うとともに、余暇活動や地域の行事、生涯学習や文化活動へ参加しやすい体制づくりを行います。



## 各論 2 障がい福祉・障がい児福祉計画

---

# 第1章 計画の基本的な考え方

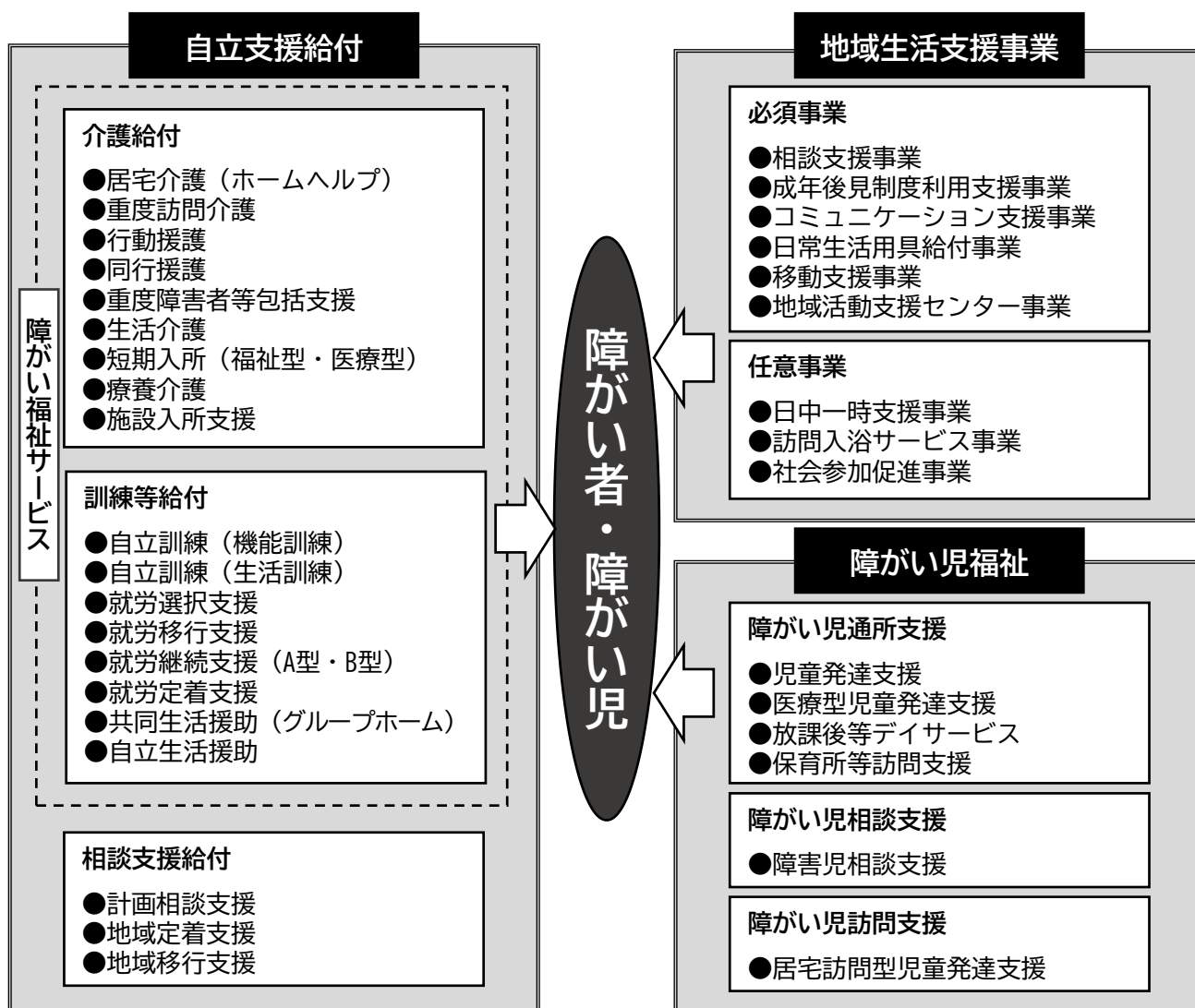
## 第1節 基本的な考え方

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画であり、指定障害福祉サービス、指定相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を具体的に定めるものです。

障害者総合支援法に基づく福祉サービスは、個々の障がいのある人の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえて支給決定が行われる「障がい福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

### 障がい福祉計画と障がい児福祉計画における主な事業

#### ■障がい福祉計画と障がい児福祉計画の主な事業



## 第2章 障がい福祉・障がい児福祉サービスの推進

### 第1節 令和8年度の目標と考え方

#### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、全ての施設入所者に対して、今後、地域生活への移行について適切に意思決定支援を行い確認するとともに、今後、自立訓練等を利用し、施設の支援者等が地域生活支援拠点等の関係機関と連携して地域生活への移行を進めるため、令和8年度末までにグループホーム、一般住宅等の地域生活に移行する者の数を数値目標（成果目標）として設定することとしています。

##### (1) 施設入所者の地域生活への移行

##### ◆国の数値目標（成果目標）

令和4年度末時点の施設入所者のうち6%以上が地域生活へ移行すること。

##### ◆本町の考え方と目標の設定

令和8年度末の地域生活移行者数は、令和4年度末の施設入所者のうちの6%以上で見込みます。

項目	目標	目標の考え方
【実績値】令和4年度末時点の施設入所者数（A）	31人	令和5年3月31日時点
【目標値】地域生活移行者数（B）	2人	令和8年度末までにおける施設入所から地域生活への移行者数
移行率（B/A）×100	6.5%	（参考：国指標）6%以上

## (2) 福祉施設入所者の数

### ◆国の数値目標（成果目標）

令和8年度末時点の施設入所者数を、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減すること。

### ◆本町の考え方と目標の設定

令和8年度末の福祉施設の入所者数は、令和4年度末の施設入所者のうちの5%以上の削減で見込みます。

項目	目標	目標の考え方
【実績値】令和4年度末時点の施設入所者数（A）	31人	令和5年3月31日時点
【目標値】令和8年度末の施設入所者数（B）	29人 (6.5%減少)	(参考：国指標) $(B) = (A) \times 5\%$ 以上

## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、自治体を中心に地域精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障がい者の地域移行や定着が可能となります。

国の基本方針に基づき、地域移行を推進するため、協議の場の開催や地域生活移行者数を目標値として設定します。

### ◆本町の考え方と目標の設定

項目	目標	目標の考え方
協議の場の開催回数	1回以上	各年度における保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数
協議の場における目標設定及び評価	実施	各年度における保健、医療及び福祉関係者による協議の場の目標設定及び評価
地域生活移行者数	1人	各年度における地域移行のための精神障がい者の地域移行支援利用者数

### 3 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」に備えるとともに、障がい者の地域移行への支援や地域生活において緊急事態に対応できる体制を確保する必要があります。

地域生活支援拠点等では、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、相談、地域移行や自立に向けた体験の機会や場の提供、緊急時の受入れ対応体制の確保や地域の連携・体制づくり等の機能を、各関係機関と連携を図りながら進めていきます。

#### (1) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

##### ◆国の数値目標（成果目標）

令和8年度末までに、各市町村において、地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上支援の実績等を踏まえ、運用状況を検証・検討を行うこと。

強度行動障がい者の支援体制の充実を図ることが必要であり、令和8年度末までに、各市又は各福祉圏域（以下「各圏域」という）において、状況やニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること。

##### ◆本町の考え方と目標の設定

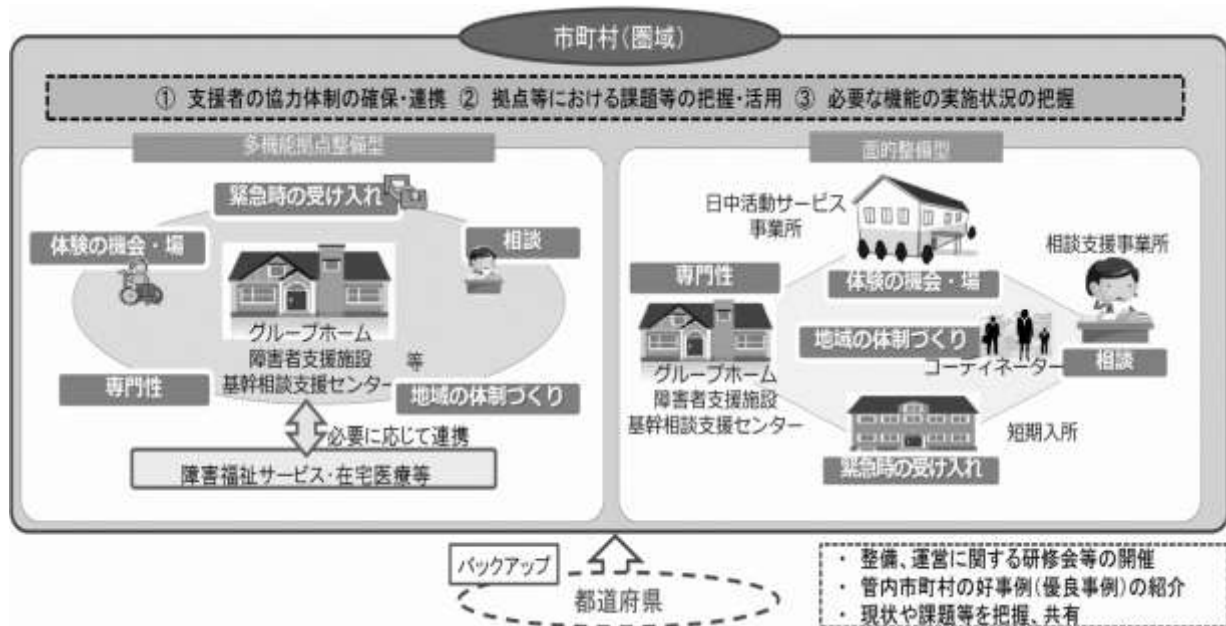
地域生活支援拠点等の整備については、「面的整備型」により設置しており、引き続き関係機関等と連携した相談支援体制の強化や体験の機会や場の提供、担い手の育成等の機能を確保するとともに、緊急時に対応できる体制を保持します。また、自立支援協議会等の協議の場を活用して、運用状況の検証や運用方法の検討を行っていきます。

加えて、強度行動障がい者や医療的ケア児に対する支援体制について、整備の検討を進めます。



項目	目標		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点のコーディネーターの配置	配置	配置	配置
地域自立支援協議会等の場を活用した、運用状況の検証・検討	実施	実施	実施
地域生活支援拠点の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置	配置	配置	配置
支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	整備	整備	整備

【地域生活支援拠点の2類型について】



出典：厚生労働省

#### 4 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用し、就労定着する人の数値目標を設定することとしています。

##### (1) 福祉施設から一般就労への移行

###### ◆国の数値目標（成果目標）

令和8年度末において一般就労へ移行した者を令和3年度の移行実績の1.28倍以上にすること。

###### ◆本町の考え方と目標の設定

項目	目標		目標の考え方
福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加	【基準値】(A)	2人	令和3年度一般就労移行者数
	【目標値】(B)	3人	令和8年度一般就労移行者数
移行実績 (B/A)	1.5倍		(参考：国指標) 1.28倍以上

##### (2) 就労移行支援事業の一般就労への移行

###### ◆国の数値目標（成果目標）

令和8年度末において就労移行支援事業を利用して一般就労へ移行する者を、令和3年度の移行実績の1.31倍以上にすること。

###### ◆本町の考え方と目標の設定

項目	目標		目標の考え方
就労移行支援事業利用者の一般就労移行者の増加	【基準値】(A)	0人	令和3年度の就労移行支援事業利用者の一般就労移行者数
	【目標値】(B)	1人	令和8年度の就労移行支援事業利用者の一般就労移行者数
移行実績 (B/A)	一倍		就労移行支援事業利用者の一般就労移行割合 (参考：国指標) 1.31倍以上

### (3) 就労移行支援事業所全体の一般就労移行率

#### ◆国の数値目標（成果目標）

令和8年度末において就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行割合が5割以上の事業所が全体の5割以上とすること。

#### ◆本町の考え方と目標の設定

項目	目標		目標の考え方
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行割合	【基準値】	—	令和8年度末時点の就労移行支援事業所数
	【目標値】	5割以上	令和8年度末の一般就労移行率5割以上の就労移行支援事業所数

### (4) 就労継続支援A型事業所利用者の一般就労への移行

#### ◆国の数値目標（成果目標）

令和8年度末において就労継続支援A型事業をから一般就労へ移行する者を、令和3年度の移行実績の1.29倍以上にすること。

#### ◆本町の考え方と目標の設定

項目	目標		目標の考え方
就労継続支援（A型）事業利用者の一般就労移行者の増加	【基準値】（A）	0人	令和3年度の就労継続支援（A型）事業利用者の一般就労移行者数
	【目標値】（B）	1人	令和8年度の就労継続支援（A型）事業利用者の一般就労移行者数
移行率（B/A）	一倍		就労継続支援（A型）事業利用者の一般就労移行割合（参考：国指標）1.29倍以上

(5) 就労継続支援B型事業所利用者の一般就労への移行

◆国の数値目標（成果目標）

令和8年度末において就労継続支援B型事業から一般就労へ移行する者を、令和3年度の移行実績の1.28倍以上にすること。

◆本町の考え方と目標の設定

項目	目標		目標の考え方
就労継続支援（B型）事業利用者の一般就労移行者の増加	【基準値】（A）	1人	令和3年度の就労継続支援（B型）事業利用者の一般就労移行者数
	【目標値】（B）	2人	令和8年度の就労継続支援（B型）事業利用者の一般就労移行者数
移行率（B/A）	2.0倍		就労継続支援（B型）事業利用者の一般就労移行割合（参考：国指標）1.28倍以上

(6) 就労定着支援事業の利用者数

◆国の数値目標（成果目標）

障がい者の一般就労への定着も重要であることから、令和8年度末において就労定着支援事業を利用して一般就労へ移行する者を、令和3年度の利用実績の1.41倍以上にすること。

◆本町の考え方と目標の設定

項目	目標		目標の考え方
就労定着支援事業利用者数の増加	【基準値】（A）	1人	令和3年度の就労定着支援事業利用者数
	【目標値】（B）	2人	令和8年度の就労定着支援事業利用者数
移行率（B/A）	2.0倍		（参考：国目標値） （B/A）×100=1.41以上

### (7) 就労定着支援事業所の就労定着率

#### ◆国の数値目標（成果目標）

令和8年度末において就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすること。

#### ◆本町の考え方と目標の設定

項目	目標		目標の考え方
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上となる事業所の割合	【基準値】	—	令和8年度末時点の就労定着支援事業所数
	【目標値】	2割5分以上	令和8年度末の就労定着率7割以上の就労移行支援事業所数

## 5 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制に関しては、計画相談支援、一般的な相談支援など重層的な仕組みが構築されてきていますが、改めて相談支援体制について検証・評価を行うとともに、子育て、介護、生活困窮等の包括的な支援が確保されるよう、重層的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行うことが求められています。

### ◆国の数値目標（成果目標）

- ・令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を実施する体制を確保する。
- ・地域づくりに向けた協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

### ◆本町の考え方と目標の設定

令和8年度末までに基幹相談支援センターの設置を検討するとともに、協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発、改善等を行うために必要な協議体制の確保に努めます。

## 6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、利用者が自らの意思で、必要とするサービス等を選択できるよう支援を行うとともに、利用者に、真に必要な障がい福祉サービスを提供できているのか検証を行い、提供していくための体制を構築することが重要となります。

### ◆国の数値目標（成果目標）

令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築すること。

### ◆本町の考え方と目標の設定

国や県の方針に即して目標値を設定し、町として障がい福祉サービス等の質の向上のために上記取組を実施する体制確保に努めます。

## 7 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児のライフステージに沿って、地域の障がい福祉、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで必要とされる医療的ケアや障がいの状況に応じた、切れ目のない効果的で一貫した支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要となります。

また、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが求められています。

### ◆国の数値目標（成果目標）

- ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置すること。
- ・令和8年度末までに、各市町村に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築すること。
- ・令和8年度末までに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市又は各福祉圏域に少なくとも1か所以上確保すること。
- ・令和8年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。

### ◆本町の考え方と目標の設定

児童発達支援、放課後等デイサービスを実施する相談支援事業所が町内に1か所あります。今後は重症心身障がい児の受け入れ体制の整備や児童発達支援センターの整備について、地域の実情をふまえながら検討していきます。

## 第2節 障がい福祉サービスの見込量と確保の方策

「障がい福祉サービスの見込量と確保の方策」の各ページにおける、それぞれの項目の内容については、下の『見方について』と『項目内の主な単位について』を参照ください。

### 見方について

#### ●○○○○サービスの概要

名 称	サービスの概要
	サービスが利用できる対象や、利用内容などについて掲載しています。

#### ●第6期計画における実績及び現状と課題

※第3節 障がい児福祉サービスの見込み量と確保の方策では、「第2期計画における実績及び現状と課題」

区 分	項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数/月	計画	人	人
		実績	人	人

第6期計画で掲げた令和3年度～令和5年度のサービスの見込量（計画）と、その実績（令和5年度は見込み）を年度ごとに掲載し、達成率を参考に進捗状況を点検しています

#### ●第7期計画における見込量と確保の方策

※第3節 障がい児福祉サービスの見込み量と確保の方策では、「第3期計画における見込み量と確保の方策」

区 分	項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数/月	人	人	人

第7期計画における令和6年度～令和8年度のサービスの見込量（計画）を年度ごとに掲載しています。また、見込量の確保のために必要な町の取組の方針（方策）を文章にまとめ、表の上に掲載しています。

### 項目内の主な単位について

単 位	単位の意味
人（人/月）	ひと月あたりの利用者数
時間（時間/月）	ひと月あたりの利用時間
人日（人日/月）	ひと月あたりの利用者数×1人ひと月あたりの平均利用日数

※『見方について』、『項目内の主な単位について』は、「第3節 障がい児福祉サービスの見込量と確保の方策」及び、「第4節 地域生活支援事業の見込量と確保の方策」にもあてはまります。



## 1 訪問系サービス

### ●訪問系サービスの概要

名 称	サービスの概要
居宅介護（ホームヘルプ）	障がい者の自宅で、入浴・排泄・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	障がい者の自宅で入浴・排泄・食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	障がい者が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
同行援護	外出時に同行し、移動時及びそれに伴う外出先の援護（視覚的情報の支援、排泄・食事などの介護）を行います。
重度障害者等包括支援	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等）を包括的に提供します。

### ●第6期計画における実績及び現状と課題

利用者数は、おおむね計画どおりで推移し、利用時間は計画をやや上回っています。

障がいのある人が、施設や病院から地域生活へ移行しても、自宅で安心して過ごすためには、訪問系サービスの充実が求められます。

区 分	項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護、重度訪問介護、 行動援護、同行援護、重度 障害者等包括支援	人／月	計画	75人	77人	79人
		実績	75人	76人	77人
	時間／月	計画	645時間	662時間	680時間
		実績	705時間	772時間	795時間

●第7期計画における見込量と確保の方策

地域生活移行の推進に向けて、ホームヘルパーに関する研修会の実施などサービスの確保と質の向上につながる施策と連携します。

訪問系サービスの利用人数及び利用時間の今後の利用量は、増加を見込んだ計画とします。

区 分	項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	62人	63人	63人
	時間/月	709時間	728時間	747時間
重度訪問介護	人/月	1人	1人	1人
	時間/月	450時間	450時間	450時間
行動援護	人/月	6人	7人	8人
	時間/月	65時間	71時間	79時間
同行援護	人/月	12人	14人	15人
	時間/月	45時間	45時間	45時間
重度障害者等包括支援	人/月	0人	0人	0人
	時間/月	0時間	0時間	0時間

## 2 日中活動系サービス

### ●日中活動系サービスの概要

名 称	サービスの概要
生活介護	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションと日常生活上の相談支援等を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がい者や精神障がい者を対象として、病院や施設を退院、退所したり、特別支援学校（養護学校）を卒業した人に対し行う、地域生活を営む上で必要な社会的な訓練を提供します。
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する障がい者に対し、一定期間、生産活動等の機会を提供することによって、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練を提供します。
就労継続支援（A型）	通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労継続支援（B型）	通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
療養介護	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
短期入所（福祉型・医療型）	障がい者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上の支援を行います。
就労定着支援	一般就労に移行した障がい者に対し、企業や自宅等への訪問等により、就労に伴う生活面の課題解決に向けた支援を行います。

●第6期計画における実績及び現状と課題

利用者数及び利用日数は、ほぼすべてのサービスで計画値を下回っています。特に就労移行支援や就労継続支援（A型）では、計画を大きく下回る実績となっています。一方、就労継続支援（B型）や療養介護では、計画値を上回る実績となっています。

障がいのある人がより雇用に結びつくよう、事業所との連携や情報提供の推進が求められます。

区 分	項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人/月	計画	79人	81人	83人
		実績	79人	77人	80人
	人日/月	計画	1,625人日	1,693人日	1,735人日
		実績	1,655人日	1,521人日	1,644人日
自立訓練（機能訓練）	人/月	計画	2人	2人	2人
		実績	0人	0人	0人
	人日/月	計画	34人日	34人日	34人日
		実績	0人日	0人日	0人日
自立訓練（生活訓練）	人/月	計画	1人	1人	1人
		実績	1人	0人	0人
	人日/月	計画	19人日	19人日	19人日
		実績	11人日	0人日	0人日
就労移行支援	人/月	計画	6人	6人	6人
		実績	5人	1人	4人
	人日/月	計画	79人日	79人日	79人日
		実績	36人日	0.4人日	15人日
就労継続支援（A型）	人/月	計画	44人	47人	50人
		実績	41人	34人	40人
	人日/月	計画	720人日	769人日	818人日
		実績	600人日	538人日	594人日

区 分	項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援（B型）	人／月	計画	57人	60人	63人
		実績	58人	69人	82人
	人日／月	計画	1,023人日	1,087人日	1,156人日
		実績	1,008人日	1,111人日	1,225人日
療養介護	人／月	計画	1人	1人	1人
		実績	1人	2人	3人
短期入所（福祉型・医療型）	人／月	計画	9人	9人	9人
		実績	5人	9人	12人
	人日／月	計画	31人日	31人日	31人日
		実績	12人日	19人日	21人日
就労定着支援	人／月	計画	4人	5人	6人
		実績	3人	3人	3人
	人日／月	計画	4人日	5人日	6人日
		実績	2人日	18人日	20人日

### ●第7期計画における見込量と確保の方策

障がいのある人とその家族の高齢化が進む中、地域で暮らし続けていくために必要な生活介護や療養介護へのニーズはますます高まることが予想されます。生活基盤サービスの層を厚くしていけるよう、事業所の協力を得ながら利用施設の確保に努めます。

また、発達障がいや精神障がいと診断される人は増加傾向にあり、近い将来に自立や社会参画を目指す人は増えていくことが予想されるため、事業所やハローワーク等との連携を強め、雇用・就労に結びつくよう情報提供や情報共有に努めます。

さらに、就労移行支援は一定のニーズがあることや、就労につなげる一歩として活用することができる事業であることから、利用に適した対象への適切な情報発信に努め、利用の促進を図ります。

自立訓練（生活訓練）は、令和3年度に1人の利用がありましたが、今後の利用を希望する人がいることを考慮し、見込量を設定します。

短期入所は、親亡き後のことも考え、定期的に使用してもらうよう啓発するとともに、潜在的なニーズの掘り起こしに努めます。

就労継続支援（A型・B型）は利用ニーズが高く、今後も十分な増加量を見込んだ計画とします。就労定着支援は、就労継続支援等の利用にあわせて見込みます。

区 分	項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人／月	81人	82人	83人
	人日／月	1,777人日	1,921人日	2,077人日
自立訓練（機能訓練）	人／月	0人	0人	1人
	人日／月	0人日	0人日	20人日
自立訓練（生活訓練）	人／月	0人	0人	1人
	人日／月	0人日	0人日	15人日
就労選択支援	人／月	0人	0人	1人
就労移行支援	人／月	2人	3人	5人
	人日／月	4人日	7人日	10人日
就労継続支援（A型）	人／月	47人	55人	64人
	人日／月	655人日	723人日	797人日
就労継続支援（B型）	人／月	98人	116人	138人
	人日／月	1,350人日	1,488人日	1,640人日
療養介護	人／月	3人	3人	3人
短期入所（福祉型・医療型）	人／月	15人	19人	25人
	人日／月	24人日	26人日	30人日
就労定着支援	人／月	3人	3人	3人

### 3 居住系サービス

#### ●居住系サービスの概要

名 称	サービスの概要
宿泊型自立訓練	知的障がい又は精神障がいのある人に対して、居室その他の設備を利用させ、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談支援等を行います。また、積極的な地域支援の促進を図るために、昼夜を通じた訓練や地域移行に向けた関係機関との連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営むのに支障のない障がいのある人につき、主に夜間に相談、入浴・排泄及び食事等の介護、調理・洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話をを行います。
施設入所支援	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対して、夜間における入浴・排泄等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
自立生活援助	入所施設やグループホーム等から一人暮らしに移行した人の家を定期的に訪問し、生活面や体調面の確認や助言等を行います。

#### ●第6期計画における実績及び現状と課題

利用者数は、計画に対して、自立生活援助の利用実績があまりありませんでした。共同生活援助（グループホーム）は計画を上回る実績となっています。

事業所ヒアリング調査結果では、グループホームや入所施設が町内になく、転居する利用者がいるという意見が多くあがっています。

以前から、町内にグループホームがないことが課題となっています。

区 分	項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
宿泊型自立訓練	人/月			
	計画	1人	1人	1人
	実績	1人	0人	0人
共同生活援助 (グループホーム)	人/月			
	計画	40人	43人	46人
	実績	42人	54人	69人
施設入所支援	人/月			
	計画	34人	34人	34人
	実績	33人	31人	31人
自立生活援助	人/月			
	計画	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人

●第7期計画における見込量と確保の方策

これまでのサービスを利用し続けたい、家族や親せきと近い距離で暮らしたい、グループホームを利用して町内で暮らしたいというニーズは一定数あることから、引き続き開設を希望する事業所の参入に向けて各関係機関等との連携強化や、地域自立支援協議会における協議及び情報共有等を図りながら調整します。

共同生活援助（グループホーム）の利用者数は過去3年間で見込量を上回って増加しており、今後もニーズが高いことを見越した見込量としています。

施設入所支援の利用者数は、令和8年度の目標通り、5%以上削減した29人の計画としています。

区 分	項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
宿泊型自立訓練	人/月	0人	0人	0人
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	60人	62人	63人
施設入所支援	人/月	31人	30人	29人
自立生活援助	人/月	0人	0	1人



## 4 相談支援サービス

### ●相談支援サービスの概要

名 称	サービスの概要
計画相談支援	支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。
地域移行支援	施設や病院に入所・入院している障がいのある人に対して、住居の確保、その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がいのある人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に対する相談や緊急訪問、緊急対応等の支援を行います。

### ●第6期計画における実績及び現状と課題

地域移行支援及び地域定着支援の利用はありませんでした。

病院から地域へ移行した人で、地域に馴染めず孤立してしまう場合があるという意見もあがっており、地域に戻っても安心して暮らせるような地域移行のサポートが求められます。

区 分	項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
計画相談支援	人/月	計画	241人	248人	255人
		実績	53人	55人	58人
地域移行支援	人/月	計画	1人	2人	3人
		実績	0人	0人	0人
地域定着支援	人/月	計画	1人	2人	3人
		実績	0人	0人	0人

●第7期計画における見込量と確保の方策

高齢化の進行に伴い、今後65歳以上の高齢者の増加が見込まれることから、介護保険の制度の枠を超える障がい者も増え、それに伴い計画相談支援の利用件数も増えていくことが予測されます。

地域で安心して暮らしていくためには、寄り添った相談支援対応が求められることから、事業所や相談支援専門員と協力して、人材確保とさらなるサービスの質の向上に努めます。

計画相談支援の利用者数は年々増加しており、今後もニーズが高まることを見越して、十分な見込量となる計画とします。

地域移行支援及び地域定着支援は、過去3年間の利用はありませんでしたが、より多くの方が地域で暮らしていけるよう、サービスを利用する人を見込んだ計画とします。

区 分	項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	61人	65人	68人
地域移行支援	人/月	0人	0人	1人
地域定着支援	人/月	0人	0人	1人

## 第3節 障がい児福祉サービスの見込み量と確保の方策

### 1 障がい児通所支援

#### ●障がい児通所支援の概要

名 称	サービスの概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の取得、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹機能に障がいのある児童に、児童発達支援や治療を行います。
放課後等デイサービス	放課後や土日祝日などの学校休業日、夏休み、冬休みなどの長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を行うことにより、障がい児の自立促進、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。

#### ●第2期計画における実績及び現状と課題

利用者数は、児童発達支援が計画よりやや少なく推移し、放課後等デイサービスはほぼ計画とおり、保育所等訪問支援は計画より多く推移しています。

なお、放課後等デイサービスの増加については、新型コロナウイルス感染症の蔓延により学校が休校や分散登校になるなどの影響を受け、サービスを利用する児童が一時的に増加したものです。

全国的な動向として、共働き世帯が増え、障がいの有無にかかわらず、子どもが放課後に家以外で過ごす居場所の確保の充実が求められている傾向があります。

区 分	項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
児童発達支援	人/月	計画	49人	51人	52人
		実績	48人	45人	48人
	人日/月	計画	191人日	196人日	201人日
		実績	201人日	222人日	245人日

区 分	項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
医療型児童発達支援	人/月	計画	1人	1人	1人
		実績	0人	0人	0人
	人日/月	計画	2人日	2人日	2人日
		実績	0人日	0人日	0人日
放課後等デイサービス	人/月	計画	77人	79人	81人
		実績	77人	78人	80人
	人日/月	計画	783人日	805人日	827人日
		実績	870人日	868人日	870人日
保育所等訪問支援	人/月	計画	14人	15人	16人
		実績	18人	22人	27人
	人日/月	計画	14人日	15人日	16人日
		実績	8人日	9人日	10人日

### ●第3期計画における見込量と確保の方策

障がい児通所支援は、今後も放課後等デイサービスの利用者増や利用時間の調整を求める傾向が想定されることから、事業所や地域と協力して居場所の確保に努めるほか、他サービスとの調整など個別での支援対応を進めていきます。

児童発達支援及び放課後等デイサービスは、過去3年間の障がい児の増加傾向に伴い、利用量の増加を見込んだ計画とします。

区 分	項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	51人	54人	57人
	人日/月	271人日	299人日	330人日
放課後等デイサービス	人/月	82人	84人	87人
	人日/月	872人日	874人日	876人日
保育所等訪問支援	人/月	9人	11人	13人
	人日/月	9人日	11人日	13人日

## 2 障がい児相談支援

### ●障がい児相談支援の概要

名 称	サービスの概要
障害児相談支援	障がい児が障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し（障がい児支援利用援助）、通所支援開始後は、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障がい児支援利用援助）等の支援を行います。

### ●第2期計画における実績及び現状と課題

現在、インターネットや SNS を通じて、障がいに関係する情報は正誤にかかわらず多様に取得できる環境にあり、保護者の不安も高まっていることがうかがえます。相談支援を通じて正しい情報を届け、保護者とその子どもが安心できるよう寄り添った支援が求められます。

区 分	項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	人/月			
	計画	90人	93人	95人
	実績	18人	23人	29人

### ●第3期計画における見込量と確保の方策

今後も、発達障がいに関わる相談件数は増えていくことが予想されます。

相談支援専門員をはじめ、保育所や学校等と協議の場を定期的に設け、情報共有に努めます。その上で、適切な取組や対応を検討し実施して、保護者とその子どもの不安解消につなげます。

障害児相談支援は、令和5年度は減少したものの、障がい児の人数は増加傾向にあることから、利用量の増加を見込んだ計画とします。

区 分	項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人/月	37人	47人	60人

### 3 障がい児訪問支援

#### ●障がい児訪問支援の概要

名 称	サービスの概要
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。重症心身障がいのある児童であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童が対象です。

#### ●第2期計画における実績及び現状と課題

利用者数の実績は、ありません。

区 分	項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型児童発達支援	人/月			
	計画	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人

#### ●第3期計画における見込量と確保の方策

居宅訪問型児童発達支援は、過去3年間の実績はありませんが、利用を希望する人がいることを考慮し、令和8年度の見込量を1人とする計画とします。

区 分	項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0人	0人	1人

## 第4節 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

### 1 必須事業

#### ●必須事業の概要

名 称	サービスの概要
相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障がい者又は精神障がい者に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費の全て又は一部について補助を行います。
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。
日常生活用具給付事業	重度の障がいがある人等に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	障がいのある人に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

#### ●第6期計画における実績及び現状と課題

利用者数等は、障がい者相談支援事業の利用件数が計画よりも目立って多く推移していますが、そのほかの事業はおおむね計画どおりで推移しています。

障がいのある人が、どのようなサービスを利用できるか、あるいはどのようなことで困っているか、などの相談に対して、職員等は常に親身で丁寧な対応を心がけ、適切かつ最新の情報を提供する必要があります。

区 分	項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者相談支援事業	設置数	計画	1 か所	1 か所	1 か所
		実績	1 か所	1 か所	1 か所
	件/年	計画	257 件	257 件	257 件
		実績	1,678 件	1,311 件	1,320 件
成年後見制度 利用支援事業	件/年	計画	2 件	3 件	4 件
		実績	2 件	4 件	3 件
コミュニケーション支援事 業（手話通訳者派遣）	人/年	計画	167 人	167 人	167 人
		実績	232 人	174 人	196 人
コミュニケーション支援事 業（要約筆記奉仕員派遣）	人/年	計画	3 人	3 人	3 人
		実績	0 人	2 人	3 人
日常生活用具給付※ ▼（内訳）	件/年	計画	155 件	155 件	155 件
		実績	152 件	164 件	178 件
介護・訓練支援用具 自立生活支援用具 在宅療養等支援用具 情報・意思疎通支援用具 排泄管理支援用具	件/年	実績	6 件	0 件	3 件
			3 件	4 件	4 件
			1 件	6 件	6 件
			6 件	3 件	5 件
			134 件	151 件	160 件
手話奉仕員養成研修事業※	人/年 (研修修了者数)	計画	7 人	7 人	7 人
		実績	5 人	10 人	10 人
移動支援事業	人/年	計画	59 人	61 人	62 人
		実績	57 人	61 人	61 人
	時間/年	計画	3,292 時間	3,403 時間	3,459 時間
		実績	2,565 時間	2,988 時間	2,890 時間
地域活動支援センター事業	設置数	計画	1 か所	1 か所	1 か所
		実績	1 か所	1 か所	1 か所
	人/年	計画	17 人	18 人	18 人
		実績	18 人	19 人	19 人

※日常生活用具給付（内訳）、手話奉仕員養成研修事業は、実績値のみ記載



●第7期計画における見込量と確保の方策

成年後見制度の利用を希望する人の潜在数は多いと考えられるため、成年後見サポートセンターを中心に引き続き利用の促進に向けて制度や活用方法などの周知に努めます。これに伴い、成年後見制度利用者支援事業は、今後の利用の増加を見込んだ計画とします。

移動支援事業のニーズは引き続き高いことが考えられますが、利用者数は歩留まりであることがうかがえるため、今後は横ばいに推移する計画とします。一方で、1回の利用時間の制限や車の乗り降りのサポートなど、支援方法の細かな工夫を検討します。

障がい者相談支援事業の利用件数は一定の利用者がいることがうかがえるため、令和5年度の実績を維持した計画とします。

成年後見制度利用者支援事業は、内容の周知や理解の促進を図ることで、今後の利用を見込んだ計画とします。

区 分	項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業	設置数	1か所	1か所	1か所
	件/年	1,330件	1,330件	1,330件
成年後見制度 利用支援事業	件/年	5件	6件	7件
コミュニケーション支援事業 (手話通訳者派遣)	人/年	170人	170人	170人
コミュニケーション支援事業 (要約筆記奉仕員派遣)	人/年	3人	3人	3人
日常生活用具給付※ ▼(内訳)	件/年	183件	188件	193件
介護・訓練支援用具		3件	3件	3件
自立生活支援用具		4件	4件	4件
在宅療養等支援用具	件/年	6件	6件	6件
情報・意思疎通支援用具		5件	5件	5件
排泄管理支援用具		165件	170件	175件
手話奉仕員養成研修事業※	人/年 (研修修了者数)	10人	10人	10人
移動支援事業	人/年	62人	63人	64人
	時間/年	2,937時間	2,985時間	3,032時間
地域活動支援センター事業	設置数	1か所	1か所	1か所
	人/年	20人	20人	20人

※日常生活用具給付(内訳)、手話奉仕員養成研修事業は、実績値のみ記載

## 2 任意事業

### ●任意事業の概要

名 称	サービスの概要
日中一時支援事業	障がいのある人に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練や、その他の支援を行います。
訪問入浴サービス事業	身体障がいのある人の身体を清潔に保持し、心身機能の維持等を図るため、居宅を訪問して入浴サービスを提供します。
社会参加促進事業	障がいのある人の能力や特性に応じた日常生活、社会生活を営むための必要な事業（身体障がい者自動車改造費助成事業等）を行います。

### ●第6期計画における実績及び現状と課題

日中一時支援事業の利用回数は、増加を見込んだ計画でしたが、コロナ禍もあり実績は減少傾向で推移しています。

日中一時支援事業のニーズは、放課後等デイサービスの充実に伴い減少していますが、18歳以上の人の日中の居場所として利用される傾向が増えてきており、引き続き一定のニーズがあることがうかがえます。

区 分	項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	回/年	計画 2,265回	2,265回	2,265回
		実績 1,611回	1,513回	1,520回
訪問入浴サービス事業	人/年	計画 3人	3人	3人
		実績 2人	2人	2人

### ●第7期計画における見込量と確保の方策

日中一時支援事業の利用実績はコロナ禍の影響により減少したものであるため、横ばいに推移する計画とします。

訪問入浴サービス事業は、令和5年に利用者が減少する見込みとなっていることから、障がい者が訪問入浴を利用する割合や社会資源量を考慮し、1人を維持する計画とします。

区 分	項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	回/年	1,650回	1,650回	1,650回
訪問入浴サービス事業	人/年	1人	1人	1人

## 各論3 計画の推進

---

# 第1章 計画の推進に向けて

## 第1節 計画の推進のために

---

### 1 障がい福祉サービス等に関する情報提供、制度等の周知

障がい福祉サービス、地域生活支援事業等に関する情報について、町広報誌や障がい者福祉ガイド等の各種パンフレット、ホームページ等により、わかりやすく、かつ、障がいの種類に応じた適切な情報提供に努めます。

### 2 障がい児・障がい者を支えるネットワークの構築と充実

実際の生活支援の場面においては、障がい児や障がい者は、一人ひとりの障がいの特性に合わせて、様々な福祉サービスを利用しています。利用する福祉サービスは、乳幼児期から高齢期までのライフステージごとに変化していくため、切れ目のない継続的な支援が求められます。継続的に多様な福祉サービスをマネジメントすることが、障がい者の生活支援をより充実させることにもつながり、そのマネジメント機能を相談支援専門員が担っています。

相談支援専門員は、本人やその家族とサービス提供事業所・学校・職場等をつなぎ、本人の特性を踏まえたサービス等利用計画を作成して、総合的な支援を構築していく役割があります。地域自立支援協議会相談支援部会では、相談支援専門員や支援者との情報共有をはじめケース検討会を実施して、相談支援専門員の資質の向上及び活動支援を図ることで、障がい者を支えるネットワークの構築強化に努めます。

### 3 庁内体制の整備

近年の地域における福祉課題は、多様化、複雑化しており、障がいに関わる問題に加えて、子育てや就労、高齢、経済的困窮など様々な問題を個人又は家族で抱えている場合が増えてきています。

そのため、福祉サービスを提供する町行政では、困りごとのある人に対して特定の分野にかかわらず、適切な支援や対応ができるよう、庁内の関係各課との日ごろからの連携力を強め、困りごとに関係する部署と密な情報共有を行うなど、協働して対応するよう取り組みます。

また、視覚障がい、聴覚障がい、車いすなど、その人の状態に応じたサポートができるよう、各種職員研修等の実施を通じて、窓口での接遇対応をはじめとする障がいのある人に優しい庁内体制づくりを目指します。

## 4 持続可能な制度の構築

今後見込まれる、障がい福祉サービス利用者の増加やニーズの多様化の中でも、必要な人に必要なサービスを安定的に利用してもらえるよう、人材や財源の確保策を含め、制度の維持と向上に努めます。

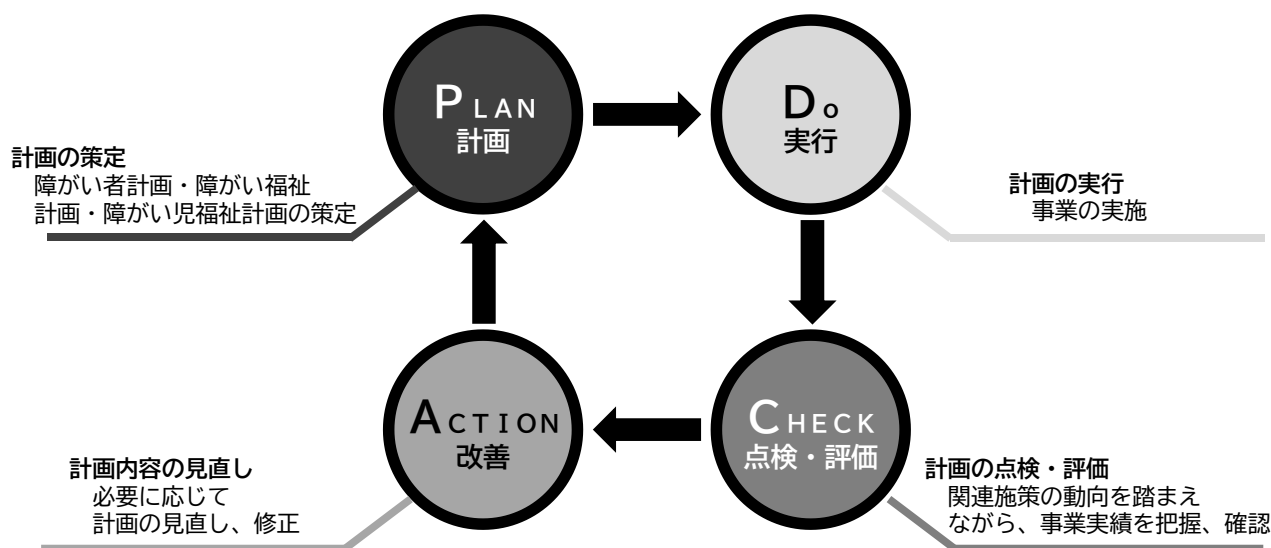
## 5 国・県との連携

障がいのある人の地域生活を支える施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めるとともに、利用者本位のより良い制度となるよう、国や県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

# 第2節 計画の点検と評価

本計画の策定後については、下記のようなP D C Aサイクルにより、進捗を把握するだけでなく、「上三川町地域自立支援協議会」で定期的にその進捗を把握し、点検・評価の上、課題等がある場合には、随時、対応していくことにします。

### ■P D C Aサイクルのプロセス





## 資料編

---

## 第 1 節 計画策定の経過

年 月 日	内 容
令和5年 9月12日～9月27日	○アンケート調査の実施 ・調査対象：町内在住の障害者手帳所持者・障がい福祉サービス利用者 1,000人
令和5年 10月23日～11月30日 のうち5日間	○ヒアリング調査の実施 ・調査対象：町内の14事業所・4団体 ○調査対象14事業所名 ・ケアサポートセンタービスケット ・相談支援事業所こすもす ・トータスジュニア上三川 ・トータスミドル上三川 ・スマイル上三川 ・児童発達支援事業所シュシュ ・社会福祉協議会 ・放課後等デイサービスサポートちから ・ベストファームなかま ・上三川町こども発達支援センターおひさまの家 ・ふれあいの家ひまわり ・上三川障がい児・者生活相談支援センター ・スマイルサポート上三川 ・社会福祉士事務所にじみる ○調査対象4団体名 ・アイの会 ・身体障害者福祉会 ・上三川町手をつなぐ育成会 ・ろう者の会
令和5年 11月24日	○第1回上三川町地域自立支援協議会 ・議事：アンケート調査結果報告・地域課題の協議
令和6年 1月26日	○第2回上三川町地域自立支援協議会 ・議事：計画（素案）の協議
令和6年 2月1日～3月1日	○パブリックコメントの実施 ・2月1日（木）～3月1日（金）の30日間



## 第2節 上三川町地域自立支援協議会設置条例

平成19年9月14日

条例第32号

改正 平成23年3月17日条例第3号

平成25年3月25日条例第22号

平成28年3月17日条例第13号

平成30年12月17日条例第27号

### (設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害者施策の実施にあたり、障害者の自立生活や社会参加の支援に必要なサービスの調整のため、上三川町地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 障害者基本計画及び障害福祉計画の策定に関すること。
- (2) 障害福祉施策の具体化方策に関すること。
- (3) 相談支援体制の評価に関すること。
- (4) 困難事例への対応のあり方、調整に関すること。
- (5) 総合的な自立支援ネットワーク構築に関すること。
- (6) 障害者の就労支援に関すること。
- (7) その他町長が必要と認めること。

### (組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は非常勤特別職とする。

3 委員は、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 公募による委員
- (3) 町民生委員
- (4) 社会福祉法人上三川町社会福祉協議会理事
- (5) 保健・医療関係者
- (6) 相談支援関係者
- (7) 教育関係者
- (8) 障害福祉団体関係者
- (9) 障害福祉事業者
- (10) 学識経験者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は原則公開とする。ただし、個人の情報を保護する必要がある場合には、協議により非公開とすることができる。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、健康福祉課に置く。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。
- 3 この条例の施行の日以後、最初に招集される委員会の会議は、第6条の規定にかかわらず、町長が招集する。

(上三川町障害福祉計画策定委員会設置条例の廃止)

- 4 上三川町障害福祉計画策定委員会設置条例(平成18年上三川町条例第40号)は、廃止する。

附 則(平成23年条例第3号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第22号)抄

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年条例第27号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

### 第3節 上三川町地域自立支援協議会委員名簿

	区 分	所 属	氏 名
1	町議会議員	上三川町議会産業厚生常任委員会	海老原 友子
2	町議会議員	上三川町議会産業厚生常任委員会	田崎 幸夫
3	公募による委員	—	鈴木 礼子
4	公募による委員	—	入江 里美
5	町民生委員	上三川町民生委員児童委員協議会	増淵 盟美
6	社会福祉法人上三川町 社会福祉協議会理事	社会福祉法人上三川町社会福祉協議会	◎飯田 康人
7	保健・医療関係者	医療法人心救会 小山富士見台病院	中指 祐一
8	保健・医療関係者	県南健康福祉センター	黒岩 幹枝
9	相談支援関係者	相談支援事業所こすもす	荒川 孝一
10	相談支援関係者	有限会社 ケアサポートセンタービスケット	渡辺 由美
11	教育関係者	栃木県立国分寺特別支援学校	小島 友香
12	障がい福祉団体関係者	上三川町身体障害者福祉会	大島 淑江
13	障がい福祉団体関係者	上三川町手をつなぐ育成会	高田 緑
14	障がい福祉団体関係者	上三川町ろう者の会	大槻 英一
15	障がい福祉団体関係者	アイの会	山口 静子
16	障がい福祉事業者	社会福祉法人こぶしの会 上三川ふれあいの家ひまわり	高橋 温美
17	障がい福祉事業者	社会福祉法人幸知会 特別養護老人ホームトータスホーム	貝木 教子
18	障がい福祉事業者	スマイルモード株式会社 スマイル上三川	笹島 由美
19	学識経験者	一般社団法人 栃木県社会福祉士会	○高田 美保

◎会長 ○副会長 敬称略

## 第4節 用語解説

---

### 【英字】

---

#### ◆SNS（えす えぬ えす）

Social Networking Service の略。スマートフォンやパソコンを介して利用される Facebook や X などのコミュニケーションツール全般を指す。

#### ◆SDGs（えす でいー じーず）

「持続可能な開発目標」の意で、Sustainable Development Goals の略。2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。

### 【あ行】

---

#### ◆一般就労

障がい者の就労の種類の一つ。労働基準法等に基づく雇用関係による一般の企業への就労のこと。

#### ◆医療的ケア児

病院以外の場所で「たんの吸引」や「経管栄養」等、生きていく上で必要な医療的援助を必要とする子ども。

### 【か行】

---

#### ◆権利擁護

意思能力が十分でないため、生活の様々な場面で権利を侵害されやすい知的障がい者や認知症高齢者などが、安心して日常生活を送ることができるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談・援助を行うこと。

#### ◆工賃

一般的には「物を製作、加工する労力に対する手間賃」のことを指す。障がい者が就労継続支援事業所等の仕事で収益を生んだ場合に、労働成果として支払われるもの。

#### ◆合理的配慮

障がい者から、社会の中にあるバリアを取り除くための対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲でバリアの除去を行うこと。段差がある場合に補助したり、障がい者の特性に合わせて催物の座席を決めたりするなど、様々な対応が考えられる。

### 【さ行】

---

#### ◆作業療法

障がい者が社会復帰するためのリハビリテーションの一つ。身体を動かして作業することで、社会生活に適応する能力を回復させる。医師の指示の下で、作業療法士が行う。

#### ◆肢体不自由

身体障がいの一つで、四肢（上肢・下肢）や体幹の機能に障がいがあることをいう。身体障害者福祉法における障がいの分類では、最も対象者が多い。

#### ◆社会資源

社会的ニーズを充足する様々な物質や人材の総称。社会福祉では、社会福祉施設、備品、サービス、資金、制度、情報、知識・技能、人材等のことを指す。

#### ◆社会福祉協議会

社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体。社会福祉を目的とする事業を営業者、及び社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされており、様々な福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。

略称は「社協」。

#### ◆社会福祉士

専門的知識及び技術を持って、身体上もしくは精神上の障がいがあること、又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者、又は医師その他の保健医療サービスを提供する者。

#### ◆障がい者基本計画

障害者基本法の規定に基づき、都道府県・市区町村が策定する計画で、障がい者のための施策に関する課題、目標、具体的な方策などを定めるもの。

#### ◆障害者基本法

障がい者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体等の責務、障がい者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。

#### ◆障害者虐待防止法

障がい者への虐待は、障がい者の尊厳を害し、自立及び社会参加を妨げることから、障がい者に対する虐待の禁止や予防及び早期発見、防止などに関する国等の責務、そして保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障がい者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めた法律。正式名称は、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。

#### ◆障害者差別解消法

何人も、障がい者に対して障がいを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことや、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止等を定めた法律。正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。

#### ◆障害者総合支援法

障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障がい者・障がい児が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障がい福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。旧称は、「障害者自立支援法」。正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。

#### ◆障がい福祉計画

障害者総合支援法の規定に基づき、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に関して定める計画。国が示す基本指針に即して策定することが義務付けられている。

#### ◆情報アクセシビリティ

情報の利用におけるバリアフリー化。情報を利用・取得、意思表示・意思疎通ができるようにするため、障がい者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障がい者の利便の増進を図ること。

#### ◆自立支援協議会

障がい者の地域生活を支援するために、多様な相談に対応し、保健、福祉、医療等の各種サービスの総合的な調整を図る組織。主な役割としては、障がい福祉に関する情報の提供及び助言、保健等サービスを必要とする障がい者一人ひとりの具体的な支援策の検討等。

#### ◆身体障害者手帳

身体障害者福祉法の規定に基づき交付される手帳であり、身体障がいの程度によって、1級から6級までに区分される。7級は手帳交付対象にはなりません。

#### ◆精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき交付される手帳であり、精神障がいの程度によって1級から3級までに区分される。

#### ◆成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分又は困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。支援する人（後見人等）を選任し、契約の締結等を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消したりできるようにするなど、地域で安心して生活できるように支援する。

#### ◆相談支援専門員

障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画を作成する者。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要がある。

### 【た行】

---

#### ◆地域活動支援センター

地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行い、障がい者の自立した地域生活を支援する場。運営は、地域生活支援事業として位置づけられる。

#### ◆地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

#### ◆地域生活支援事業

障がい者等が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域で生活する障がい者等のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態で実施している住民にとって最も身近な事業。

#### ◆地域包括ケアシステム

介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい等の5つの分野で一体的に受けられる支援体制のこと。

### 【な行】

---

#### ◆難病

難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）では「難病」を、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの。」と定めている。

このうち、当該難病の患者数が国内において厚生労働省令で定める人数に達せず、かつ、当該難病の診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていること、その他厚生労働省令で定める要件を満たすものを「指定難病」といい、医療費助成の対象となる。また、令和元年7月1日から障害者総合支援法の対象となる疾病が359から361に拡大され、障がい福祉サービスによる支援も拡大している。

#### ◆農福連携等推進ビジョン

農業と福祉が連携し、障がい者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障がい者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現することを推進するための取組。

#### ◆ノーマライゼーション

社会で日々を過ごす一人の人間として、障がい者の生活状態が、障がいのない人の生活状態と同じであることは、障がい者の権利である。障がい者は、可能な限り同じ条件のもとに置かれるべきであり、そのような状況を実現するための生活条件の改善が必要であるとする考え方。



## 【は行】

---

### ◆発達障がい

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達の障がい並びに行動及び情緒の障がいの対象とされている。自閉症、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がいなどが含まれる。

### ◆バリアフリー

障がい者が社会生活をしていく上で、社会的、制度的、心理的な全ての障壁（バリア）となるものを除去すること。

### ◆ハローワーク

民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する最後のセーフティネットとしての役割を担い、また、地域の総合的雇用サービス機関として、職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施する雇用対策の窓口。

### ◆ペアレントトレーニング

環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたプログラム。また、子どもの行動修正までは目指さず、「保護者の認知を肯定的に修正すること」に焦点を当てた簡易的なプログラム。

## 【ま行】

---

### ◆マネジメント

資源を活用して組織をまとめる活動のこと。

## 【や行】

---

### ◆要約筆記

難聴者や失聴者などに、会議や講義などの内容を手書きやパソコンで入力した文章で伝えること。

## 【ら行】

---

### ◆ライフステージ

人間の人生を段階区分したもの。幼少年期、青年期、壮年期、老年期などに分けた段階。

### ◆理学療法

病気・けが・高齢・障がい等によって運動機能が低下した状態にある人に対し、理学療法士が運動機能の維持・改善を目的に運動・温熱・電気・水・光線等の物理的手段を用いて行う治療法。

### ◆リハビリテーション

事故・疾病等により障がいを受けた人や、長期療養者を対象にして行う、機能回復と社会復帰のための総合的な療法・指導・訓練。

### ◆療育

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障がい児やその家族、障がいに関し心配のある人などを対象として、障がいの早期発見・早期治療、訓練等による障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。

### ◆療育手帳

知的障害者福祉法により、知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。一貫した指導・相談を行うとともに、各種の支援を受けやすくするために交付される。

## 第3次上三川町障がい者基本計画

(令和6年度～令和11年度)

## 上三川町第7期障がい福祉計画

## 上三川町第3期障がい児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月

---

発行：上三川町 健康福祉課  
〒329-0696 栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地  
電話：0285-56-9128  
F A X：0285-56-6868  
E-mail：fukushi01@town.kaminokawa.lg.jp

---

